

成果指標設定の基本方針

1 指標を設定する目的

施策の目標を県民にわかりやすく示す。
各施策の進捗状況を客観的に捉える。

2 指標設定にあたっての基本的な考え方

施策レベルの成果を評価する指標とする。
施策の内容や目標に適合していること。
わかりやすい名称とし、指標の意味が理解しやすいこと。
一つの施策につき、複数の指標を設定する。
可能な限りアウトカム指標を設定する。
(アウトカム指標の設定が困難である場合は、アウトプット指標で代替。)
モニタリングが容易なものとする。
(原則として毎年数値が把握できるもの。)

3 目標値の設定について

個別分野計画・国の計画との整合性や過去の推移、全国状況との比較、さらには、今後の趨勢予想などを複合的に勘案して設定する。

(前回会議における意見を踏まえた見直し)

現状維持を目標として設定する場合でも、できる限り引き上げる方向で目標値を設定。
個別分野計画において設定した目標をすでに達成している場合は、できる限り新たな目標値を設定。

なお、成果指標と目標値については、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しあり。

4 成果指標による施策点検

計画の総合的な推進を図るため、成果指標の達成状況や取組みの進捗状況等を検証し、施策点検を実施。
併せて、県民を対象とする施策重要度・満足度調査の結果をもとに、定性的な観点からの施策点検も実施。

第6次愛媛県長期計画に係る成果指標一覧表

資料

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典
1	1) 地域に根ざした産業の振興		1	県内総生産額(農林水産業を除く)	県内経済計算の県内総生産(生産側)の「産業」の合計から、農林水産業に関するものを控除した額。企業等の生産活動の成果を見ることができる指標。	経済活動別県内総生産(実質:連鎖方式)の(1 産業の合計額) - ((1) 農林水産業の合計額)	4兆5,926億円 (平成20年度)	4兆8,279億円	単年	平成15年度から、世界同時不況が発生した平成20年度の前年度の平成19年度までの5年間の平均値(4兆8,279億円)を目標として設定する。	県内経済計算
			2	従業員1人当たりの付加価値額	県内の従業員4人以上の事業所における従業員1人当たりの付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)。従業員から提供される労働力がどの程度効率的に機能しているかを示し、企業の経営革新の進捗を確認できる指標。	[従業員4人以上の事業所の付加価値額(従業員4~29人の事業所については粗付加価値額)] / 同事業所の全従業員数	12,706千円 (平成22年度)	12,950千円 (平成26年度)	単年	平成15年から世界同時不況が発生した平成20年の前年の平成19年までの5年間の平均値(12,950千円)を目標として設定する。	工業統計調査(経済産業省)
			3	商店街における空き店舗率	県内の商店街の店舗数に対する空き店舗数の割合。県内商業の活性化を示すとともに、商店街の停滞状況からの脱却度合いを定量的に示す指標。	空き店舗数 / 県内の商店街店舗数 × 100	18.4% (平成21年度)	18.0%		郊外型大型店の増加等に伴い、空き店舗率の改善は難しい状況であるが、施策の効果を考慮し0.4%の改善を目標値として設定する。	県調査(「商店街実態調査」)
	2) 企業誘致・留置の推進		4	企業(工場)立地件数(人口10万人当たり)	製造業、電気業、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得された1,000m ² 以上の用地の件数。県内への企業誘致の成果を示す指標。	用地の件数 / 県人口 × 100,000	0.54件 (平成22年度)	0.61件	単年	国内産業の空洞化が進展する中で、企業立地に地理的ハンディを持つ本県としては、全国平均の現状値を目標とする。	工場立地動向調査(経済産業省)
			5	企業立地に伴い雇用が確保された人数	平成13年度以降の企業立地に伴い雇用が確保された人数。企業誘致による雇用拡大や地域経済活性化の成果を示す指標。	実数	3,985人 (平成22年度)	4,385人	累計	年間の立地件数をコールセンター1件、製造・卸売り業3件と仮定した場合に想定できる年間100人の増加を目標とする。	県調査
			6	企業立地に伴う投資額	平成13年度以降の企業立地に伴い投資された金額。企業誘致による雇用拡大や地域経済活性化の成果を示す指標。	実数	54,526百万円 (平成22年度)	60,526百万円	累計	年間の立地件数をコールセンター1件、製造・卸売り業3件と仮定した場合に想定できる年間15億円の増加を目標とする。	県調査
	3) 戦略的な海外展開の促進		7	貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数	県内企業のうち、貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数。県内企業全体の海外展開の成果を示す指標。	実数	430社 (平成22年度)	450社	単年	景気低迷や円高の影響等により企業数が減少する中ではあるが、地域商社等の取組みにより、新たに国際取引を開始する事業者を支援し、平成22年度対比で5%増を目標とする。	愛媛県国際取引企業リスト(ジェトロ愛媛・愛媛県産業貿易振興協会)
			8	県内港湾における貿易コンテナ取扱量	県内港湾における貿易コンテナ取扱量の合計(1TEUは20フィートコンテナ1個分)。県内企業における貿易の状況を示す指標。	実数	118,190TEU (平成22年度)	121,700TEU	単年	世界経済の影響や国際コンテナ戦略港湾(特に阪神港)の動向など、予測困難な面もあるが、今後のアジア経済の伸展等から、平成22年度対比で3%増を目標とする。	県調査
			9 追加	海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数	県内企業のうち、海外に販売拠点を持つ企業の拠点数。県内企業における海外での販路開拓・拡大活動の状況を示す指標。	実数	66箇所 (平成22年度)	70箇所	単年	各企業の販売戦略によって大きく左右されるほか、その性質上、拡充も再編も頻繁に行われることから、平成22年度対比で5%の増加を目標とする。	愛媛県内企業の海外進出状況について(いよぎん地域経済研究センター)
	4) 新産業の創出と産業構造の強化		10	(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数。創業・企業支援の成果を示す指標。	実数	106件 (平成22年度)	126件	累計	直近の平均増加件数が5件程度であることから、年間5件、累計で126件を目標とする。	県調査
			11	産学官連携や農商工連携により事業化された件数	産学官連携や農商工連携による研究成果を活用して製品化されたもののうち、企業において販売実績のあった件数の合計。販売実績があった製品件数の多寡が施策効果に直結しており、産学官連携推進事業等による新製品開発の成果を示す指標。	実数	21件 (平成22年度)	89件	累計	過去の実績から年目標を推計(産学官2件/年、農商工15件/年)して、H22からH26年度までの累計を目標値として設定する。	県調査
			12	試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	工業系試験研究機関での試験研究で得られた技術のうち、県内企業に技術移転した件数。試験研究機関で研究開発した技術が県内企業に技術移転され、有効活用されることが県内企業の技術革新に繋がることから、試験研究に係る成果を示す指標。	実数	138件 (平成22年度)	180件	累計	過去の実績を踏まえ、年間10件程度を目標とする。	県調査
			13	県内特許権登録件数	県内の特許権登録案件数。愛媛県知的財産戦略(H19年5月策定)に掲げる努力目標の一つであるとともに、県内における技術層の厚さを示す指標。	実数	968件 (平成22年度)	全国平均値以上 (平成26年度)	累計	愛媛県知的財産戦略において、当戦略の推進を通じて、全国順位で中位以上を確保できる全国平均程度の数値の達成に向けて努力するとしているため、全国平均の案件数は、人口1万人当たりの全国平均数値に愛媛県の人口を乗じて算出している。(平成22年の全国平均:2,088件)	特許行政年次報告書(特許庁)
5) 若年者等の就職支援と産業人材力の強化		14	県の完全失業率	労働力人口に占める完全失業者数の割合(年平均)。県内の雇用情勢全体を示す指標。	完全失業者数 / 労働力人口 × 100	4.5% (平成22年度)	3.9% (平成26年度)		リーマンショックの影響を受けていない、いざなぎ景気後半の3年間(平成17年度~平成19年度)の平均値の水準まで完全失業率を引き下げることを目標とする。	労働力調査(総務省)	
		15	県の有効求人倍率	ハローワークに申し込んでいる求職者数に対する求人数の割合。1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示すものであり、県内の雇用情勢全体を示す指標。	有効求人数 / 有効求職者数	0.65倍 (平成22年度)	0.87倍		リーマンショックの影響を受けていない、いざなぎ景気後半の3年間(平成17年度~平成19年度)の平均値の水準まで、有効求人倍率を引き上げることを目標とする。	愛媛労働局集計	
		16	県内高校・大学新規卒業者の就職決定率	就職希望者のうち就職が決定した割合。若年者の雇用情勢を示す指標。	就職決定者数 / 就職希望者数 × 100	高校97.0% (平成22年度) 大学92.2% (平成22年度)	高校98.2% 大学93.2%		リーマンショックの影響を受けていない、いざなぎ景気後半の3年間(平成17年度~平成19年度)の平均値の水準まで就職決定率を引き上げることを目標とする。	愛媛労働局集計	
		17	高等技術専門学校における就職率	県立高等技術専門学校における施設内訓練生の就職率。求職者については、技能を修得し、就職することが目的となるため、産業人材力の強化と就職支援の成果を示す指標。	求職者を対象とした訓練における訓練修了3ヵ月後の就職者 / 訓練修了者+途中退校就職者 × 100	78.2% (平成22年度)	80.0%		国の「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)における公共職業訓練受講者の就職率の目標値(施設内80%)と同数を目標とする。	県調査	
6) 快適な労働環境の整備		削除	個別労働紛争あわせん件数	労使間で生じた紛争に対するあわせん件数。労働者が働きやすい職場環境づくりへの取組みの成果を示す指標。	実数	42件 (平成22年度)	42件	単年	労使間の紛争の件数については、平成26年度の経済状況等によりどう変動するかは予想できないため、目標値については平成22年度の現状値とし、その年度の状況に応じ、発生した紛争を速やかに処理していきとしたい。	県調査	
		18 追加	育児休業取得率(女性)	県内民間事業所における女性の育児休業取得率(アンケート調査)。企業における仕事と家庭の両立支援への取組みと労働者の就労継続の容易さを示す指標。	育児休業取得者数 / 1年間に出産した労働者数 × 100	79.1% (平成21年度)	85.0%		全国平均の現状値(83.7%)程度を目標とする。	県調査	
		19	えひめ子育て応援企業数	「えひめ子育て応援企業認証制度」に基づき認証された企業の数。仕事と子育てが両立できる職場環境づくりへの取組み成果を示す指標。	実数	243社 (平成22年度)	420社	累計	平成23年度の認証事業者1人当たりの認証企業数は10社程度と推計されることから、平成24年度の認証企業数の見込みは60社(事業者6人 × 10社 = 60社)。平成25~26年度は、認証事業者による専任体制がなくなることから、年間の認証企業数を24年度の1/3と見込むことにより目標値を設定した。 [H23末見込み320社、H24 60社、H25 20社、H26 20社 H26末 420社]	県調査	
7) 力強い農林水産業を支える担い手の確保		20	新規農業就業者数	一年間で県内において新たに農業に就業した人数。新たな担い手の掘り起こしによる担い手不足の解消や生産力の向上を示す指標。	実数	113人 (平成22年度)	130人 (平成27年度)	単年	「えひめ農業振興プラン2011」において、県内12広域営農圏ごとの目標数値の合計(118人)に、県としての施策効果を考慮し設定。	県調査(動向調査)	
		21	認定農業者数	経営改善計画を策定し、市町長の認定を受けた農業者の数。経営改善に意欲的な農業者の動向を把握し、活性化の状況を示す指標。	実数	4,876経営体 (平成22年度)	5,161経営体 (平成27年度)	累計	「えひめ農業振興プラン2011」において、県内12広域営農圏ごとの目標数値を合計したもの。	認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体並びに農用地利用改善団体の実態に関する調査(農林水産省)	
		22	新規林業就業者数	一年間で県内において新規に林業参入した人数。新たな担い手の掘り起こしによる担い手不足の解消や生産力の向上を示す指標。	実数	135人 (平成22年度)	140人	単年	将来、計画する林業事業者等における年間事業量(木材生産、造林・保育)に対し必要な年間労働力を推計し目標値として設定。	県調査(県統計数値、林野庁への報告事項)	
		23	漁業就業者数	漁業に就業している人数。漁業における生産力の状況を示す指標。	実数	9,913人 (平成21年度)	7,300人以上	累計	「水産えひめ振興プラン」において、減少傾向を予測しており、施策効果による減少抑制を考慮し、平成27年度には7,000人を確保する目標を設定していることから、平成26年度の数値を推計し設定。	県調査	
		24	農業産出額	農業生産活動によって生産された農産物や加工農産物を金額として表したものの、金額ベースでの農業の生産状況を示す指標。	実数	1,222億円 (平成21年度)	1,350億円 (平成27年度)	単年	「えひめ農業振興プラン2011」において、平成27年には中四国9県で1位を目指すことを目標に、平成20年度の数値1,356億円程度を設定。	生産農業所得統計(農林水産省)	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出自	
1 産業	8) 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備		25	県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	スギ・ヒノキを中心とする木材(加工前の丸太の状態)の年間生産量。森林資源の活用を通じた森林整備・林業経営の強化の状況を示す指標。	実数	453千m3 (平成22年度)	610千m3	単年	「えひめ森林・林業振興プラン」において、森林資源の育成状況と施策効果(就業者数・機械化等)により利用可能な木材量から、平成27年度の目標値を650千m3と設定していることから、平成26年度の数値を推計し設定。	木材統計調査(農林水産省)	
			26	漁業生産額	漁業生産活動による生産物を金額で表したものの、金額ベースでの漁業の生産状況を指す指標。	実数	870億円 (平成21年度)	1,090億円	単年	「水産えひめ振興プラン」において、過去の推移及び施策効果(魚価の向上・生産能力の向上)を考慮し、平成27年度の目標値を1,100億円と設定していることから、平成26年度の数値を推計し設定。	漁業・養殖業生産統計年報(農林水産省)	
			27	認定農業者等への農地利用集積率	耕地に占める利用集積面積の割合。認定農業者等の担い手への農地の利用集積の状況を指す指標。	(認定農業者・特定農業法人・特定農業団体等への農地利用集積面積)/耕地面積×100	37.4% (平成22年度)	42.4%	累計	「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」において、認定農業者等への利用集積の推移や施策効果を考慮し設定している平成32年度の目標値(51%)から、平成26年度の数値を推計し設定。	認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体並びに農用地利用改善団体の実態に関する調査、耕地及び作付面積統計(農林水産省)	
			28	水田・畑のほ場整備面積	県内における水田・畑を対象にしたほ場整備(耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化)実施面積。生産性の向上に向けた整備状況を指す指標。	実数	19,474ha (平成22年度)	20,000ha	累計	水田については、「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」における担い手への農地利用集積目標(51%)に必要なほ場整備面積(16,400ha)から、平成26年度の数値を推計し設定。 畑については、年間20haを整備する計画であることから平成26年度までの整備面積を推計し設定。	県調査	
			29	効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積	平成24年度から開始される森林経営計画(集約化・団地化の計画)の作成面積を集計。計画の作成面積から集約化・団地化に向けた取組みの状況を指す指標。	実数	-	39,000ha	累計	「えひめ森林・林業振興プラン」における平成27年度の目標として掲げる間伐面積(9,500ha/年)の実現に必要な集約化・団地化面積を算出。	県調査	
			30	漁場整備面積	県や市町が実施する人工魚礁漁場、増殖場、つきいそ漁場の整備面積を集計したもの。漁業の生産性向上に向けた整備状況を指す指標。	実数	12,880ha (平成22年度)	13,406ha	累計	県や市町が策定している漁場整備計画(年次計画)に基づき、平成26年度までの整備面積を526haと推計し設定。	県調査	
			31	野生鳥獣による農作物被害額	野生鳥獣が農業者に与える被害を金額で直接的に示すもの。鳥獣害対策による被害の軽減の程度を示す指標。	実数	435,889千円 (平成22年度)	365,000千円	単年	「第2次愛媛県イノシシ適正管理計画」において被害額レベルを平成5年度の被害額程度(被害が急増する以前の水準)に抑えることを目標としていることや近年の被害状況を考慮し、被害軽減に向けた平成26年度の目標値を設定。	県調査	
			9) 選ばれる産地を目指した技術開発の推進	32	県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	県の試験研究機関が研究成果として開発した新品種や新技術の数。新品種や新技術の開発による産地化に向けた取組みの状況を指す指標。	実数	25件 (平成22年度)	26件	単年	新品種の開発数や現場利用可能な技術開発数は大きく変化するものではないが、研究開発の積極的な推進によって、より多くの成果をあげることを目指し、現状より1件増加を目標とする。	県調査
				33	新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	開発した新技術のうちマニュアル化した技術の割合。新技術の普及に向けた取組みの状況を指す指標。	マニュアル化した新技術数/開発した新技術数×100	72.0% (平成22年度)	100%	累計	新技術の普及を目指し、完全マニュアル化を目指すため100%と設定。	県調査
			4	10) 愛媛産品のブランド力向上と販路拡大	34	「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	「愛」あるブランド産品の前年度に対する年間販売額の伸び率。愛媛県を代表する産品として「愛」あるブランド産品の販売額の向上と認知度の状況を指す指標。	(当該年度の年間販売額 - 前年度の年間販売額) / 前年度の年間販売額 × 100	3.2% (平成22年度)	5.0%	単年	既存認定産品の販売促進活動等による増加分と新規認定産品の純増分の効果を考慮し、対前年度で5%/年程度増加させることを目指す。
35	東京アンテナショップ新規取扱商品数	東京アンテナショップで新規に取り扱った商品数。首都圏での県産品の販路拡大状況を指す指標。			実数	164品 (平成22年度)	170品	単年	東京アンテナショップにおける愛媛県の商品数は約900。そのうち、毎年170品を継続して新規に取扱うことを目指す。	県調査(観光物産協会から報告)		
36	報道機関に対する記者発表件数	知事や担当部局による新聞社やテレビ局などの報道機関に対する記者発表件数。報道機関を通じた県関係情報の発信状況を指す指標。			実数	92件 (平成22年度)	100件	単年	平成22年度実績の10%増を目標値に設定。 (92×1.1=101.1)	県調査		
11) 愛媛の魅力発信力の強化	37	首都圏パブリシティ活動により県の情報がメディア等に取り上げられた件数	雑誌社やテレビ局などへの働きかけ等により、本県の情報が取り上げられた件数。マス・メディアを通じた愛媛県の実績の発信状況を指す指標。	実数	90件 (平成22年度)	100件	単年	平成22年度実績の10%増を目標値に設定。 (90×1.1=99)	県調査			
	38	県HP(トップページ)へのアクセス件数	ホームページが閲覧された回数。ホームページを通じた県政情報の発信状況を指す指標。	実数	244,783件/月 (平成22年度)	260,000件/月	単年	平成18年度の数値から平成22年度の現状値の伸び率5.6%に、0.4%を上積みした6%を適用して設定。	県調査			
5	12) 魅力ある観光地づくり	39	観光客数	県内外からの観光客数。観光客誘致の成果を示す指標。	実数	24,730千人 (平成21年度)	26,620千人	単年	愛媛県観光振興基本計画の目標年次が平成27年度であり、その目標値が27,000千人であるので、現状値からの期間6年で割り算して算出。	県調査(「観光客数とその消費額」)		
		40	観光消費額	県内外からの観光客の消費額。観光客誘致の経済的な成果を示す指標。	実数	1,035億円 (平成21年度)	1,100億円	単年	愛媛県観光振興基本計画の目標年次が平成27年度であり、その目標値が1,113億円であるので、現状値からの期間6年で割り算して算出。	県調査(「観光客数とその消費額」)		
6	13) 国際観光の振興	41	外国人延泊者数	県内の主要宿泊施設において宿泊した外国人の数。外国人観光客誘致の成果や、外国人の本県観光への指向性を示す指標。	実数	40,900人 (平成22年度)	53,200人	単年	愛媛県観光振興基本計画の目標年次が平成27年度であり、その目標値が57,000人であるので、現状値からの期間5年で割り算して算出。	宿泊旅行統計調査(観光庁)		
		42	国際会議開催件数	県内において国際会議(参加者総数:50名以上、参加国数:日本を含む3カ国以上、会議日数:1日以上)が開催された件数。外国人観光客誘致の方策の1つである国際会議がどの程度開催されたかを指す指標。	実数	3回 (平成22年度)	4回	単年	外国人延泊者数に比例して増加することが期待されるため、外国人延泊者数の目標増加率と連動させて算出。	国内都市別国際会議一覧表(国際観光振興機構)		
6	14) 広域交流・連携の推進	43	四国4県連携施策数	「四国はひとつ」の理念の下、四国4県の協調・連携を図っている施策の数。連携の達成の度合いを示す指標。	実数	28施策 (平成23年度)	30施策	単年	時代の要請に合わせた施策のスクラップアンドビルドは不可欠であるが、変容する四国の諸課題に対応するには新たな取組みも求められることから、「現状値以上の施策数」の30施策を目標とする。	県調査		
		44	中四国連携施策数	愛媛県と中四国の他の自治体とが合同又は連携して実施する各種施策の数。広域連携・交流の状況を指す指標。	実数	37施策 (平成23年度)	40施策	単年	昨今の厳しい財政状況の中、より実効性のある政策の推進に向けたスクラップアンドビルドが求められ、現在取り組んでいる中四国連携施策についても、今後、事業のあり方を含め統廃合が行われていく方向にある。このような中、既に良好な水準にあると考えられる現状値を基本に、更なる広域連携の強化を目指す意味から、「現状値以上の施策数」の40施策を目標とする。	県調査		
	45	外国人登録者数(人口千人当たり)	海外から本県に転入している外国人の数。県民が地域において外国人と支えあい、心豊かな生活を営むことができる多文化共生地域づくりの推進に向けた取組みの成果を示す指標。	外国人登録者数/県人口×1,000	6.3人 (平成22年度)	6.5人	累計	外国人登録者数(人口千人あたり)の四国平均(6.5人)を目標値とする。	在留外国人統計(法務省)			
	46	海外渡航者数(人口千人当たり)	本県から海外に出発した人の数。国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりへの取組みの成果を示す指標。	海外渡航者数/県人口×1,000	59.7人 (平成22年度)	62.3人	単年	海外渡航者数(人口千人あたり)の四国平均を目標値(62.3人)とする。	出入国管理統計(法務省)			
16) 広域・高速交通ネットワークの整備		47	県・市町の国際交流協定締結数	県及び県内市町が外国との国際交流協定を締結している数。海外との関係の広がり具合を示す指標。	実数	12箇所 (平成22年度)	13箇所	累計	地域における国際交流の機運の盛り上がりによる外国との交流協定の増加を目指す。	県調査		
		48	県都60アクセスプラン達成率	県都松山市から60分程度で到達できる地方圏域中心都市(四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、久万高原町、大洲市、八幡浜市、宇和島市)の割合。県土の均衡ある発展のための高速道路ネットワークがどれだけ確保できているかを指す指標。	県都松山市まで60分程度で到達できる地方圏域中心都市数/地方圏域中心都市数(8市町)×100	87.5% (平成22年度)	100%	単年	全区間の達成を目標とする。	県調査		
		49	生活圏域から高速Cへの30分アクセス達成率	各市町役場から高速C間を30分以内で到達できる市町(離島である上島町を除く19市町)の割合。高速道路ネットワークがより有効に活用できるよう、同ネットワークへのアクセス向上を示す指標。	高速Cまで30分以内で到達できる市町数/県内市町数(離島である上島町を除く19市町)×100	84.2% (平成22年度)	94.7%	単年	高速道路が未整備の愛南町を除く全市町の達成を目標とする。	県調査		
		50	愛媛発着の旅客流動数	愛媛県からの出発及び到着の旅客数。交通ネットワークの充実度を指す指標。 (対象輸送機関:JR、民鉄、自動車、旅客船、定期航空)	実数	1,677百万人 (平成21年度)	1,719百万人	単年	経済情勢(リーマンショック)等の大きな変動要因がなかった平成15年度から平成19年度までの5か年間の伸び率2.2%をベースに、施策効果を加味した2.5%を平成26年度までの伸び率と仮定して算出した1,719百万人を目標値とする。	貨物・旅客地域流動調査(国土交通省)		
51	愛媛発着の貨物流動数	愛媛県からの出発及び到着の貨物トン数。物流ネットワークの充実度を指す指標。 (対象輸送機関:鉄道、海運、自動車)	実数	138,953千t (平成21年度)	138,953千t以上	単年	減少傾向(H16:176,574千t、H21:138,953千t(-21.3%))にあるが、広域・高速交通ネットワークの整備による施策効果を踏まえ、現状維持以上を目標とする。	貨物・旅客地域流動調査(国土交通省)				

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典
7	17) 地域を結ぶ交通体系の整備		52	松山空港の年間利用者数	1年間に松山空港を利用した人数。広域・高速交通網の要である松山空港の利便性向上の成果を示す指標。	実数	2,310千人 (平成22年度)	2,600千人	単年	経済情勢(リーマンショック)等の大きな変動要因がなかった平成15年度から平成19年度までの5年間の平均利用者数は2,682千人であり、当該期間で最も利用者数が少なかった平成15年度においても、利用者数は2,633千人であったことから、少なくとも松山空港には約2,600千人の潜在的需要があると推測されるため、2,600千人を目標値とする。	松山空港利用促進協議会調
			53	生活圏域30分アクセス達成率	合併前の旧市町村役場から30分程度で到達できる小学校(合併・廃校前の370小学校)の割合。生活に密着した日常の利用の多い道路がどれだけ整備されているかを示す指標。	合併前の旧市町村役場まで30分程度で到達できる小学校数 / 県内小学校数(離島16校を除く370小学校) × 100	96.8% (平成22年度)	98.6%		地理的条件により所要時間の短縮が見込めない15小学校を除いた全小学校の達成を目標とする。	県調査
			54	離合困難解消率	山間部(市街地を除く)において、大型車等のすれ違いが可能な道路延長の割合。山間部における快適な走行性がどれだけ確保されているかを示す指標。	離合可能な山間部(市街地を除く)道路延長(300m以内に総幅員7.0mの区間が20m以上ある区間の延長) / 山間部(市街地を除く)道路延長 × 100	80.1% (平成22年度)	81.5%		20年後に90%(大多数の人が満足度を得られる数字)を達成することを目標に、4年後に81.5%とすることを目標とする。	県調査
			55	過疎・離島地域の地域交通の路線数	過疎・離島地域における公共交通路線(路線バス+廃止代替バス+コミュニティ・福祉・スクールバス等+離島航路)の数。生活の足として欠かすことのできない公共交通の充足度を示す指標。	実数	572路線 (平成22年度)	572路線	累計	減少傾向(H17:580路線 H22:572路線(1.4%))にあるが、公共交通の維持・確保による施策効果を踏まえ、現状維持を目標とする。	県調査
			56	県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	1年間に県内で鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車等を利用した人の数。生活の足として中心的役割を担う交通手段の充実度を示す指標。	実数	43,077千人 (平成21年度)	43,077千人	単年	減少傾向(H16:45,394千人 H21:43,077千人(5.1%))にあるが、公共交通の活性化による施策効果を踏まえ、現状維持を目標とする。	四国運輸局業務要覧 外
			57	県内輸送量に占める公共交通機関構成比	県内移動に際しての公共交通機関の利用割合。公共交通網の充実度を示す指標。	公共交通機関輸送人員 / 全輸送人員 × 100	5.1% (平成21年度)	5.6%		過去6年間(H16~21)の平均値(5.53%)以上を目指して、5.6%を目標値とする。	旅客流動調査(国土交通省)

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典
8	18) 未来につなぐ協働のきずなづくり		58	NPO法人数(認定NPO法人を含む)	県がNPO法人として認証・認定した法人数。新しい公共の重要な担い手であるNPO法人の状況を示す指標。 認定NPO法人は、県民から支援を受けているかどうかの判断基準(PST)である寄附額・寄附者数や法人の透明性確保が図られていることから、県民の満足度を把握することが可能。	実数	325法人(うち認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450法人(うち認定NPO法人現状より増加)	累計	NPO法施行後、年平均で27法人増加している。本施策を着実に進めることにより、平均を上回る年間30法人の増加(4年間で120法人以上)を目指し、450法人を目標値とする。 認定NPO法人数については、認定権限の国からの移管が平成24年4月からであることから、現状より増加とする。	県調査
			59	愛媛ボランティアネット会員登録数	県が開設している県内のボランティア関連情報を掲載したHP「愛媛ボランティアネット」の会員数。助け合い・支え合う活動であるボランティア活動への県民の関心度を示す指標。	実数	2,956会員 (平成22年度)	3,800会員	累計	平成19年度から22年度における増加数は590人(年平均197人の増加)。本施策を着実に進めることにより、同等以上の会員増を目指し、3,800会員を目標値とする。	県調査
			60	地域づくり団体数(人口1万人当たり)	県民の自主的・主体的な地域づくり活動の基礎となる地域づくり団体数。協働のきずなづくりの進捗状況を示す指標。	地域づくり団体数 / 県人口 × 10,000	1.73団体 (平成22年度)	4.0団体		平成22年度の全国1位である岩手県(3.96団体)を上回ることを目標とする。 本県は平成22年度全国3位	(財)地域活性化センター調査
	19) 男女共同参画社会づくり		61	県審議会等における女性委員の割合	県審議会等における女性委員の割合。男女が共に政策方針決定過程に参画していることを示す指標。	審議会等の女性委員数 / 審議会等の委員総数	41.4% (平成23年度)	40%以上		女性委員の割合は、全庁を挙げた取組みにより、審議会等の総計としては41.4%を達成しているが、個々の審議会等においては、 ・委員の職を法律で指定されている場合がある ・極めて専門的な知識等を必要とする分野においては、有識者に女性が少ない場合がある など、女性委員の登用に限界がある審議会等もあること。 また、「審議会等の見直し方針(第2次)」により、 ・長期間、同一の審議会等への就任回避 ・複数の審議会等への重複就任回避 が求められるなど、女性委員を登用する環境が厳しさを増していることを踏まえ、県男女共同参画計画で定めた「40%以上」を堅持することを目標とする。	県調査(県の審議会等への女性委員の登用状況)
			62	「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	愛媛県政に関する世論調査で「男女共同参画社会」という言葉を知っていると回答した割合。県民における男女共同参画社会意識の浸透状況を示す指標。	「男女共同参画社会」という言葉を知っている回答数 / 設問の回答数 × 100	66.4% (平成21年度)	100%		全ての県民が男女共同参画について関心を持つことを目標とする。	県調査(愛媛県政に関する世論調査)
			削除	男女共同参画センターが開催する講座の定員に対する受講者の割合	県民の男女共同参画社会意識の啓発・普及度を測る指標として適当であるため。	男女共同参画センター講座受講者数 / 男女共同参画センター講座定員 × 100	400% (平成22年度)	400%		男女共同参画センターが開催する講座の定員を満たすことにより、社会参加の促進や意識改革などが図られるため。	県調査(県男女共同参画センター年次報告書)
			63追加	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	県政モニターアンケートで「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる」と回答した人の割合。仕事と生活の調和の進展状況を示す指標。	「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる」回答数 / 設問の回答数 × 100	39.5% (平成22年度)	39.5%以上		仕事と生活の調和という考え方がまだ浸透していないことを踏まえ、現状値以上を目標とする。	県調査(県政モニターアンケート)
	20) 人権が尊重される社会づくり		64	人権問題に関する研修・講座等の受講者数	人権問題研修講師紹介事業の受講者数と人権啓発指導員等を派遣した研修受講者数の合計値。人権尊重の社会づくりに関する意識の浸透状況を示す指標。	実数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上	単年	受講者数は毎年度の事業内容により変動するが、過去5年間の平均が16,243人であることから、それを上回る現状値以上を目標とする。	県調査(人権対策課調査)
			65	人権・同和教育研究大会への参加者数	県人権・同和教育研究大会への参加者数。人権が尊重される社会づくりに向けた県民の意識の高揚状況を示す指標。	実数	2,182人 (平成22年度)	3,000人	単年	平成19年度から22年度(四国大会の開催に伴い規模を縮小した平成20年度を除く)の平均参加者は2,351人であり、大会の参加定員数に満たない状況である。このことから、目標を定員数である3,000人に設定する。	県調査(教育委員会調査)
			66	人権問題に関する指導者研修等の受講者数	県が開催する人権問題に関する指導者研修等の受講者数。人権問題の解消に向けた推進状況を示す指標。	実数	1,418人 (平成22年度)	1,800人	単年	指導者研修等の平成19年から22年度における増加数は288人(年平均96人の増加)。今後も研修内容等を工夫することで、同等程度の増加を目指し、1,800人を目標値とする。	県調査(教育委員会調査)
	21) 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿さへの実現		67	寝たきり高齢者出現率	65歳以上の者の数に、寝たきり高齢者の数が占める割合。高齢者が「自立して健康で活動的に生活」している状況を示す指標。	65歳以上の寝たきり高齢者数 / 65歳以上の高齢者数 × 100 (毎年4月1日現在で、県内各市町において調査)	5.61% (平成23年度)	6.15%以下		後期高齢者が増加する中、寝たきり高齢者出現率の上昇を緩やかに抑えることを目指すため、過去5年間(H19~23)の年平均増加ポイント(0.20)を1割抑制した数値(0.20 × 0.9 × 3 = 0.54)を加えた数値(6.15)以下に抑制することを目標とする。	高齢者人口統計表
			68	要介護認定を受けていない人の割合	65歳以上の者の数のうち、介護保険の認定を受けていない者の数が占める割合。高齢者が「自立して健康で活動的に生活」している状況を示す指標。	65歳以上で介護認定を受けていない高齢者数 / 65歳以上の高齢者数 (厚生労働省が、第1号被保険者数(65歳以上)、第1号被保険者認定者数の各月分を公表)	80.09% (平成23年度)	79.36%以上		後期高齢者が増加する中、介護を必要としない人が少しでも多くなることを目指すため、過去5年間(H19~23)の年平均増加ポイント(0.27)を1割抑制した数値(0.27 × 0.9 × 3 = 0.73)を減じた数値(79.36)以上にすることを目標とする。	介護保険事業状況報告(厚生労働省)
69			訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	介護保険サービス利用者のうち、居宅サービス利用者が占める割合。高齢者が「介護や支援を要するようになっても、住み慣れた地域で暮らしている」状況を示す指標。	居宅サービス利用者数 / 介護保険サービス利用者数 × 100 (厚生労働省が、居宅介護サービス利用者等の各月分を公表)	72.51% (平成23年度)	73.50%以上		後期高齢者が増加する中、少しでも住み慣れた場所でサービスを受けることができる人が増えることを目指すため、過去5年間(H19~23)の年平均増加ポイント(0.30)を1割増した数値(0.30 × 1.1 × 3 = 0.99)を加えた数値(73.50)以上にすることを目標とする。	介護保険事業状況報告(厚生労働省)	
70			県内老人クラブ会員数	県内の老人クラブに加入している高齢者の数。高齢者が「知識や経験を活かして、生きがいづくり等にも通じる社会参加」をしている状況を示す指標。	実数	101,225人 (平成23年度)	102,000人	累計	高齢者は増加する傾向にあるものの、個を重んじる風潮やライフスタイルの変化等により会員数は全国的に減少傾向にあることから、現状値以上を維持することを目標として、102,000人を目標とする。	愛媛県老人クラブ連合会調査	
71			施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	施設入所から地域へ生活の場を移行した人の数(率)。障害者の社会参加が進んでいる状況を示す指標。	18年度以降の地域移行者数 / 基準時点(17.10.1)の入所者数(2,268人) × 100 人数は累計	263人(11.6%) (平成22年度)	平成23年度中に策定する第3期県障害福祉計画に基づき設定	累計	H23年度中に策定する第3期愛媛県障害福祉計画に基づき、目標値を設定する。	厚生労働省調査	
22) 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり		72	障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	障害者相談支援専門員の資格を取得した人の数。地域の障害者が相談しやすい態勢の整備状況を示す指標。	実数	302人 (平成22年度)	530人	累計	研修を修了した過去5年間(H18~22)の平均人数(57人)を、質を確保しながら、毎年計画的に増やしていくことを目指すため、530人(57名 × 4年 = 228人増)を目標値に設定。	県調査	
		73	民間企業における障害者雇用率	民間企業で障害者が雇用されている割合。障害者が社会参加しやすい環境の整備状況を示す指標。	常用労働者数56人以上規模の一般の民間企業が雇用する障害者数 / 常用労働者数 × 100	1.69% (平成22年度)	1.80%		法定雇用率である1.8%を目標とする。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業においては1.8%以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならぬこととされている。	愛媛労働局集計	
		74	社会福祉施設等従事者数	保健師や介護職員等、社会福祉施設等で従事する人の数。児童養護施設や養護老人ホーム、老人保健施設など地域福祉の推進基盤を支える施設の充実度を示す指標。	実数	6,738人 (平成21年度)	6,800人	累計	県内の生産年齢人口が減少する中で、社会福祉施設等従事者も減少傾向にあることから、現状維持以上の6,800人を目標とする。	社会福祉施設等調査(厚生労働省)	
23) 地域福祉を支える環境づくり		75	民生児童委員1人当たりの平均相談・支援件数	民生児童委員1人当たりが1年間に実施した相談・支援の数。地域の子育て環境の充実度を示す指標。	当該年度の全体相談数・支援件数 / 当該年度末の民生児童委員数	33件/人 (平成21年度)	34件/人		民生児童委員の適切かつ活発な活動を確保するため、平成21年度の全国平均(33件/人)を超える34件/人を目標値として設定する。	福祉行政報告例(厚生労働省)	
		削除	がん検診受診率	健康づくりに向けた県民の取組み成果が示される数値であり、率を向上させることで施策効果の客観的な評価が可能指標。	胃がん、大腸がん、肺がん——当該年度受診者数 / 検診対象者数 × 100 子宮がん、乳がん——(当該年度受診者数 + 前年度受診者数) / 検診対象者数 × 100	胃0.8% (平成21年度) 肺11.9%(#) 大腸13.4%(#) 子宮15.6%(#) 乳21.4%(#)	全て50%以上		国が研究を基に設定した「がんの年齢調整死亡率20%減少を達成するための目標値」として、全国的に取り組んでいるものであり、本県においても全て60%以上を目標として政策展開をしていく必要があると考えていることから、国と同様の目標値として設定するもの。	地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)	
24) 生涯を通じた心と体の健康づくり		76追加	75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	基準人口(昭和60年モデル人口)10万人に対するがん死亡者数。総合的ながん対策の推進状況を示す指標。	基準人口各年齢階級の死亡率 × 基準人口当該年齢階級の人口 / 各年齢階級の総和 / 基準人口の総和 × 100,000	男 110人 (平成21年) 女 60人 (#)	男 102人 (平成26年) 女 56人 (#)	単年	「平成29年までの10年間で死亡者数を20%減少させる」という県がん対策推進計画の目標から平成26年度目標値を算出し設定。	国立がん研究センターがん対策情報センター(人口動態統計、国勢調査人口、基準人口(S60年モデル人口)より試算)	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出自
10	25)安全・安心で質の高い医療提供体制の充実		77	65歳未満で死亡する人の割合	死亡者に占める65歳未満で死亡した人の割合。65歳未満の死亡原因の多くを占める悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病への対策の充実度を示す指標。	65歳未満で死亡する人 / 全体の死亡者数 × 100	男18.1% (平成22年度) 女8.7% ("	男16.4%以下 (平成26年) 女7.7%以下 ("		現行の県健康づくり計画「健康実現ひめ2010、策定後の10年間(～22年)の傾向を踏まえた今後4年間(23年～26年)の推計値を参考に目標を設定。(今後4年間推計値の平均)	人口動態統計(厚生労働省)
			78	難病患者(130疾患)のうち相談等の支援を受けている割合	難病患者に対し、より健康で安心して生活の実現に向けて実施する相談・支援の回数、難病患者が地域で自分らしく安心して暮らせるためのサポート体制の充実度を示す指標。	相談数(電話、面接、訪問、交流会相談件数) / 難病患者数(130疾患) × 100	43.0% (平成22年度)	70.0%		過去5か年の平均値56.6%よりも約10%高い70.0%を目標値とする。	難病対策提言(厚生労働省)
			79	医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	県内の医療施設に従事する医師の数、いつでも、どこでも安全で安心な医療が受けられる態勢の充実度を示す指標。	医療施設従事医師数 / 県人口 × 100,000	234.3人 (平成20年度)	255.6人		平成22年6月の必要医師数実態調査(厚生労働省)における本県の必要求人医師数(医療機関の求人に対する不足医師数)305.3人を踏まえて、再度、人口10万人当たりで算出した255.6人を目標値とする。	医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)
			80	県の医師確保奨学金貸与生の人数	県が運営する医師確保のための奨学金制度(地域医療医師確保奨学金、地域医療医師確保短期奨学金及びへき地医療医師確保奨学金)から貸与を受けている医学士、研修医の数。県内に就職する医師数の増に繋がる県の取組み状況を示す指標。	実数	57人 (平成23年度)	115人	累計	愛媛大学医学部等に設定している奨学金受給者の定員枠を着実に充足していくことを目標として設定。	県集計
			81	県内の医薬分業率	医療機関外来患者の処方せん受取率。県民の安全性向上につながる医薬分業の進展状況を示す指標。	処方せん枚数(保険薬局での受け取り枚数) / 外来処方件数(医療機関における処方せん発行件数) × 100	42.2% (平成21年度)	60.0%		本県における平成21年度の医薬分業率は42.2%、全国平均は60.7%となっており、全国第43位と低迷していることから、当面は全国平均値である60%を目指し、目標値に設定。	国保連合会審査支払業務統計及び基金統計月報
	26)救急医療体制の充実		82	救急患者の管外搬送率	全救急搬送患者のうち、消防本部の管轄外の病院に搬送された患者の割合。救命救急医療体制の充実度を示す指標。	消防本部の管轄外の病院に搬送された患者数 / 救急搬送患者総数 × 100	14.3% (平成22年度)	14.0%		過去の数値は増減をしながらほぼ横ばいである。医師不足や軽症患者による救急車利用の増加など救急医療提供体制の疲弊が懸念される状況にあって、現状維持にも関係機関の甚大な努力が必要と見込まれることから、現状値に近い数字を目標値に設定。	県集計
			83	救急隊の救急救命士運用率	救急隊総数のうち、救急救命士を運用している隊数の占める割合。適切な救命措置に繋がる救急隊の人員体制の充実度を示す指標。	救急救命士運用隊数 / 救急隊総数 × 100	77.2% (平成22年度)	90.0%		県では、県内市町(消防本部)と連携して、救急救命士の計画的養成に努めており、今後の各消防本部の救急救命士養成見込み数を考慮して、約13%増の90.0%を目標値とする。	県集計
			84追加	二次救急医療機関の耐震化率	大規模な災害発生時に重要な役割を果たす災害拠点病院を含めた二次救急医療機関の耐震化率。地震発生時の安全・安心な医療提供体制の充実度を示す指標。	耐震化済の二次救急医療機関 / 二次救急医療機関	43.3% (平成21年度)	80.0% (平成27年度)		「愛媛県耐震改修促進計画」(平成19年3月策定)において、病院等の施設の耐震化の目標値(棟単位)としており、算出単位は異なるが、その数値を参考に目標値とする。	県集計
	27)快適な暮らし空間の実現		85	街路整備密度	市街地面積(用途地域面積)1km2あたりの街路整備延長。都市生活の快適さを示す指標。	都市計画道路の改良延長(km) / 市街地面積(km2)	1.36km/km2 (平成21年度)	1.45km/km2	累計	10年後の整備密度を現在の中四国平均と並ぶことを目標に、H26年に1.45km/km2とすることを当面の目標とする。	都市計画年報(都市計画協会)
			86	景観計画策定数	景観法に基づき策定された景観計画の数。良好な景観を有した快適な暮らし空間創出への取組みの成果を示す指標。	実数	5件 (平成22年度)	20件	累計	本県は全ての市町が景観計画を策定できる景観行政団体となっており、良好な景観形成に向け、県と市町が一体となって取り組んでいるところである。平成26年度までには、全ての市町の景観計画の策定を目指す。	県調査
87			県営都市公園の利用者数	県営都市公園(総合運動公園、とべ動物園、南レク都市公園、道後公園)の年間利用者数。レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全、景観の形成、都市の安全性確保など多様な機能を有する都市公園整備の成果を示す指標。	実数	2,984千人 (平成22年度)	3,040千人	単年	利用者が減少傾向である公園、及び、主な利用形態が地域利用である公園については、現状維持。県内の主要観光施設に位置付けられている公園は、観光振興基本計画に基づき増加を想定。	県調査	
88			耐震性を有する住宅ストックの比率	新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性(震度6強程度の大地震で人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を受けない)を有する住宅の割合。暮らしに最も身近な空間である住宅の地震に対する安全性を示す指標。	(新耐震基準で建設された住宅(昭和56年6月以降の着工) + 昭和56年5月以前の住宅のうち必要な耐震性を有する住宅) / 全住宅戸数 × 100	71.4% (平成20年度)	80.0%		愛媛県耐震改修計画、愛媛県住生活基本計画における目標値80.0%を目指す。	住宅・土地統計調査(総務省)	
28)ICT環境の整備		89	ブロードバンド契約の世帯普及率	県内全世帯に占めるブロードバンドを契約している世帯の割合。良好なICT環境の普及状況を示す指標。	ブロードバンド契約者数 / 世帯数 × 100	50.7% (平成22年度)	90.0%		国は、平成22年5月に発表した「新たな情報通信技術戦略」において、2015年(平成27年)頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現することを目標に掲げており、県も同様に100%を目指すこととしている。そのため、今後5年間で、毎年10ポイントずつ増加させる必要があることから、計画の終期である平成26年度の目標値を90.0%とする。	四国総合通信局統計資料	
		90	法人二税の電子申告率	法人二税の申告数のうち、電子申告が占める割合。全国の自治体が共同で進めている地方税の電子化の進捗を示す指標。	電子申告件数 / 平成18年度法人申告件数	34.66% (平成22年度)	60.00%		平成18年1月の運用開始以来の伸び率を適用して設定。	(社)地方税電子化協議会調査	
29)消費者の安全確保と生活衛生の向上		91	県消費生活センターにおける相談解決率	県消費生活センターにおいて、主体的に一応の解決を導いた割合。センターにおける相談への対応の成果を示す指標。	助言、情報提供及び斡旋解決の件数 / (県センターに寄せられた苦情相談件数 - 他機関紹介件数 - 処理不能・不要件数) × 100	99.8% (平成22年度)	100%		全ての解決を目指すことを目標とする。	PIO-NET(全国ネットのデータベース)から抽出して算出	
		92	家畜の監視伝染病発生件数	家畜伝染病の発生件数。家畜における衛生管理の充実度を示す指標。	実数	41件 (平成22年度)	40件以下	単年	現状よりも家畜伝染病の発生を抑制することを目標に、現状値41件からの減少を目標として設定。	県調査	
		93	生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成状況	畜産物における抗菌性物質等医薬品や農産物における農薬における適正事例の割合。生産段階における残留農薬等の調査・監視により、安全性が確保されている状況を示す指標。	[調査監視実施件数 - 不適正事例件数(畜産物における抗菌性物質等医薬品や農産物における農薬残留件数)] / 調査監視実施件数 × 100 (調査による実数の合計)	100% (平成22年度)	100%		過年度の状況(100%)から、良好な状態である現状を維持することを目標とする。	県調査	
		94	県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適正な食品表示の割合	小売店舗等におけるJAS法に基づく不適正な表示の割合。JAS法に基づいて、食の安全・安心が確保されている状況を示す指標。	調査で確認された生鮮食品の不適正表示件数 / 県食品表示ウォッチャーの指摘件数 (調査による実数の合計)	20.0% (平成22年度)	0%		全ての食品において適正に表示されていることを目標とする。	県調査	
		95	食中毒の発生件数の全国での相対的位置(人口10万人当たりの発生件数、全国平均を1.0とする)	全国の10万人当たりの食中毒発生件数を1.0としたときの、本県の10万人当たりの発生件数。安全な食生活につながる食品の供給状況を示す指標。	本県10万人当たりの食中毒発生件数 / 全国10万人当たりの食中毒発生件数	1.02 (平成22年度)	1.00以下		安全な食生活の確保を目指して、全国平均である1.00以下を目標値として設定するもの。	県調査	
30)水資源の確保と節水型社会づくり		96	上水道・簡易水道の断水の回数	県内の上水道及び簡易水道において、湯水を原因とする断水が実施された回数。市民生活に不可欠な生活用水の安定的な供給状況を示す指標。	実数	0回 (平成22年度)	0回	単年	断水は、市民の日常生活をはじめ、医療、観光、産業活動など様々な面で支障を来す事態であるため、断水回数0の維持を目標とした。	水需給動態調査(国土交通省)	
		97	人工林における間伐実施面積	森林(民有林)のうち、人工林で間伐を実施した面積。水源としての森林の健全な保全育成の状況を示す指標。	実数	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年	単年	「えひめ森林・林業振興プラン」では、施業の集約化や担い手の確保などを図ることから、その施策効果を考慮し、計画期間中(H23～27)、毎年、9,500haの間伐実施を目標としている。そのため、平成26年度においても9,500haを目標とする。	定期報告(森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業の実績)	
		98	老朽ため池改修数	県下に3,255箇所あるため池のうち、老朽化が著しい628箇所うち、改修工事を行った箇所数。ため池の漏水等防止による水資源の確保状況を示す指標。	実数	440箇所 (平成22年度)	520箇所	累計	平成12年度の緊急点検結果による危険ため池628箇所のうち、未整備188箇所の約半数80箇所のため池改修を平成26年度までに実施し、520箇所の改修を完了することを目標とする。	県調査	
31)交通安全対策の推進		99	交通事故発生件数	県内で1年間に発生した交通事故の件数。交通事故発生件数の増減は、事故による死者数や負傷者数の増減に直接繋がる指標。	実数	8,188件 (平成22年)	7,041件 (平成26年)	単年	第9次愛媛県交通安全計画では、平成21年の実績(8,246件)と国の目標値の減少割合を勘案し、平成27年の目標値を6,800件以下としており、そこから平成26年の数値を推計。	交通年鑑	
		100	交通事故死者数	交通事故による1年間の死者(交通事故発生から24時間以内に死亡した人)数。県民の生命を交通事故の脅威から守るとい、交通安全対策の究極目標の達成状況を示す指標。	実数	64人 (平成22年)	55人 (平成26年)	単年	第9次愛媛県交通安全計画では、平成21年の実績(81人)と国の目標値の減少割合を勘案し、平成27年の目標値を50人以下としており、そこから平成26年の数値を推計。	交通年鑑	
		101	交通事故死傷者数	1年間の、交通事故死者数と交通事故負傷者数の合計。交通事故に遭い、命を取りとめても、重い後遺症に苦しむ場合もあることを考慮し、広く交通事故の被害から県民がどれだけ守られたかを見るための指標。	実数	9,792人 (平成22年)	8,630人 (平成26年)	単年	第9次愛媛県交通安全計画では、平成21年の実績(10,779人)と国の目標値の減少割合を勘案し、平成27年の目標値を8,200人としており、そこから平成26年の数値を推計。	交通年鑑	
		102追加	市街地における歩道等の整備率	交通事故発生危険性が高い市街地(人口集中地区、用途地域)において、歩道等が整備された道路の割合。人にやさしい交通環境整備として実施する歩道等の整備による成果を示す指標。	市街地において歩道等が整備された道路延長 / 市街地の道路延長 × 100	68.8% (平成21年度)	73.4%		今後20年程度で90%とすることを目標に、平成26年度末に73.4%とすることを目標とする。	県調査	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典
13	32) 犯罪の起きにくい社会づくり		103	青色防犯パトロール車両台数	警察から、実施団体として適切と証明を受けた団体が自主防犯パトロールに使用する、青色回転灯を装備した自動車の台数。犯罪の起きにくい社会づくりのために重要となる、地域住民の積極的な自主防犯活動の推進状況を示す指標。	実数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)	累計	現在、県内の小学校(333校)1校当たり平均約4台配置されている青色防犯パトロール車両について、1校当たり平均5台配置(人口10万人当たり約110台)を目指し、目標値を設定した。	警察庁調べ
			104	犯罪率 (人口千人当たり)	人口千人当たりの刑法犯認知件数、県民の犯罪に対する安全の度合い及び本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	刑法犯認知件数 / 県人口 × 1,000	11.44件 (平成22年)	10.50件 (平成26年)	単年	戦後最低だった昭和49年当時の犯罪率(9.34件)を、10年後に下回るために必要な減少割合を勘案し、平成26年時点の犯罪率の目標値を設定した。	犯罪統計 (県警本部)
			105	凶悪犯罪の検挙率	認知された凶悪犯罪(殺人、強盗、放火等)のうち、犯人を検挙した割合。犯罪の中でも特に危険性の高い凶悪犯罪の検挙状況であり、本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	凶悪犯罪の検挙件数 / 凶悪犯罪の認知件数 × 100	85.6% (平成22年)	100% (平成26年)		特に人の生命身体に重大な被害が及び可能性の高い犯罪であるため、警察の使命として100%検挙を目標とする。	犯罪統計 (県警本部)
			106	重要窃盗犯罪の検挙率	認知された重要窃盗犯罪(侵入盗、自動車盗、ひったくり等)のうち、犯人を検挙した割合。窃盗犯罪の中でも危険性の高い重要窃盗犯罪の検挙状況であり、本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	重要窃盗犯罪の検挙件数 / 重要窃盗犯罪の認知件数 × 100	69.6% (平成22年)	70.0% (平成26年)		愛媛県における平成15年以降の重要窃盗犯罪の平均検挙率は68.5%(全国44.0%)と高く、これを維持することにより、体感治安が向上し、安全・安心な社会の実現につながると考えられるため、目標値を70%とした。	犯罪統計 (県警本部)
		33) 原子力発電所の安全・防災対策の強化	107	原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合。各防災機関が果たすべき役割など訓練目的が適切に達成できたかを示す指標。	アンケートにおける「目的達成」の回答数 / アンケート回答者数 × 100	-	100%		訓練に参加している全ての防災関係機関が、訓練目的を達成(100%)することを目標とする。	県調査
			108	原子力施設見学会等参加者数	原子力施設見学会と原子力講演会の参加者数の合計。原子力発電に関する正しい知識の県民への普及度合いを示す指標。	実数	509人 (平成22年度)	640人以上	単年	現在の原子力施設見学会及び原子力講演会の定員数を上回る参加者数を目標とする。	県調査
	34) 防災・危機管理体制の充実	109	防災士の数	日本防災士機構が防災士として登録した人数。自主防災組織の活性化や地域防災力の状況を示す指標。	実数	2,358人 (平成22年度)	4,000人	累計	県事業で平成23年度から25年度の3年間で1,500人の養成を目標としていること、また、事業終了後の市町における防災士の養成を見込み、4,000人を目標値とする。	日本防災士機構 集計	
		110	自主防災組織の訓練実施率	防災訓練の活動を行った自主防災組織の割合。地域(自主防災組織)の防災力の状況を示す指標。	訓練を実施した自主防災組織数 / 全自主防災組織数(1つの自主防災組織が複数回実施しても、1として計上)	54.3% (平成22年度)	65.0%		訓練実施率は平成19~22年度において5.9%増加(年平均約2.0%の増加)。本施策を着実に進めることにより、今後も同等以上の増加を目指し、65%を目標値とする。	県調査	
		111	県防災メールの登録者数	携帯電話やパソコンで県からの最新の防災情報を電子メールで受信できる県民の登録者数。災害時において、より多くの県民へ情報提供できる体制の状況を示す指標。	実数	3,660人 (平成22年度)	30,000人	累計	登録者数は、平成22年12月の防災メール導入後、月平均約600人であり、今後も、導入初期の高い登録者数と同程度を維持することを目指し、30,000人を目標値とする。	県調査	
		112	県立学校の耐震化率	県立学校のうち、耐震化が実施されている学校の割合。災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県立学校の耐震化の成果を示す指標。	(1981年「新耐震設計基準」に基いて設計された建物+同基準ができる以前の建物で補強工事を済ませた建物) / 全体の建物数 × 100	51.7% (平成22年度)	77.5%		平成27年度未までに、耐震化率80%超とする目標値を勘案して設定する。	公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について (文部科学省)	
		113	警察施設の耐震化率	警察施設のうち、耐震化が実施されている施設の割合。災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化の成果を示す指標。	(1981年「新耐震設計基準」に基いて設計された建物+同基準ができる以前の建物で補強工事を済ませた建物) / 全体の建物数 × 100	42.9% (平成22年度)	57.1%		「愛媛県耐震改修促進計画」では平成27年度末の耐震化率80%を目指しており、それに基づき26年度末における耐震化の目標値を設定している。	県調査	
		114	洪水から守られる戸数	河川整備により、浸水被害を免れる戸数。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、河川整備による成果を示す指標。	事業実施により増加する洪水から守られる戸数を年度毎に算出する。 戸数(年間) = 目標戸数 × (年度別河川整備延長 / 河川整備延長(H23~H26))	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸	累計	過去10年間(H11~20)に発生した浸水戸数は5,000戸となっており、この戸数を今後5年間(H23~27)で解消することを目指し、H26年度時点で4,600戸を加えた33,900戸を解消する。	県調査	
	35) 災害から県民を守る基盤の整備	115	海岸保全施設整備による防護面積	海岸保全施設を整備することにより、高潮・波浪・津波から被災を免れる沿岸域の面積。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、海岸保全施設整備による成果を示す指標。	実数	7,500ha (平成22年度)	8,800ha	累計	愛媛県海岸保全基本計画(H15年策定)において、災害発生時の危険性が高いなど緊急に整備を要する99海岸(防護面積2,798ha)を整備目標期間の20年間で整備することと定めている。このため、H26年度の目標値を8,800haに設定する。 (H14年度末時点の現況防護面積7,163ha)	県調査	
		116	耐震強化岸壁整備率	県管理港湾耐震強化岸壁予定6バース(東予港、松山港(外港地区、高浜地区)、中島港、三崎港、宇和島港)のうち、整備完了済の割合。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、港湾整備による成果を示す指標。	整備完了箇所数 / 整備予定箇所数 × 100	50.0% (平成22年度)	66.7%		全国平均の現状値(65%)を上回ることを目標とする。	県調査	
		117	緊急輸送道路の防災対策の整備率	緊急輸送道路において、防災対策(法面防災対策、橋梁耐震対策、トンネル保全対策)が必要な箇所のうち、対策が完了している箇所の割合。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、緊急輸送道路整備による成果を示す指標。	対策完了箇所数 / 要対策箇所数 × 100	80.6% (平成22年度)	96.1%		平成27年度末における緊急輸送道路の防災対策の整備率100%を達成するために、平成26年度の整備率を96.1%とすることを目標とする。	県調査	
		118	土砂災害防止施設により保全される人家戸数	土砂災害防止施設を整備することにより、被災を免れる人家戸数。災害から県民を守る基盤整備への取組みのうち、土砂災害防止施設整備による成果を示す指標。	実数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸	累計	平成26年に、本県と同等の危険箇所数を有する中四国の県平均(38%)に並ぶことを目標に、38%に見合う42,000戸を目標とする。	社会資本総合整備計画(国土交通省)	
		119 再掲	老朽ため池改修数	県下に3,255箇所あるため池のうち、老朽化が著しい1628箇所のうち、改修工事を行った箇所数。老朽ため池の決壊等を防ぐことによる安心・安全な生活の基盤整備の状況を示す指標。	実数	440箇所 (平成22年度)	520箇所	累計	平成12年度の緊急点検結果による危険ため池628箇所のうち、未整備188箇所の約半数80箇所のため池改修を平成26年度までに実施し、520箇所の改修を完了することを目標とする。	県調査	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典
14	36) 安心して産み育てることができる環境づくり		120	えひめ結婚支援センターにおけるカップル数	えひめ結婚支援センターの結婚支援イベント及び個別のお引合せ(愛結び)において成立したカップル数。未婚化・晩婚化対策の充実度を示す指標。	実数	2,150組 (平成22年度)	5,150組	累計	イベント、愛結びそれぞれの参加者に占めるカップリング率を20%と想定し、今後4年間で約3,000組の新カップル誕生を目指し、5,150組を目標値とするもの。	県調査
			121	周産期死亡率	年間の1000出産に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産及び早期新生児死亡)の割合。安全にかつ安心して出産できる環境の整備状況を示す指標。	年間1,000出産に対する周産期死亡数 = 1,000 × (年間の妊娠22週以後の死産数 + 年間の早期新生児死亡数) / (年間の出生数 + 年間の妊娠22週以後の死産数) × 100	4.2% (平成18 - 22年度の平均値)	3.9%以下		次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「えひめ・未来・子育てプラン」(後期計画)におけるH26年の目標指標(H20年を基準値として、その数値以下を目指す)を採用するもの。	人口動態統計(厚生労働省)
			122	一時預かり、延長保育を実施している保育所数	一時預かり、延長保育の実施箇所数の合計。子育て家庭をサポートする態勢の充実度を示す指標。	実数	209箇所 (平成22年度)	239箇所	累計	次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「えひめ・未来・子育てプラン」(後期計画)におけるH26年の目標指標を採用するもの。	県調査(特別保育事業実施等の状況調査)
			123	ひとり親家庭の就業率	児童扶養手当受給資格認定後、5年以上経過したものの就業率。ひとり親家庭の自立に向けた環境整備の充実度を示す指標。	受給資格認定後、5年以上経過した者のうち就業している者 / 5年以上経過の受給資格者総数 × 100	89.9% (平成22年度)	90.0%以上		近年の景気の低迷による雇用環境の悪化により就業率の低下が見込まれるが、現状維持以上の90.0%を目標値とするもの。	県調査(現況届データ)
	37) 子ども・若者の健全育成		124	公立小・中学校(県立中等教育学校を含む)における不登校児童生徒の割合	公立小・中学校における不登校(年間30日以上欠席)の児童生徒の全児童生徒数に占める割合。児童生徒の健やかな成長度合いを示す指標。	不登校児童生徒数 / 全児童生徒数 × 100	0.93% (平成22年度)	0.85%		本県の不登校児童生徒数の割合は、全国平均(平成22年度で1.14%)からみても良好なレベルにあるが、さらなる取組みの強化・充実によって、小・中学校ともに0.85%の出現率とすることを目標とする。	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)
			125	いじめの解消率	小・中・高等学校等において、1年間に学校が認知したいじめ件数のうち、いじめが解消されたと確認できた件数の割合。不登校の原因ともなるいじめに対する対応状況を示す指標。	いじめ解消件数 / いじめ認知件数 × 100	96.4% (平成22年度)	98.0%		完全解消を目指す。ケースによっては一定の解消関係が図れつつも、判定するまでに継続支援が必要な場合や、長期的な見通しが必要なことから、98%の目標とする。	県調査
			126	刑法犯で検挙・補導された青少年の数	年間の刑法犯少年及び触法少年の合計。青少年の健全性を示す指標。	実数	1,130人 (平成22年度)	1,000人	単年	平成22年度の値を基準に、過去10年間にわたる年々の増減率のうち、増減が大きかった年と小さかった年5年分を除いた上で平均値(97%)を算定し、これを今後4年間の増減率と仮定して算出した平成26年度の値(1,003人)に基づき、目標値を設定した。	少年非行の概況(県警察本部)
	38) 魅力ある教育環境の整備		127	公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	保護者、地域住民、教員代表、民生児童委員等の学校関係者による学校評価結果を公表している学校の割合。地域に開かれた学校が増加しているかどうかを客観的に示す指標。	県内の公立小・中学校における学校関係者評価の公表を実施した学校数 / 県内の公立小・中学校数 × 100	94.1% (平成22年度)	100%		学校関係者評価は100%実施できているため、学校評価の透明化を図ることを目的に、公表率100%の実施を目標とする。	県調査(「愛媛県学校教育に関する調査」)
			128	地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	学校における安全対策を検討する委員会(家庭や地域の関係機関・団体との間で、協力要請や情報交換を行うための会議)等を開催した学校の割合。子どもたちの安全に配慮した学校運営がなされているかどうかを示す指標。	学校における安全対策を検討する委員会等を開催した学校の数 / 調査対象学校(国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園)の数 × 100	96.3% (平成21年度)	100%		子どもたちの安全に配慮した学校運営は、全ての学校で適切に行われるべきであるため、100%の目標値を設定する。	学校の安全管理の取組状況に関する調査(文部科学省)
			129	県立高校(県立中等教育学校を含む)の自己評価におけるA、B評価の項目数の割合	全県立高校(中等教育学校を含む。)で実施している5段階(A～E)の自己評価(教育活動その他の学校運営について、学校、地域の特色及び生徒の実態に応じた目標を設定し、その達成状況や取組等について自己評価するもの)におけるA評価及びB評価の割合。魅力ある教育環境の充実度を示す指標。	自己評価におけるA・B評価の項目数 / 全評価項目数 × 100	83.9% (平成22年度)	88.9%		平成22年度の段階で、A・B評価の割合は、既に比較的高い水準となっており高止まりの傾向にあるが、平成21年度から平成22年度の増加率が1ポイント強であることを考慮し、施策の充実により今後4年間で5ポイント増を目標とする。	県調査(「県立学校自己評価表」)
	39) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進		130	児童生徒の授業の理解度	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できていると答えた児童生徒の割合。児童生徒の授業の理解状況を示す指標。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できているかとの質問に「あてはまる」と答えた児童生徒 / 回答児童生徒数 × 100	小学校81.2% (平成22年度)	小学校85.0%		授業の理解度は既に比較的高い水準となっており高止まりの傾向にあるが、小学校は、過去3年間で平均1.2ポイント程度上昇していることをもとに、授業内容の改善により、毎年1ポイントの上昇が可能と考え、目標値を設定した。 中学校は、過去3年間で平均0.6ポイント程度上昇していることをもとに、授業内容の改善より、1ポイント程度の上昇が可能と考え、目標値を設定した。	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
			131	インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校を含む)の割合	県立高校(中等教育学校を含む)におけるキャリア教育の一環として、インターンシップを取り入れている学校の割合。生徒の望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に対する心構えを育む教育の推進状況を示す指標。	インターンシップを実施した学校数 / 県立高校(中等教育学校を含む)の学校数 × 100	83.9% (平成22年度)	87.9%		インターンシップの実施については、受入企業の数の上からも実施が難しい状況であるが、施策の充実により毎年1ポイント増加させることを目標とする。	県調査(「職場体験・インターンシップの実施状況調査」)
			132	道徳の時間の年間指導計画に体験活動を活かす工夫を位置づけている学校の割合	公立小・中学校における道徳の時間の年間指導計画に豊かでたくましい心を育成するための体験活動の活用を位置づけている学校の割合。体験活動の充実度を示す指標。	位置づけのある学校数 / 全小・中学校 × 100	81.0% (平成23年度)	100%		体験活動自体は、既にすべての学校で実施されているため、全教職員を対象とした教育課程研究会において周知を図ることにより、全ての学校における道徳の時間の年間指導計画での位置づけを達成することを目標とする。	県調査(「愛媛県学校教育に関する調査」)
			133	体育の授業以外で週3日以上運動をしている児童の割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査対象である小学校5年生において、体育の授業以外で週3日以上運動・スポーツを実施している者の男女別の割合。児童の健やかな体の育成や体力の向上に向けた取組み状況を示す指標。	週3日以上授業以外で運動・スポーツをしていると答えた児童(小学5年生) / 調査対象児童 × 100	小5男子60.6% (平成22年度)	小5男子65.0%		1年につき1ポイント、4年間で4ポイントの上昇を目標値として設定。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)
40) 特別支援教育の充実		134	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の割合	小学校5年生及び中学校2年生を対象に毎年実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、その総合評価がD及びEであった児童生徒の割合。児童生徒の体力・運動能力の状況を示す指標。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の数 / 調査対象児童生徒数 × 100	中2男子31.4% (平成22年度)	中2男子27.0%		体力の二極化傾向を改善するための指標であることから、前年よりも状況が向上するよう毎年1%の減少を目標値として設定。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)	
		135	進学・就職希望者の希望達成度の割合(県立特別支援学校高等部卒業生)	県立特別支援学校高等部卒業生で進学・就職を希望した者のうち、希望を達成した者の割合。施策目標の達成状況を示す指標。	進学・就職希望の達成者数 / 進学・就職希望者数 × 100	91.2% (平成22年度)	95.0%		高等部卒業生の進路状況は、生徒の障害の程度や社会情勢の影響を受けるが、希望達成率はここ3年90%を超える良好な状況であるため、今の水準を維持するとともに、進学指導・職業教育の充実を図ることにより、毎年1%増の向上を目標とする。	県調査(「県立特別支援学校進路状況調査」)	
41) 教職員の資質・能力の向上		136	公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別的教育支援計画を作成している学校の割合	特別支援教育の充実のために必要となる、学校と保護者、関係機関等との連携方を具体的に示した個別的教育支援計画を作成している学校の割合。特別支援教育の充実度を示す指標。	個別的教育支援計画を作成している学校数 / 特別な支援が必要な児童等が在籍する学校数 × 100	89.9% (平成22年度)	100%		障害のある幼児児童生徒の支援に当たっては、個別的教育支援計画の作成が重要であることから、支援が必要な全ての幼児児童生徒について作成することを目標とする。	特別支援教育体制整備状況調査(文部科学省)	
		137	児童生徒の授業の理解度	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できていると答えた児童生徒の割合。児童生徒の授業の理解状況を示す指標。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できているかとの質問に「あてはまる」と答えた児童生徒 / 回答児童生徒数 × 100	小学校81.2% (平成22年度)	小学校85.0%		授業の理解度は既に比較的高い水準となっており高止まりの傾向にあるが、小学校は、過去3年間で平均1.2ポイント程度上昇していることをもとに、授業内容の改善により、毎年1ポイントの上昇が可能と考え、目標値を設定した。 中学校は、過去3年間で平均0.6ポイント程度上昇していることをもとに、授業内容の改善より、1ポイント程度の上昇が可能と考え、目標値を設定した。	全国学力・学習状況調査(文部科学省)	
		138	研修を受講した教員による授業への活用度	研修後の追跡調査で、受講した研修の内容を学校教育の中で活用したと答えた教員の割合。受講内容を受講者なりに解釈し、それぞれの場面に適切に活用したということにより、教員の資質・能力の向上が客観的に判断できる指標。	活用したと回答した受講者 / 受講者数 × 100	74.9% (平成22年度)	85%		平成21年度から22年度にかけて、8ポイント上昇したが、既に上げ止まりであることを考慮し、4年間で10ポイントの上昇を目標に設定した。	県調査(県総合教育センター研修効果測定)	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典	
16	42) 学び合い高め合う生涯学習社会づくり		139	図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	公立図書館において、県民一人当たりが1年間に借りる図書冊子数。生涯学習活動の個人での広がりを示す指標。	愛媛県内の公立図書館年間個人貸出冊数 / 県人口	46冊 (平成22年度)	5.4冊	単年	平成17年度と平成21年度を比較した際の公立図書館の国民一人当たりの貸出冊数の伸び率(116.7%)を、本県の平成22年度と目標年度を比較した際の伸び率と仮定して算出した数値を目標とする。	日本の図書館(日本図書館協会)	
			140	生涯学習の講師として登録している者の数	えひめマナビ人材データベースに登録された生涯学習の講師として活動している者の数。生涯学習の県民への広がりを間接的に示す指標。	実数	832人 (平成22年度)	900人	累計	伸び率が極端に減少した平成22年度を除く(過去5年間(平成17年度～21年度)の伸び率(102%)を、今後4年間の伸び率と仮定して算出した平成26年度の数値を基に目標を設定した。	えひめマナビ人材データベース	
			141	学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	県内全域で実施される学び舎えひめ悠々大学の対象登録講座数。県内の学習機会の提供の大きな傾向を把握でき、生涯学習の県民への広がりを間接的に示す指標。	実数	543件 (平成22年度)	1,000件	累計	平成17年度から平成22年度までの平均伸び率(114%)を今後4年間の伸び率と仮定して算出した平成26年度の値を基に目標を設定した。	県調査	
			142 追加	総合科学博物館の入館者数	博物館で実施する展示やイベント、講座、講演会などへの参加者数及び、講習会やピア発表会などの貸館利用者数の合計。県民による生涯学習活動への参加状況を示す指標。	実数	208,833人 (平成22年度)	218,000人	単年	平成22年度から生涯学習推進計画における平成27年度の目標値220,000人までの平均伸び率101.07%を今後4年間の伸び率と仮定して算出した平成26年度の値を基に目標を設定した。	県調査	
			143 追加	歴史文化博物館の入館者数	博物館で実施する展示やイベント、講座、講演会などへの参加者数及び、講習会やピア発表会などの貸館利用者数の合計。県民による生涯学習活動への参加状況を示す指標。	実数	101,411人 (平成21年度)	113,300人	単年	平成22年度の入館者数は特異値であるため、平成21年度から生涯学習推進計画における平成27年度の目標値115,000人までの平均伸び率102.23%を今後5年間の伸び率と仮定して算出した平成26年度の値を基に目標を設定した。	県調査	
	43) 個性豊かな愛媛文化の創造と継承		144	国・県指定文化財数	県内の国指定及び県指定の文化財数。文化を次世代へ継承するという施策目標の成果を示す指標。	実数	525件 (平成22年度)	533件	累計	過去5年間の増加件数の年間平均は約2件であることから、年間2件程度を目標にして、文化財の県指定等を着実に実施することにより、その保存・修理と活用を図る。	県調査	
			145	県美術館の年間利用者数	1年間に県美術館を利用した人の数。美術館年間利用者数は、美術学習への参加状況を示し、個性豊かな愛媛文化の創造という施策目標の成果として、県民における意欲や広がりを把握することができる指標。	実数	300千人 (平成22年度)	350千人	単年	平成26年度に、愛媛県美術館中期運営計画における年間利用者数の目標値35万人の達成を目指す。	県調査	
			146	県民総合文化祭等への参加者数(県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む)	県民総合文化祭等(産業文化まつりを除く)への参加者数、県の文化施設(県民文化会館、県民生活文化センター、萬翠荘)を利用した人の数。県民の文化活動に対する参加状況や意欲・広がりを示す指標。	実数	875千人 (平成22年度)	882千人	単年	緩やかに人口が減少する中、近年の参加者数は伸び悩む傾向にあるが、取組みを充実させることにより、現状より7千人増の882千人を目標とする。	県調査(イベント主催者等による報告、各施設年次報告書)	
	17	44) スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり		147	総合型地域スポーツクラブ数	身近な地域に設置されている総合型地域スポーツクラブの設置数。県民がいつでも、どこでも、身近な地域でスポーツに参加できるようにするための環境の整備状況を示す指標。	実数	29クラブ (平成23年度)	50クラブ	累計	県スポーツ振興計画では、平成29年度末の目標を68クラブ(県人口20,000人に1クラブ)としており、今後、1年間に6～7クラブを設立する必要があることから、平成26年度末の目標を50クラブとする。	県調査
				削除	総合型地域スポーツクラブの会員数	身近な地域に設置されている総合型地域スポーツクラブの加入者数。県民の生涯スポーツの広がりを示す指標。	実数	4,974人 (平成23年度)	9,022人	単年	26年度末までに、現在の29クラブから22クラブを増やす計画である。県内1クラブ平均184人が加入しており、22クラブでは4,048人となり、現在の加入数4,974人に加算した数を目標とする。	県調査
148				競技人口の状況	県体育協会に登録されている各種競技団体の登録人数。県民の生涯スポーツの広がりを示す指標。	実数	38,161人 (平成22年度)	39,200人	累計	県スポーツ振興計画では、平成29年度末の目標を40,000人としており、今後、約2,000人の増加が必要であるため、概ね中間年となる平成26年度では1,000人程度の増加を目標とする。	県体育協会登録名簿	
149 追加		日本体育協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり)	日体協の試験・講習等を経て、同協会に登録されているスポーツ指導者の人数。県民がいつでも、どこでも、身近な地域でスポーツに参加できるようにするための環境の整備状況を示す指標。	日体協に登録されているスポーツ指導者 / 県人口 × 1,000人	1.7人 (平成23年度)	1.9人	累計	県スポーツ振興計画において、平成29年度末までの7年間に指導者数を2,250人から777人(H14～H21までの増加分)を増加させるよう計画しているため、本長期計画の目標年次である平成26年度では指導者数の目標が2,694人となり、その時点の推計人口(139万人)で人口1000人当たりの指導者を計算した値を目標とした。	日本体育協会調査			
45) 競技スポーツの振興			150	国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	国民体育大会における総合成績。国民体育大会は、国内最大の総合スポーツ大会であり、本県の総合的な競技力を示す指標。	実数	38位 (平成22年度)	20位台		愛媛県競技力向上対策基本計画において、H24年度から26年度までの3年間を「充実期」と位置づけ、その期間の国体目標順位を20位台と定めているため。	県調査	
	151		全国高校総体(インターハイ)入賞件数	高校スポーツ界最大の総合競技大会である高校総体で入賞した数。本県ジュニアの総合的な競技力を示す指標。	実数	31件 (平成22年度)	40件	単年	愛媛県スポーツ振興計画において、愛媛国体開催年であるH29年の入賞件数目標を50件と定め、それまでに着実な増加を図ることとしており、H26年度は40件を目標とする。	県調査		

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典	
18	46) 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進		152	環境マスター登録者数	県環境マスターに登録された者の数。環境教育・学習を推進する人材の育成状況を示す指標。	実数	94人 (平成23年度)	100人	累計	過去の実績を踏まえ、毎年一定数増加させることを目指し、目標値を設定。	県調査	
			153	小・中学校における環境教育年間指導計画策定率	教科指導やその他の教育活動に環境教育を位置付け、年間の指導計画を策定している学校の割合。環境教育・学習の充実度を示す指標。	環境教育年間指導計画を策定している小中学校数 / 全小中学校数 × 100	78.2% (平成22年度)	82.0%		環境教育年間指導計画策定率の過去3年間の平均は77.9%であり、教育課程研究会等を通じて、指導を強化することにより、毎年1ポイント程度の上昇を目指し、82.0%を目標値とする。	全国学力・学習状況調査(文部科学省)	
			154	環境教育・学習参加者数	環境マスター利用者数、子どもエコクラブ登録者数、えひめ環境大学受講者数、体験型環境学習センター(えひめエコハウス)入館者数の合計。県民への環境教育・学習の機会提供状況を示す指標。	実数	24,218人 (平成22年度)	前年度より増加	単年	県が関係する各種施設・イベント等への参加者数であり、参加者を毎年増加させることを目標として設定。	県調査	
			155	環境NPO法人数	「環境の保全を図る活動」を活動分野とする県内の特定非営利活動法人数。県民の環境保全活動の状況を示す指標。	実数	109団体 (平成22年度)	前年度より増加	累計	活動団体を毎年増加させることを目標として設定。	内閣府NPOホームページの検索による	
	47) 地球温暖化対策の推進		156	県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数。県民総ぐるみで取り組む地球温暖化防止の活動状況を示す指標。	実数	261団体 (平成23年度)	350団体	累計	過去の実績を踏まえ、毎年一定数増加させることを目指し、目標値を設定。	県調査	
		削除		県地球温暖化防止活動推進員数	温暖化対策推進法に基づき、知事が委嘱している県地球温暖化防止活動推進員の数。地球温暖化防止活動の普及啓発状況を示す指標。	実数	66人 (平成23年度)	400人	累計	「えひめ環境基本計画」における指標を目標値として設定。	県調査	
		157追加		県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成20年度)に対する割合	県地球温暖化防止実行計画に定められた基準年(平成20年度)の排出量に対する割合。県自らの温暖化対策の成果を示す指標。	(当該年度の県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 / 平成20年度の県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 - 1) × 100	-4.5% (平成22年度)	-7.0%		県地球温暖化防止実行計画に定めた平成25年度の削減目標-6%に、省エネ法で義務付けられた年平均1%の削減努力を考慮して、7%に設定	県調査	
		158	県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度)に対する割合	京都議定書に定められた基準年(平成2年度)の排出量に対する割合。地球温暖化対策の成果を示す指標。	(当該年度の県内の温室効果ガス排出量 / 平成2年度の県内の温室効果ガス排出量 - 1) × 100	+5.5% (平成20年度)	-15.0% (平成32年度)		国が定めた平成32年度の温室効果ガス削減目標(-25%)から、国外対策分(-10%)を差し引いた-15%を目標値に設定。	県調査		
	48) 環境への負荷が少ない循環型社会の構築		159	一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物が再利用されている割合。循環型社会の推進状況を示す指標。	{(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (市町村処理量+集団回収量)} × 100	18.1% (平成21年度)	平成23年度中に策定する循環型社会推進計画に基づき設定		平成23年度中に策定する第三次えひめ循環型社会推進計画に基づき、目標値を設定する。	一般廃棄物処理実態調査(環境省)	
			160	優良リサイクル製品等認定数	学識経験者等で構成する「資源循環優良モデル認定審査会」において審査し、知事が認定する愛媛県資源循環優良モデル認定制度の認定総数。環境負荷の低減に取り組んでいる事業者の状況を示す指標。	実数	100件 (平成22年度)	136件	累計	過去5年の平均である6.8件/年以上の認定を目指し、136件(9件/年)を目標値とする。	県調査(愛媛県資源循環優良モデル認定制度)	
			161	産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事業の改善率	不法投棄等不適正処理事業のうち、改善済み件数の割合。産業廃棄物の不適正処理事業の是正状況を示す指標。	改善済み件数 / 不適正処理事業発見件数 × 100	76.0% (平成22年度)	80.0%		改善率は低下傾向にあるため、過去3年の平均値への回復を目指し、80%を目標値とする。	県調査	
			162	産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	産業廃棄物処理業者への立入検査において、不適格とされた事業者の数。産業廃棄物が適正に処理されている状況を示す指標。	実数	3件 (平成22年度)	0件		許可業者における処理は適正にされるべきであり、0件を目標値とする。	県調査	
	49) 良好な生活環境の保全		163	大気環境基準達成率	環境基本法に基づく大気環境基準の達成率。生活環境(大気)の状況を示す指標。	達成地点数 / 測定地点数 × 100	85.7% (平成21年度)	100%		県内全ての地点で環境基準が達成されることを目指し、100%を目標値として設定。	県調査	
			164	水質環境基準達成率	環境基本法に基づく公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質環境基準の達成率。生活環境(水質)の状況を示す指標。	達成水域数 / 測定水域数 × 100	82.1% (平成22年度)	100%		県内全ての地点で環境基準が達成されることを目指し、100%を目標値として設定。	県調査	
			165	法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく立入調査において排出基準に適合している事業場の割合。生活環境(大気・水質)における発生源対策の進捗状況を示す指標。	基準適合事業場数 / 立入事業場数 × 100	ばい煙100% (平成22年度) 排水98.9% ("	ばい煙100% 排水100%		全事業場で法令等に基づく排出基準が遵守されることを目指し、100%を目標値として設定。	県調査	
			166	高圧ガス等事故発生件数	高圧ガス事故件数(容器盗難を除く)、LPガス事故件数、火薬類事故件数(消費中事故を除く)の合計。高圧ガス等の事故防止対策の進捗状況を示す指標。	実数	9件 (平成18~22年度の平均)	9件以下	単年	事故発生件数については、年度によって増減があるが、本県の事故発生件数は、概ね全国平均の8割程度という低い水準で推移していることから、平成18~22年度の平均9件以下を目標とする。	高圧ガス関係事故年報 液化石油ガス関係事故年報 火薬類災害事故年報	
	19	50) 豊かな自然環境と生物多様性の保全		167	自然公園、四国のみちの利用者数	県内の自然公園と四国のみちの年間利用者の合計。自然環境の保全状況や施設整備の事業効果を始め、自然と人との共生の実現の度合いを示す指標。	実数	5,442千人 (平成22年度)	5,442千人以上	単年	近年、利用者数はレジャーの多様化や節約志向等により減少傾向にあることから、現状以上を目指し、100%を目標値とする。	県調査(市町村からの報告)
				168	自然保護指導員・野生動物保護推進員等の人数	県が委嘱する自然保護指導員、野生動物保護推進員及び鳥獣保護員の合計。豊かな自然環境や野生動物を保護する人材確保の状況を示す指標。	実数	170人 (平成23年度)	180人	累計	高齢化の影響により、引受け手が少なくなっている現状を踏まえ、自然保護指導員は現在の90名の枠を確保、野生動物保護推進員は現在の28名から10人の増加、鳥獣保護員は現在の52名の枠を確保することを目指し、180人を目標値とする。	県調査
			169	鳥獣保護の違反件数	県が鳥獣の保護及び狩猟に関する法律の違反情報を確認した件数(警察からの法律違反疑事件送致通知書を含む)。自然保護の意識啓発の効果を示す指標。	実数	11件 (平成22年度)	0件	単年	自然と人との共生の実現を目指し、0件を目標値とする。	県調査	
			170	生物多様性の認識度	県民生活に関する世論調査で「生物多様性」という言葉を知っている県民の割合。県民が生物多様性の重要性を認識しているかを示す指標。	「生物多様性」という言葉を知っている回答数 / 設問の回答数 × 100	39.0% (平成21年度)	45.0%		生物多様性えひめ戦略の指標(平成28年度の目標値51%)を基に、目標値を設定。	県調査(県民世論調査)	
			171	絶滅のおそれのある野生動物の割合	県レッドデータブックに記載されている絶滅のおそれのある野生動物の割合。豊かな自然環境と生物多様性の保全の状況を示す指標。	絶滅のおそれのある野生動物 / 愛媛県産野生動物目録数 × 100	15.0% (平成14年度)	15.0%		地球上の生きものは恐竜が減ったときよりもはるかに早いスピードで絶滅しているといわれ、生物多様性の状態は悪化し続けており、当面の間は、現状維持を目標とする。(生物多様性えひめ戦略における目標値)	県調査(県レッドデータブック)	
51) 魅力ある里地・里山・里海づくり		172	都市農村交流(グリーン・ツーリズム)施設における年間宿泊者数	一年間で県内都市農村交流(グリーン・ツーリズム)施設に宿泊した人数。都市と農山漁村の交流の状況を示す指標。	実数	71.8千人 (平成22年度)	78.1千人	単年	農林水産省における当該施策の平成23年度の目標指標にある年間増加率(平成22年度から毎年102.12%増加)を適用し推計。	県調査(都市農山漁村交流調査)		
		173	農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	農地・水環境保全向上対策による共同活動や向上活動を実施している地区数(協定組織数)。農地や農業用水等の保全活動や農業農村の多面的機能の発揮を図る地域の活動状況を示す指標。	実数	427地区 (平成22年度)	640地区	累計	農用地面積の概ね50%となる22,900haに対し、農地・水環境の保全向上のために必要な協定組織数を設定。	県調査		
		174	県外からの移住者数	県及び市町の移住相談窓口を経由して県外から移住した者の数。地域の振興・活性化に向けた取り組みの成果として、都市住民の誘致による地域の新たな担い手の確保状況を示す指標。	実数	51人 (平成22年度)	70人	単年	過去の実績でも増減を繰り返しており、今後も大幅な増加は見込みにくいことから、これまでの実績の最大値(60人)を上回る水準を維持するという考え方で、過去4年間の平均値の1.5倍を目標とする。(19年度~22年度平均46.75人 × 1.5倍 70人)	県調査		
52) 再生可能エネルギーの利用促進		175	住宅用太陽光発電設備の導入率	住宅用太陽光発電設備が設置されている一戸建住宅の割合。太陽光発電等の導入促進への取り組みを示す指標。	RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)認定設備件数 / 一戸建件数(住宅・土地統計調査(総務省)のデータ) × 100	1.92% (平成21年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定		今後、提示が予想される国の導入目標を踏まえ決定する予定。	四国経済産業局調べ		
		176	新エネルギー導入実績(原油換算)	各種新エネルギーの導入実績について単位を統一(原油換算)して合計したもの。再生可能エネルギーの利用促進状況を示す指標。	実数	20.6万kl (平成23年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定		今後、提示が予想される国の導入目標を踏まえ決定する予定。	県調査		
		177	バイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	軽油特定加工業者が製造するバイオディーゼル燃料5%混合軽油の量。バイオディーゼル燃料の普及状況を示す指標。	軽油特定加工業者における製造実績	557kl (平成22年度)	5,000kl (平成32年度)	単年	国のエネルギー基本計画におけるバイオ燃料導入目標(3%)を踏まえ、県内の軽油販売量の3%を設定。	県調査		

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	単年/ 累計	目標値の考え方	データの出典
			178	木質ペレット年間生産量	県内におけるスギ・ヒノキ間伐材等を利用した木質ペレットの年間生産量。木質ペレットの年間生産量により、木質バイオマスの利用状況を示す指標。	実数	1,255t (平成22年度)	3,000t	単年	県内における木質ペレットの生産能力や今後の施策効果を考慮し目標値を設定。	県調査
	20	53) 低炭素ビジネスの振興	179	国内クレジット及びオフセット・クレジット(J-VER) 認証件数	中小企業等が大企業等から資金の提供を受け、共同で取り組む温室効果ガス排出削減事業のうち、その削減分が「国内クレジット」として認証された数と、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより実現された排出削減・吸収量を「オフセット・クレジット(J-VER)」として認証された数の合計。県内企業の低炭素ビジネス参入の成果を示す指標。	実数	5件 (平成22年度)	30件	累計	国内クレジットについては、国内クレジット認証前の排出削減事業計画を提出している県内企業が13件あり、認証済みの6件(平成23年度認証済み1件)を加えて累計19件となっている。また、オフセット・クレジット(J-VER)については、認証済みの2件(平成23年度認証済み)に、認証前のプロジェクト登録数3件を加えて累計5件で、両者で累計24件となっている。今後、新たな認証案件が発生することを見込んで、目標値は30件とする。	国内クレジット認証委員会集計 オフセット・クレジット登録簿
	180		EV関連製品の開発や製造に取り組み始めた企業数	県EV開発センターの研究成果等を活用して、EV関連製品の開発や製造に取り組み始めた企業数。企業数の多寡が施策効果に直結しており、EV開発プロジェクト推進事業による研究開発及び事業化支援の成果を示す指標。	実数	3件 (平成22年度)	15件	累計	平成22年度の現状値を踏まえ、年間3件程度を目標とし、H22年度からH26年度までの累計を目標値に設定した。	県調査	
	181 再掲		人工林における間伐実施面積	森林(民有林)のうち、人工林で間伐を実施した面積。森林の健全な保全育成の状況を示す指標。	実数	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年	単年	「えひめ森林・林業振興プラン」では、施業の集約化や担い手の確保などを図ることから、その施策効果を考慮し、計画期間中(H23～27)、毎年、9,500haの間伐実施を目標としている。そのため、平成26年度においても9,500haを目標とする。	定期報告(森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業の実績)	
		54) 恵み豊かな森林(もり)づくり	182	森との交流人口	森林環境税対象事業により実施した交流会等で森林(木材等を含む)と交流した人の数。森林に対する理解や森林づくりへの県民参加の促進に対する成果を示す指標。	実数	203,631人 (平成22年度)	720,000人	累計	平成22年度からの5年間における森林環境税対象事業では、平成21年度までの5年間の実績から県民の約半数が森との交流を持つことを目標とした施策展開を実施しているため、720,000人が森と交流することを目指し設定。	県調査(森林環境税事業の実績調査)
	183 再掲		県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	スギ・ヒノキを中心とする木材(加工前の丸太の状態)の年間生産量。森林資源の活用を通じた森林整備・林業経営の強化の状況を示す指標。	実数	453千m3 (平成22年度)	610千m3	単年	「えひめ森林・林業振興プラン」において、森林資源の育成状況と施策効果(就業者数・機械化等)により利用可能な木材量から、平成27年度の目標値を650千m3と設定していることから、平成26年度の数値を推計し設定。	木材統計調査(農林水産省)	

概ね10年後の
目指す将来像

将来像の実現に向けた
当面4年間(平成23年度~26年度)
の施策の方向等

第六次愛媛県長期計画 「愛媛の未来づくりプラン」概要

長期ビジョン編

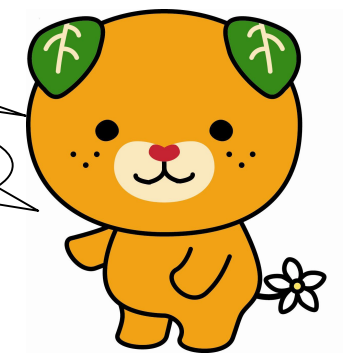
アクションプログラム編

- 1 時代の变革期に直面する愛媛
縮小する日本
急速に成長するアジア
価値観の多様化と分権型社会への移行
持続可能な社会の構築
心のつながりの再認識と新たな絆
- 2 開花が期待される愛媛の潜在力
多様な産業構造
良質な生活環境
誇れるアイデンティティ
豊かな自然

【愛媛づくりの方向性】
 つながり実感愛媛の実現 (人と人との絆を大切に)
 オリジナル愛媛の創造 (愛媛らしさを発揮する)
 愛媛コーディネート確立 (愛媛の魅力をつなぎ合わせて強みを高める)
 ニュー・フロンティア愛媛の追求 (自ら道を切り拓き新しい分野へ挑戦する)

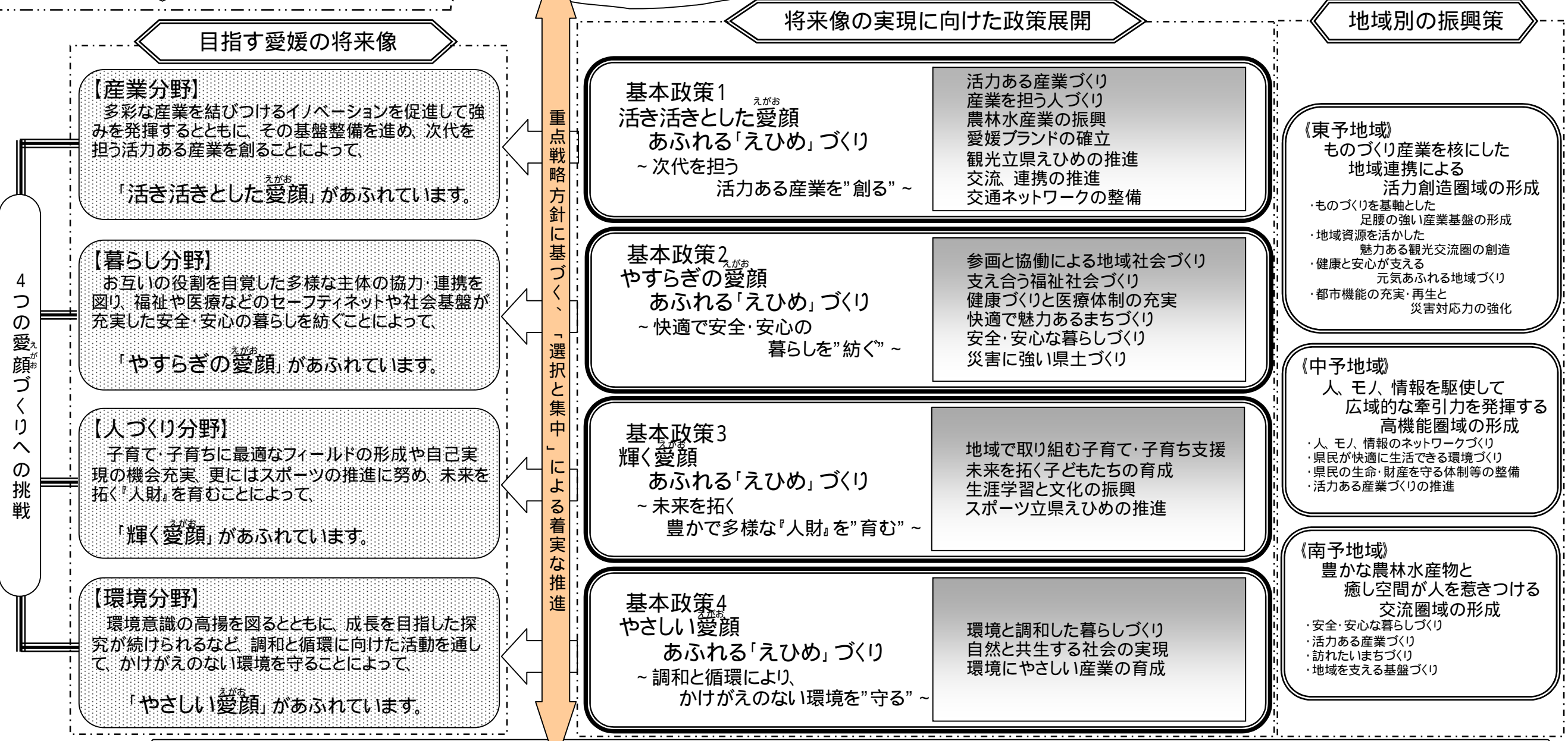
**重点的な取組み方針
(計画推進の仕組みづくり)**
 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底
 重点戦略方針の策定
 重点戦略方針に基づく重点戦略事業の企画・立案
 重点戦略事業への財源の優先的投入
 重点戦略事業の公表
 成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進
 長期計画推進協議会(仮称)の設置

合い言葉は
「愛顔」じゃけん！
 みんなで進める
計画じゃけん！



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

基本理念
 「愛のくに
 愛顔あふれる愛媛県」



推進姿勢
 「えひめ力を総結集した県政の推進」
 ～挑戦・連携・創造が拓く未来に向かって～

既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な”挑戦”
 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた”連携”
 新たな政策と戦略の”創造”

地方分権改革、機能的かつ最適規模の組織・業務体制、財政健全化
 基礎自治体との連携、多様な主体との協働・連携、他地域との連携
 “愛媛発”の新たな政策の創造、新たな戦略の創造

愛媛の未来づくりプラン 政策体系表(案)

4 基本政策

政策

(54) 施策

(公 約)

1. 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ~ 次代を担う活力ある産業を“創る” ~

(1: 雇用、経済に愛顔を、4: 観光に愛顔を)

活力ある産業づくり	(1)	地域に根ざした産業の振興	4	しまなみ活用、中心市街地活性化
	(2)	企業誘致・留置の推進	1	県外事務所の強化、地域特性を活かした企業誘致
	(3)	戦略的な海外展開の促進		
	(4)	新産業の創出と産業構造の強化	1	産学官連携等による付加価値の創造
産業を担う人づくり	(5)	若年者等の就職支援と産業人材力の強化	1	若年者就職支援、地元企業への就職 2 障害者の就労支援
	(6)	快適な労働環境の整備		
農林水産業の振興	(7)	力強い農林水産業を支える担い手の確保	1	1次産業ブランド力、6次産業化、トップセールス
	(8)	攻めの農林水産業を展開するための基盤整備	1	林業振興、県産材活用
	(9)	選ばれる産地を目指した技術開発の推進	1	1次産業ブランド力、6次産業化、トップセールス
愛媛ブランドの確立	(10)	愛媛産品のブランド力向上と販路拡大	1	1次産業ブランド力、6次産業化、トップセールス
	(11)	愛媛の魅力発信力の強化	1	1次産業ブランド力、6次産業化、トップセールス
観光立県えひめの推進	(12)	魅力ある観光地づくり	4	市町の魅力抽出、広域観光ルート 4 修学旅行
	(13)	国際観光の振興	4	コンベンション誘致制度 4 南予イベント
			4	しまなみ活用、中心市街地活性化
交流・連携の推進	(14)	広域交流・連携の推進	4	外国人誘致、台湾チャーター便
	(15)	国際交流の推進		
交通ネットワークの整備	(16)	広域・高速交通ネットワークの整備		(継続1) 高速 (継続4) 鉄道高速化 (継続8) 高速料金見直し
	(17)	地域を結ぶ交通体系の整備	5	バリアフリー、安全・安心の公共工事
			5	原子力の安全対策、離島・過疎地域の公共交通確保 (継続6) 上島架橋

2. やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ~ 快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ” ~

(2: お年寄りや障害者に愛顔を、5: 地域の安全・安心に愛顔を)

参画と協働による地域社会づくり	(18)	未来につなぐ協働のきずなづくり	2	助け合い支え合う社会の構築、在宅介護の普及促進
	(19)	男女共同参画社会づくり		
	(20)	人権が尊重される社会づくり		
支え合う福祉社会づくり	(21)	高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現	2	助け合い支え合う社会の構築、在宅介護の普及促進
	(22)	障害者が安心して暮らせる共生社会づくり	2	障害者の就労支援 (継続2) 国体
	(23)	地域福祉を支える環境づくり	2	助け合い支え合う社会の構築、在宅介護の普及促進
健康づくりと医療体制の充実	(24)	生涯を通じた心と体の健康づくり	2	健康づくり、食育
	(25)	安全・安心で質の高い医療提供体制の充実	2	医師、看護師不足解消
	(26)	救急医療体制の充実		
快適で魅力あるまちづくり	(27)	快適な暮らし空間の実現		(継続3) JR松山駅再開発
	(28)	ICT環境の整備		
安全・安心な暮らしづくり	(29)	消費者の安全確保と生活衛生の向上		
	(30)	水資源の確保と節水型社会づくり		
	(31)	交通安全対策の推進		
	(32)	犯罪の起きにくい社会づくり	5	暴力団排除
	(33)	原子力発電所の安全・防災対策の強化	5	原子力の安全対策、離島・過疎地域の公共交通確保
災害に強い県土づくり	(34)	防災・危機管理体制の充実	5	防災士の増加
	(35)	災害から県民を守る基盤の整備	5	学校耐震化 5 災害拠点耐震化
			5	バリアフリー、安全・安心の公共工事 (継続5) 肱川治水

3. 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ~ 未来を拓く豊かで多様な「人財」を“育む” ~

(3: 子供たちに愛顔を)

地域で取り組む子育て・子育て支援	(36)	安心して産み育てることができる環境づくり	3	連携による子育て体制の確立 3 児童虐待対策
	(37)	子ども・若者の健全育成	3	不登校・いじめ問題対策
未来を拓く子どもたちの育成	(38)	魅力ある教育環境の整備	3	教員研修制度の充実、民間人の校長登用
	(39)	確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進	3	教育委員会の政策立案能力強化
	(40)	特別支援教育の充実	2	特別支援学校の整備充実
生涯学習と文化の振興	(41)	教職員の資質・能力の向上	3	教員研修制度の充実、民間人の校長登用
	(42)	学び合い高め合う生涯学習社会づくり		
スポーツ立県えひめの推進	(43)	個性豊かな愛媛文化の創造と継承	3	文化・スポーツの振興
	(44)	スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり	3	文化・スポーツの振興 夢「プロ野球球団」四国誘致の可能性
	(45)	競技スポーツの振興	3	文化・スポーツの振興 (継続2) 国体

4. やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ~ 調和と循環により、かけがえのない環境を“守る” ~

(6: 地球に愛顔を)

環境と調和した暮らしづくり	(46)	環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	6	環境教育の充実
	(47)	地球温暖化対策の推進	6	エコ通勤運動
	(48)	環境への負荷が少ない循環型社会の構築		
	(49)	良好な生活環境の保全		
自然と共生する社会の実現	(50)	豊かな自然環境と生物多様性の保全		
	(51)	魅力ある里地・里山・里海づくり		
環境にやさしい産業の育成	(52)	再生可能エネルギーの利用促進	6	太陽光、バイオマス、風力発電等のクリーンエネルギーの活用
	(53)	低炭素ビジネスの振興	6	エコビジネスの振興
	(54)	恵み豊かな森林(もり)づくり	6	森林共生

…公約対応(36施策)

(継続7) 南予活性化 地域別計画(南予)

【基本理念】

愛のくに

愛顔あふれる愛媛県

第六次愛媛県長期計画

愛媛の未来づくりプラン
～アクションプログラム編～

愛のくに えがお 愛顔あふれる愛媛県

(最終案)

	(ページ)
はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
(1) 計画の位置付け (基本構想との関係)	
(2) 計画の構成	
(3) 計画の期間	
第1章 基本理念 (目指すべき愛媛の将来像)	3
第2章 政策体系	4
第3章 重点的な取組み方針 (計画推進の仕組みづくり)	6
1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底	
(1) 重点戦略方針の策定	
(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案	
(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入	
(4) 重点戦略事業の公表	
2 成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進	
(1) 成果指標の設定	
(2) 成果指標による施策点検	
3 長期計画推進協議会 (仮称) の設置	
第4章 分野別計画	9
1 ^{えかち} 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ~次代を担う活力ある産業を“創る”~	
(1) 活力ある産業づくり	9
(2) 産業を担う人づくり	19
(3) 農林水産業の振興	25
(4) 愛媛ブランドの確立	33
(5) 観光立県えひめの推進	39
(6) 交流・連携の推進	45
(7) 交通ネットワークの整備	51
2 ^{えかち} やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ~快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”~	
(1) 参画と協働による地域社会づくり	57
(2) 支え合う福祉社会づくり	65
(3) 健康づくりと医療体制の充実	73
(4) 快適で魅力あるまちづくり	81
(5) 安全・安心な暮らしづくり	87
(6) 災害に強い県土づくり	99
3 ^{えかち} 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ~未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”~	
(1) 地域で取り組む子育て・子育て支援	105
(2) 未来を拓く子どもたちの育成	111
(3) 生涯学習と文化の振興	121
(4) スポーツ立県えひめの推進	127
4 ^{えかち} やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ~調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”~	
(1) 環境と調和した暮らしづくり	133
(2) 自然と共生する社会の実現	143
(3) 環境にやさしい産業の育成	149
第5章 地域別計画	157
東予地域	159
中予地域	163
南予地域	167
第6章 推進姿勢	171
1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”	
(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦	
(2) 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦	
(3) 財政の健全化に向けたさらなる挑戦	
2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”	
(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携	
(2) 多様な主体との協働・連携	
(3) 広域的な視点による他地域との連携	
3 新たな政策と戦略の“創造”	
(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造	
(2) 新たな戦略の創造	

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置付け（基本構想との関係）

県民と目標の共有を図りながら、みんなが一丸となって愛媛の未来づくりを進めていくため、平成23年9月に、概ね10年後を見据えた長期ビジョンを策定し、目指すべき愛媛の将来像やその基本的な考え方などを示したところです。

このアクションプログラムは、長期ビジョンで描いた将来像を実現するための道筋を示すものです。

(2) 計画の構成

- ・ 基本理念（目指すべき将来像）

愛媛の未来づくりにおける基本的な考え方と目指すべき将来像

- ・ 政策体系

県政全般にわたる政策を基本政策、政策、施策に整理した政策体系

- ・ 重点的な取組み方針（計画推進の仕組みづくり）

計画を推進するための重点的な取組み方針

- ・ 分野別計画

政策体系に基づく施策展開の方向や主な取組み

- ・ 地域別計画

地域ごとの特長を活かす視点で示した地域振興方策

- ・ 推進姿勢

計画を推進するための基本的な姿勢

(3) 計画の期間

長期ビジョンで描いた概ね10年後の将来像の実現に向けた当面の4年間（平成23年度から26年度）を計画期間とします。

第1章 基本理念（目指すべき愛媛の将来像）

「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」

前向きな気持ちと思いやりの心が結集した愛のある笑い顔である「愛顔」を県下一円に大きく広げることを目指します。

そのために、産業、暮らし、人づくり、環境の4つの分野で基本政策を掲げ、次の愛顔づくりを進めます。

「生き活きとした愛顔」・・・があふれる愛媛では、

産学官、農商工の連携強化により地域に根付いた新産業が創出されるほか、優れた技術力を武器にして県外、海外へも積極的に挑戦する産業が育っています。

意欲ある人が誇りを持って仕事に打ち込むことのできる就業環境が整備され、一人ひとりが力強く愛媛の未来を支えています。

高度な技術によって供給される農林水産物や高品質な製品、さらには、地域の魅力が一体となって、愛媛のブランド力がさらに強まり、愛媛のファンが増え続けています。

高速道路や架橋など、交流・連携の基盤となる交通ネットワークの整備が進み、愛媛を訪れる方々を県民の温かな心配りやお接待の心でお迎えしています。

「やすらぎの愛顔」・・・があふれる愛媛では、

自分たちの地域の課題を自ら率先して解決し、より住みやすい地域にしようとする取組みが盛んに行われ、新しい絆が生まれています。

高齢者や障害者を含め、誰もが健康な生活を送り、男女を問わず、積極的に社会参画するとともに、家庭や住み慣れた地域で医療や福祉サービスを楽しむことができる社会が構築されています。

緑豊かな居住環境、生活インフラや鉄道高架などの都市基盤の整備により快適な都市が形成され、人にやさしく、にぎわいのあるまちづくり、高度な情報通信が利用できる環境づくり、さらに、交通事故や犯罪などが起きにくい安全・安心の地域づくりが進められています。

県民の生命・身体・財産を守るための治水対策や東南海地震等との連動発生も想定した南海地震への備えなど、災害に強い県土づくりと防災力の強化が図られています。

「輝く愛顔」・・・があふれる愛媛では、

子どもたちが周りに必要とされていることを実感し、夢を持ち続けながら元気に成長する思いやりのある地域社会が形成されています。

子どもや若者たちが、能力・適性に応じた確かな学力・豊かな心・健やかな体を身に付け、愛媛の未来を担い、世界にも貢献できる『人財』として育っています。

誰もが学習に励む機会を得られ、自己の成長と暮らしの充実を実感するとともに、愛媛文化との触れ合いを楽しみ、次世代へ引き継ぐことができる心豊かな環境が整備されています。

愛媛国体の開催を契機として、県民一人ひとりが身近なスポーツを通じて、充実感や達成感を分かち合うほか、地域に密着したプロスポーツチームは、地域の活性化に貢献しています。

「やさしい愛顔」・・・があふれる愛媛では、

県民や企業が、身近な生活環境を大切にする暮らしや活動を実践しています。

豊かな自然環境や生物の多様性を保全する活動が活性化しています。

里地・里山・里海の多面的機能が見直され、郷土愛を深める人々が増え続けています。

大量消費型社会から脱却し、限りある資源の有効活用を図るなど、環境と調和し、自然と共生できる新しい生活スタイルの確立に絶えず取り組むとともに、将来にわたる持続的な発展のために、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、環境に配慮した産業が着実に裾野を広げつつあり、環境保全と産業活動を好循環させる努力が積み重ねられています。

第2章 政策体系

基本政策 1

生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

～次代を担う活力ある産業を“創る”～

政策 1 活力ある産業づくり

- 1 地域に根ざした産業の振興
- 2 企業誘致・留置の推進
- 3 戦略的な海外展開の促進
- 4 新産業の創出と産業構造の強化

政策 2 産業を担う人づくり

- 5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化
- 6 快適な労働環境の整備

政策 3 農林水産業の振興

- 7 力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

政策 4 愛媛ブランドの確立

- 10 愛媛製品のブランド力向上と販路拡大
- 11 愛媛の魅力発信力の強化

政策 5 観光立県えひめの推進

- 12 魅力ある観光地づくり
- 13 国際観光の振興

政策 6 交流・連携の推進

- 14 広域交流・連携の推進
- 15 国際交流の推進

政策 7 交通ネットワークの整備

- 16 広域・高速交通ネットワークの整備
- 17 地域を結ぶ交通体系の整備

基本政策 2

やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～

政策 1 参画と協働による地域社会づくり

- 18 未来につなぐ協働のきずなづくり
- 19 男女共同参画社会づくり
- 20 人権が尊重される社会づくり

政策 2 支え合う福祉社会づくり

- 21 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
- 22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり
- 23 地域福祉を支える環境づくり

政策 3 健康づくりと医療体制の充実

- 24 生涯を通じた心と体の健康づくり
- 25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
- 26 救急医療体制の充実

政策 4 快適で魅力あるまちづくり

- 27 快適な暮らし空間の実現
- 28 ICT環境の整備

政策 5 安全・安心な暮らしづくり

- 29 消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 30 水資源の確保と節水型社会づくり
- 31 交通安全対策の推進
- 32 犯罪の起きにくい社会づくり
- 33 原子力発電所の安全・防災対策の強化

政策 6 災害に強い県土づくり

- 34 防災・危機管理体制の充実
- 35 災害から県民を守る基盤の整備

基本政策 3

輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～

政策 1 地域で取り組む子育て・子育て支援

- 36 安心して産み育てることができる環境づくり
- 37 子ども・若者の健全育成

政策 2 未来を拓く子どもたちの育成

- 38 魅力ある教育環境の整備
- 39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進
- 40 特別支援教育の充実
- 41 教職員の資質・能力の向上

政策 3 生涯学習と文化の振興

- 42 学び合い高め合う生涯学習社会づくり
- 43 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

政策 4 スポーツ立県えひめの推進

- 44 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
- 45 競技スポーツの振興

基本政策 4

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

～調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”～

政策 1 環境と調和した暮らしづくり

- 46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
- 47 地球温暖化対策の推進
- 48 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 49 良好な生活環境の保全

政策 2 自然と共生する社会の実現

- 50 豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 51 魅力ある里地・里山・里海づくり

政策 3 環境にやさしい産業の育成

- 52 再生可能エネルギーの利用促進
- 53 低炭素ビジネスの振興
- 54 恵み豊かな森林（もり）づくり

推進姿勢

- 1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”
 - 55 地方分権改革の実現に向けた挑戦
 - 56 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦
 - 57 財政の健全化に向けた更なる挑戦
- 2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”
 - 58 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
 - 59 多様な主体との協働・連携
 - 60 広域的な視点による他地域との連携
- 3 新たな政策と戦略の“創造”
 - 61 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造
 - 62 新たな戦略の創造

第3章 重点的な取組み方針（計画推進の仕組みづくり）

この計画は、「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を実現するための道筋を明らかにするものとして、県政全般にわたる政策を4つの基本政策、20の政策、54の施策に体系立てて整理し、その政策体系に沿って、今後4年間で講じる各種施策を盛り込んだものですが、社会経済情勢の急速な変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、計画目標を実現するためには、こうした様々な変化に的確に対応できる柔軟性と実効性を確保しながら計画を推進することが欠かせません。

このため、計画においては、施策ごとの取組み内容について、期間中に実施するすべての事業を網羅的に記載するのではなく、施策の方向性や主な取組み内容を示すまでにとどめ、計画の硬直化を避けることとし、各種事業の具体化は、毎年度の予算編成に計画を色濃く反映することを通して行うことにします。

また、選択と集中の徹底が求められる厳しい財政状況の中で、重点化を図りながら計画を推進するため、計画で示した政策体系の中で特に力点を置くべき分野については、県政を取り巻く環境変化を踏まえながら毎年度検討し、年度ごとの重点戦略方針として定めたいうで、その方針に基づいて具体的な取組みを進めます。

1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

(1) 重点戦略方針の策定

次年度において、特に重点的に取り組む施策分野等を示す重点戦略方針を毎年度策定します。

同方針については、施策ごとに設定した成果指標の達成状況や県民のニーズなどを踏まえて政策の優先度を検証するとともに、庁内に設置している政策推進班の活用などにより、各部局の方針を踏まえながら、全庁的な政策議論を通じて策定します。

(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案

策定した重点戦略方針に沿って、関係部局において、政策立案機能を最大限発揮して具体的な取組みを検討し、特に必要性が高く、効果が期待される戦略的な取組みを重点戦略事業として企画・立案します。

(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入

重点戦略事業については、毎年度の予算編成において、限られた財源を優先的に投入し、重点的に予算化を図ることにより、事業実施を強力に推進します。

(4) 重点戦略事業の公表

予算編成などを通して実施することとなった重点戦略事業は、県民に分かりやすい形で公表し、毎年度の重点的な取組み分野等についての説明責任を果たします。

2 成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進

(1) 成果指標の設定

目的

計画遂行の結果を客観的に評価して県民にわかりやすく説明することができるよう、施策ごとに掲げた目標について、統計データなどを活用して可能な限り数値化したものを成果指標として設定します。

設定の基本方針

設定する成果指標は、可能な限りアウトカム指標とし、施策目標との適合性、わかりやすさ、客観性、把握の容易性などを考慮するとともに、施策効果を多面的・総合的な視点で評価するため、一つの施策に複数の指標を設定することとします。

目標値の考え方

目標値については、個別分野計画や国の計画との整合性や過去の推移、全国状況との比較、さらには今後の趨勢予想などを複合的に勘案して設定することとします。

なお、成果指標と目標値については、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後、見直しを行うことがあります。

(2) 成果指標による施策点検

計画の総合的な推進を図るため、重点戦略方針で示した分野はもちろん、それ以外の施策についても、関係部局において、成果指標の達成状況や取組みの進捗状況等を検証するなど、施策点検を実施し、既存事業の見直しや新たな取組みの検討などを積極的に行うこととします。

3 長期計画推進協議会（仮称）の設置

施策の点検結果の検証や重点戦略方針の策定に係る意見交換などを行う場として、外部有識者等で構成する長期計画推進協議会（仮称）を設置し、透明性の高い計画推進に努めます。

第4章 分野別計画

えがお

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 活力ある産業づくり

目指す方向

愛媛の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図ります。

また、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、販路の拡大等に挑戦するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、地域に根ざした力強い産業活動を支援します。

そして、活力ある産業の育成を通じ、本県経済の持続的な発展を目指します。

施策1 地域に根ざした産業の振興

目標 県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

施策2 企業誘致・留置の推進

目標 元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

施策3 戦略的な海外展開の促進

目標 県内企業が海外にもっと販路を開拓・拡大できるようにしたい

施策4 新産業の創出と産業構造の強化

目標 県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

施策1 地域に根ざした産業の振興

目標

県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県内総生産額(農林水産業を除く)	4兆5,926億円 (平成20年度)	4兆8,279億円
従業者1人当たりの付加価値額	12,706千円 (平成22年)	12,950千円
商店街における空き店舗率	18.4% (平成21年度)	18.0%

現状と課題

長引くデフレや個人消費の低迷、経済のグローバル化による企業間競争の激化により、県内産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような厳しい経済環境の中で高い成長を図るには、様々な情報や経営資源を活用して、それぞれの企業力を伸ばしていく必要がありますが、県内企業は、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多いほか、首都圏や関西圏などのマーケットに遠いことなどから、情報収集・活用力が優れているとはいえない状況にあります。

一方、商店街では、消費の伸び悩みや郊外型大型店との競合等もあって、通行量が減少し、にぎわいが失われつつあり、商業機能はもとより、期待されている地域コミュニティの場としての機能も十分に発揮できていない状況にあります。

取組みの方向

県内企業が力強く活動できるように、企業力の向上を含め、企業の立場に立った総合的な支援体制を整え、融資制度を充実させるほか、災害時にも事業継続ができるよう事業継続計画(BCP)策定のための取組みを支援します。

また、小規模事業者等の経営基盤を強化するとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりに向けた意欲的な商店街活動を支援します。

主な取組み

1 企業力向上の支援

企業や業界団体への定期的な訪問を通じて企業の経営課題の把握に努め、ニーズに基づき施策化を検討するほか、中小企業の事業継続計画策定や新商品の開発、新たな生産方式の導入をはじめとする企業の経営革新を支援するなど、企業力の向上に係る取組みを実施します。

2 中小企業の資金調達の円滑化

急激な経営環境の変化等による新たな資金ニーズを的確に捉え、技術力や事業の将来性等に応じて円滑に融資を受けられる制度の確立に努めます。

3 小規模事業者等の経営基盤の強化

商工会議所や商工会が行う相談業務や経営指導のほか、経営指導員の資質向上や後継者の人材育成など中小企業経営者の経営力向上を支援し、もって小規模事業者等の経営基盤の強化を図ります。

また、中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う相談・指導などへの支援を行い、中小企業の体質強化、高度化を促進します。

4 中心市街地・商店街の活性化

空き店舗を活用したソーシャルビジネスの展開や地域コミュニティの拠点づくりの促進、商店街内外の人材の育成・活用等により商店街のにぎわいとコミュニティ機能の回復を図るとともに、地域のニーズに応えながら自主的かつ意欲的に取り組む商店街の活性化を支援します。

施策2 企業誘致・留置の推進

目標

元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
企業(工場)立地件数(人口10万人当たり)	0.54件 (平成22年度)	0.61件
企業立地に伴い雇用が確保された人数	3,985人 (平成22年度)	4,385人
企業立地に伴う投資額	54,526百万円 (平成22年度)	60,526百万円

現状と課題

本県は、大都市圏等への移動距離が長いことや輸送コストがかさむという地理的なハンデもあって、県外企業が新たな事業所や工場の建設を検討する際には、候補地として選択肢に入りにくい状況にあります。

また、本県にはものづくりを中心とした優れた技術力を有する企業の集積がありながら、県外の企業にはあまり知られていません。

そうした中であっても、依然として厳しい雇用失業情勢への有効な対策として、新たな企業誘致の推進や設備投資の促進、さらには円高をはじめとする経済環境の変化から強く懸念される県内企業の流出防止にも取り組み、県内雇用の創出と地域経済の活性化を図る必要があります。

取組みの方向

愛媛の風土や地域特性を活かして定着し、県内企業とともに発展していくことが見込める元気な企業を積極的に誘致するために、愛媛の魅力のPRや立地環境の整備に努めます。併せて、企業の流出を防ぎながら、雇用の場を確保し、地域経済の活性化を図ります。

主な取組み

1 強みを活かした積極的誘致

県内企業の優れた技術情報のデータベースも活用しながら、本県の魅力や可能性を効果的にPRします。

また、県外事務所の情報収集力と営業力を強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、県内企業との相乗効果が見込まれる企業や、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施します。

2 立地環境の整備・充実

適切な用地の確保や工場跡地など居抜き物件の情報提供、工業用水の安定供給をはじめ、きめ細かい支援措置の拡充に取り組むなど、誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、立地環境の整備・充実を図ります。

3 県内企業の留置対策

企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援相談や県政に対する要望等にワンストップ相談窓口で対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努めます。

施策3 戦略的な海外展開の促進

目標

県内企業が海外にもっと販路を開拓・拡大できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数	430社 (平成22年度)	450社
県内港湾における貿易コンテナ取扱量	118,190TEU (平成22年度)	121,700TEU
海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数	66箇所 (平成22年度)	70箇所

TEU=20フィートコンテナ換算の貨物量単位

現状と課題

人口減少により、国内市場規模の縮小が避け難い情勢にある中、県内産業が持続的な発展を図っていくためには、国際競争力を高め、海外への販路を戦略的に開拓することが有効であり、特に、高い成長が見込まれる近隣アジア諸国のダイナミズムをどう取り込んでいくかが、今後の重要な鍵になります。

しかし、多くの県内企業にとって、海外への挑戦は、取引先情報が不足していることやノウハウの蓄積が困難であることに加え、商習慣の違いや為替変動など、様々なリスクがあり、容易に踏み切れるものではありません。

また、東日本大震災での原子力発電所の事故以降、日本産品に対する海外の風評被害への対応など、信頼回復に向けた取組みを進める必要があります。

取組みの方向

四国4県やジェトロ、海外県人会との連携強化や、民間ノウハウの活用などにより、県内企業の海外との取引拡大を図るなど、海外市場への挑戦を促進します。

また、物流機能の強化や必要となる諸手続きに関する支援、現地情報の把握・提供など、ハード、ソフト両面にわたる取引環境の整備に努めます。

主な取組み

1 海外ビジネス拡大のためのトータルサポート

県内企業が海外市場へ挑戦しやすくなるよう、四国4県が連携し、成長著しい中国等の近隣アジア諸国での販路拡大を支援するとともに、上海における拠点整備についても検討を進めます。

また、ジェトロや貿易関係団体と連携しながら、海外進出・取引に関する相談や情報提供、専門家派遣、展示会等への出展支援に至るまで、総合的に支援します。

さらに、現地ニーズの的確な把握に努めながら、新たな県産品販売ルート of 構築に取り組みます。

2 輸出を担う地域商社の育成・支援

近隣アジア諸国を中心とした輸出を積極的に促進するため、食品等の販路開拓の中核を担う地域商社を育成・支援するとともに、官民一体となった輸出推進組織を中心として、かんきつや鮮魚をはじめとする本県特産品を安定的に輸出できる体制整備を進めます。

3 海外取引のための環境整備

貨物の増大や船舶の大型化に対応した港湾施設の整備や維持管理に努め、物流の機能強化と効率化を図るとともに、検疫や産地証明をはじめとする必要な手続きが適切かつ円滑に進むよう支援するなど、取引環境の整備を図ります。

施策4 新産業の創出と産業構造の強化

目標

県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	106件 (平成22年度)	126件
産学官連携や農商工連携により事業化された件数	21件 (平成22年度)	89件
試験研究で得られた技術のうち 県内企業に技術移転された件数	138件 (平成22年度)	180件
県内特許権登録件数	968件 (平成22年)	全国平均値以上

現状と課題

近年、県内では、長引く不況による企業業績の悪化、事業所等の再編・統合・撤退など、様々な問題が生じています。

また、本県には、全国一の生産量を誇るタオル産業のほか、造船業、製紙業をはじめ、機械・鉄工業、食品加工業など、地域特性に応じた多様なものづくり企業が集積しており、それぞれが高い技術力を持っていますが、地域間、企業間の垣根を越えた連携が希薄な状況にあります。

このような中、県内経済の活力回復と持続的な発展を図っていくためには、企業の生産性と競争力をさらに高めることが求められており、新しい技術や付加価値の高い新商品・サービスを開発するなど、新たな社会ニーズに合った産業や新規ビジネスを創出することが必要となっています。

取組みの方向

大学と企業とのマッチングを支援するなど産学官連携を進め、企業の研究開発能力の向上を促進します。

また、本県の地域特性と資源を活用した農商工連携や企業間連携、異業種間でのお互いの強みを活かした新たな連携を構築し、食品や低炭素、健康、観光といった県内経済を牽引する成長産業を創出します。

さらに、ベンチャー企業の支援や戦略的な試験研究の推進、知的財産の創造・保護・活用などの取組みと合わせて、産業構造の強化を図ります。

主な取組み

1 産学官連携による研究・開発の推進

県産業技術研究所や(財)えひめ産業振興財団が中心となって、企業の保有する技術力と大学等が保有する研究開発成果・知識をコーディネートし、新技術・新製品の開発や付加価値の創造を図ります。

また、ビジネスへの転化から、ビジネスシーズの発掘、中核企業への成長までの様々なチャレンジを、えひめ中小企業応援ファンド等を活用しながら総合的に支援します。

さらに、繊維産業技術センターの移転整備など、県産業技術研究所における研究開発・技術支援機能等の強化を図ります。

2 農商工連携など異業種や異分野等の新たな連携によるビジネス拡大支援

あぐりすとクラブやチームえびすなど、農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチングを支援する体制を充実させるとともに、農商工連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓などの新たなビジネス展開を支援します。

さらに、異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進し、新たな付加価値を持つ商品・サービスの開発などビジネスの拡大支援に取り組みます。

3 優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的に広くPRし、知名度向上や新規取引先の開拓を促進します。

4 成長産業の創出

本県の地域特性や企業集積、成長産業の核となるシーズやニーズを分析し、従来の産業分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルとして、食品ビジネス、低炭素ビジネス、健康ビジネス、観光ビジネスの4つの成長産業を創出し、その集積を戦略的に進めます。

5 創業・起業への支援

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、(財)えひめ産業振興財団による支援を強化するほか、企業の成長段階に応じた適切な情報の提供とサポートを行うなど、継続的なフォローを実施します。

6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。

また、質の高い知的財産の創造に始まり、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、切れ目なく取り組むことができる体制整備を進めます。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり**政策** 産業を担う人づくり**目指す方向**

若年者をはじめ、働きたい人なら誰でも、自分の能力を十分に発揮し、誇りを持っていきいきと働くことができるよう、安定した雇用の場を確保するとともに、職業能力の向上につながる職業訓練や雇用情勢の悪化などにも迅速に対応できるサポート体制の充実を図ります。

また、県内産業の発展を支えることのできる人材を育成し、求人と求職のミスマッチ解消を図るとともに、働く人がもっと生活と調和しながら働ける快適な労働環境の整備に努めます。

そして、多彩な人材が県内産業の発展を支えながら、いきいきと働くことのできる愛媛の実現を目指します。

施策5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標 働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

施策6 快適な労働環境の整備

目標 働く人が生活と調和しながら働けるようにしたい

施策5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標

働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県の完全失業率(年平均)	4.5% (平成22年)	3.9%
県の有効求人倍率	0.65倍 (平成22年度)	0.87倍
県内高校・大学新規卒業者の就職決定率	高校97.0% (平成22年度) 大学92.2% (平成22年度)	高校98.2% 大学93.2%
高等技術専門学校における就職率	78.2% (平成22年度)	80.0%

現状と課題

大学等の新規学卒者に対する求人数の減少や経済情勢の悪化により、就業の機会が得られなかった若年層や離職を余儀なくされた労働者等が増加するなど、本人の意欲が就労に結び付きにくい厳しい就職状況が続いています。

一方では、少子化の進展に伴う若年労働力の減少や、いわゆる団塊の世代の大量退職による労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、多くの中小企業では、人材の確保・育成に支障が生じるなど、求人と求職者のミスマッチが顕在化しており、ニートの増加も含めて大きな問題となっています。

取組みの方向

求人と求職者のミスマッチや地域間格差が解消され、就労意欲のある新規学卒者や失業者等が適切に就職できる雇用環境の整備に努めます。

また、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることにより、基幹産業の中核的な役割を担う人材や新たな成長産業に必要とされる人材を育成・確保し、経済成長の源泉である産業人材力を強化します。

さらに、雇用政策に関しては、国と地方の役割分担に基づき、連携しながら効果的な施策の展開に努めます。

主な取組み

1 若年者の就職支援

ジョブカフェ愛work及び東予・南予ランチの機能を拡充・強化し、若年者の「働く意欲と能力」の向上など人材育成に努めるとともに、企業の採用力向上を支援します。

また、新規学卒者、フリーター、失業者など個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行い、中小企業の魅力を発信するWEBシステムの整備や、若年者と人材を求める企業との出会い・交流の場を提供することにより、積極的にマッチングを促進します。

さらに、ニートの若者に対しては、地域若者サポートステーションを核に地域の関係機関と連携し、状況に応じた専門的な相談や職場体験など様々な就労支援策を通じて若者の職業的自立を促進します。

2 中核的な役割を担う人材の育成

地域産業との連携を図り、地域企業のニーズを踏まえた専門的な知識や技術を習得するための実践的なカリキュラムを高等学校で作成するとともに、人材育成拠点としての県立高等技術専門校において産業人材の育成や、民間人材育成施設への支援をすることにより、地域企業に求められる人材を育成します。

また、ものづくり分野を中心とした高度技術者の育成を行うとともに、専門技術・技能の継承に努めます。

さらに、民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障害者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技術を習得するための職業訓練を実施します。

3 成長産業を支える人材の育成

今後、県内企業を牽引する産業への成長が見込まれる食品や低炭素、健康、観光といった産業の人材ニーズを把握し、それに合致する人材を育成します。

施策6 快適な労働環境の整備

目標

働く人が生活と調和しながら働けるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
育児休業取得率(女性)	79.1% (平成21年度)	85.0%
えひめ子育て応援企業数	243社 (平成22年度)	420社

現状と課題

正規労働者と非正規労働者との間にある様々な格差や労働関係に関する問題が増加する傾向にあり、これらを原因とする紛争等の未然防止と自主的な解決の促進が求められています。

また、急速な少子化や高齢化の進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、男女が共に働きながら子育てできる職場環境を整備することが求められています。

しかし、出産を機に多くの女性が退職するとともに、男性の育児休業の取得率は低調に推移するなど、企業や職場の意識改革が課題となっています。

取組みの方向

男女が共に働きながら子育てしやすい職場環境づくりを促進するとともに、労使関係の安定化を支援することにより、多様化する生活スタイルにおいても、仕事と生活が調和し、働く人誰もが安心して働き続けることができる快適な労働環境の整備を図ります。

主な取組み

1 仕事と子育てをはじめとした家庭生活が両立できる職場環境づくり

育児休業制度や子どもの看護休暇制度を設けるなど、積極的に仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「えひめ子育て応援企業」として認証し、県ホームページで紹介するとともに、管理職の意識改革を図るセミナーや、育児や介護のための短時間勤務制度等の導入を促進するための企業への助成などを通じて、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。

2 労使関係の安定化支援

県の各地方局・支局に設置されている中小企業労働相談所において、労働関係全般に係る相談に応じるとともに、労働委員会において、労働組合と使用者との間に生じる労働争議の調整や相談・あっせん等を実施することで、労使の信頼関係の強化を図り、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

3 勤労者への資金貸付

勤労者の様々な資金需要に応える融資制度の実施により、勤労者の生活安定や福祉の向上を図ります。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり**政策** 農林水産業の振興**目指す方向**

意欲的で経営感覚に優れた担い手と、各地域の特性に合わせて整備された田畑や果樹園、漁場等の優れた生産基盤、そして、低コスト化や高付加価値化を実現する高度な技術を組み合わせることによって、大きな相乗効果を創出します。

また、消費者ニーズに応じて、良質な愛媛の恵みを全国に安定供給できる生産体制を構築し、「もうかる一次産品の優良産地」の形成に努めます。

そして、若者をはじめとする意欲あふれる多様な担い手に支えられた、活力ある農林水産業の確立を目指します。

施策7 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標 農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

施策8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標 豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

施策9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標 多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

施策7 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標

農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
新規農業就業者数	113人 (平成22年度)	130人 (平成27年度)
認定農業者数 (経営改善計画を市町長が認定した農業者数)	4,876経営体 (平成22年度)	5,161経営体 (平成27年度)
新規林業就業者数	135人 (平成22年度)	140人
漁業就業者数	9,913人 (平成21年度)	7,300人以上
農業産出額	1,222億円 (平成21年度)	1,350億円 (平成27年度)
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³
漁業生産額	870億円 (平成21年度)	1,090億円

現状と課題

本県は、全国トップの生産量を誇るかんきつをはじめ、マダイやブリなどの養殖業やヒノキに代表される林業・木材産業などに見られるように、全国屈指の農林水産県として、県内はもとより全国に向けて、安全・安心な農林水産物を日々供給しています。

しかし、近年、農林水産業の就業人口の減少や高齢化によって、地域の担い手は減少し、生産力の低下や耕作放棄地・放置森林が増加するなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況にあります。

また、市場価格の低迷や産地間競争の激化に加え、国際貿易交渉の着地点も見通しがつかないことから、農林水産業の経営はますます不安定になっています。

このような中、県内経済を牽引する「力強い農林水産業」を確立するためには、農林水産業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成する必要があります。

取組みの方向

地域の強みを最大限に活かした経営を実現するため、組織化・法人化への支援や担い手の確保・育成、各種団体の健全化・組織力強化の支援などを推進します。

また、今後ますます進展する産地間競争や国際化をビジネスチャンスと捉え、本県農林水産業の積極的な展開を支える基盤づくりとして、経営感覚を備えた生産者の育成などによる経営能力の向上や融資制度の充実など、経営の改善・安定化に取り組めます。

主な取組み

1 担い手の確保・育成

市町や(財)えひめ農林漁業担い手育成公社、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組むほか、農林水産業に関する学習の場の充実や地域のリーダーとなり得る担い手の育成を図ります。

2 経営能力の向上

各種相談会や研修会の開催などにより、経営者としての意識改革を促すとともに、経営ノウハウの習得をきめ細かく支援します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化を推進するなど、新しい分野にチャレンジしやすい環境づくりに努めます。

3 経営の安定化

木材の生産から加工、販売までを総合的に推進するほか、各種農畜産物や魚類・真珠養殖等すべての分野において、生産性向上や低コスト化を目指した生産体制を一層強化するとともに、経営の改善・安定化のための各種融資制度の充実や普及啓発に取り組みます。

4 組織化・法人化の支援

地域の強みを活かしながら経営効率化を図るため、経営体の組織化・法人化に向けた指導や助成を行うとともに、法人設立後の適切な運営のための研修や講習など、運営を担う人材の育成に取り組めます。

5 各種団体の健全化・組織力強化

農業・漁業協同組合や森林組合、土地改良区などの団体・組織が、地域の農林水産業の核となってその役割を果たすことができるよう、管理・検査体制の充実などに取り組み、団体・組織運営の健全化を図るとともに、適切な統廃合を促進するほか、各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の強化を支援することにより、農林水産業を支える担い手の経営基盤を強化します。

施策8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
認定農業者等への農地利用集積率	37.4% (平成22年度)	42.4%
水田・畑のほ場整備面積	19,474ha (平成22年度)	20,000ha
効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積		39,000ha
漁場整備面積	12,880ha (平成22年度)	13,406ha
野生鳥獣による農作物被害額	435,889千円 (平成22年度)	365,000千円

現状と課題

本県には全国トップクラスの面積を誇る樹園地や瀬戸内海・宇和海といった漁場環境の異なる海域のほか、県土の7割を占める豊富な森林資源など、本県農林水産業を支える多様な生産基盤が存在しています。

しかし、急しゅんで複雑な地形や用水不足に対する対策など、さらなる生産基盤の整備が求められているほか、老朽化が著しい施設については、機能の低下や維持管理費の増大といった問題を抱えています。

また、担い手の減少や高齢化の進展を踏まえて、効率化・省力化を図るための基盤整備や近年増加している鳥獣害への対策が急務となっています。

取組みの方向

地産地消などによる消費拡大に加え、県外や国外へ販路を拡大するため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産するための基盤整備に取り組むとともに、既存施設を有効に活用し、地域特性や生産者の実情に合った機能を確保することにより、地域の自然環境を守りつつ、生産や物流の効率化・円滑化を図ります。

また、効果的な防護柵設置など、集落ぐるみで取り組む住民参加型の鳥獣害防止対策を推進します。

主な取組み

1 生産性向上のための農地整備

優良農地を確保し、担い手への利用集積を図りつつ、経営規模の拡大や農地集積のための水田の大区画化を促進するとともに、低コスト化・省力化の実現に向けた樹園地における園内道の整備や新たなかんがい方式の導入などに取り組めます。

また、市町や土地改良区自らが行う基盤整備事業を充実させるとともに、地元を中心とした基盤整備の推進体制を構築し、各地域のニーズに合った生産基盤の向上に努めます。

このほか、農業者の生産意欲の低下要因でもある耕作放棄地の発生防止等にも努めます。

2 森林資源活用のための森林整備

搬出コストの低減を図るため、森林経営計画の作成を支援し、集約化・団地化を促進します。
また、生産性や安全性を高めるため、高性能林業機械の導入に併せ、計画的な林道等の路網整備に取り組みます。

3 漁業施設や生態系に配慮した漁場整備

水産資源の維持・回復を図るため、水域環境の保全に努めるとともに、海域全体の生態系と調和した藻場や漁場を造成するなど、生産基盤の多面的な整備に取り組みます。

また、操業の安全性の確保や省力化を図るとともに、食の安全・安心志向の高まりに対応した品質確保や衛生管理を行うための共同利用施設の整備を進めます。

4 既存施設の保全管理

老朽化した農業水利施設や農道・林道、漁港など、既存の施設については、適切な保全管理に取り組み、水源かん養機能や防災機能の発揮などにも留意しながら、その有効活用や長寿命化を図ります。

5 鳥獣害防止対策の推進

防護柵の設置など、有害鳥獣を侵入させないための施設整備を推進するとともに、未収穫作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを進めます。

併せて、地域における捕獲隊の組織化や狩猟者の育成、隣接市町や隣接県との連携捕獲に取り組むとともに、捕獲後の獣肉の有効利用を支援するなど、計画的かつ効率的な鳥獣害防止対策を推進します。

施策9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標

多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	25件 (平成22年度)	26件
新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	72.0% (平成22年度)	100%

現状と課題

本県では、これまでの試験研究や技術開発によって、紅まどんなや愛媛甘とろ豚、媛っこ地鶏に代表される愛媛独自の高品質な品種を多く開発し、市場で高評価を得てきました。

しかし、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争はさらに激化し、他産地との差別化が非常に困難になってきています。

また、近年、地球温暖化などの影響により気候や自然環境の変化が進み、収穫量の減少や品質の低下などの問題が顕在化するとともに、燃料・資材の高騰によって、農林水産業の経営は不安定な状況になっています。

取組みの方向

地域間競争が激化する中で消費につなげていくためには、多種多様な商品の中から「愛媛産」が選ばれる必要があります。

他産地との差別化を図り、新たな市場を開拓するため、多様なニーズに応じた新たな農林水産物を研究開発していくとともに、燃料・資材の高騰や気候変動などによる課題の解決に向け、低コスト化・省力化を実現し、環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組みます。

主な取組み

1 新たな需要創出に向けた新品種・新技術の開発

消費者ニーズに適切に対応するため、愛媛ブランド牛をはじめとするブランド産品や新品種の開発に取り組むとともに、新品種に対応した生産技術の開発・実用化を進め、高品質で付加価値の高い農林水産物の生産拡大を図ります。

また、地域資源の新たな利用方法や食材の機能性を研究するなど、新しいビジネスチャンスを生み出す試験研究を進め、県内事業者による事業化・製品化を支援します。

2 経営を支える技術の普及

重油等の高騰を見据えた自然エネルギー導入や燃料の節減対策、ブラッドオレンジをはじめとする温暖化に適応できる品種の選定など、様々な課題に対応するため、最新技術の普及や導入支援に取り組むとともに、地域の特性を活かすことができる新品種の導入支援に努めます。

3 環境や安全に配慮した技術の開発

環境への負荷低減や食の安全・安心を確保するため、化学肥料や農薬の節減技術、病害虫防除技術の開発を行うとともに、水産資源を適正に管理するための調査研究や養殖業における魚病被害対策に取り組めます。

4 研究施設の整備・拡充

みかん研究所や畜産研究センターなど、本県農林水産業の基礎を支える県農林水産研究所については、大学や各種機関との連携により、より地域に密着した研究を行うとともに、消費者に選択される愛媛産品の開発につながるよう機器の充実や施設の整備に努めます。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 愛媛ブランドの確立

目指す方向

魅力ある様々な愛媛産品が生み出されるとともに、県民一人ひとりの情報発信によって、安全かつ新鮮な農林水産物をはじめとする様々な愛媛産品への理解が進み、消費拡大に伴い、県内外にその魅力が広く浸透する好循環の構築に努めます。

また、アンテナショップや情報誌、インターネット等により、豊かな自然や文化などの愛媛の魅力をつなぎ合わせて、全国各地に発信するなど、愛媛をまるごとPRする取組みを進め、好感度や認知度の向上を図ります。

そして、県民はもとより、全国の愛媛ファンが信頼と愛着を持てる「愛媛ブランド」の確立を目指します。

施策10 愛媛産品のブランド力向上と販路拡大

目標 愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

施策11 愛媛の魅力発信力の強化

目標 愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

施策10 愛媛産品のブランド力向上と販路拡大

目標

愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	3.2% (平成22年度)	5.0%
東京アンテナショップ新規取扱商品数	164品 (平成22年度)	170品

現状と課題

本県では、統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」の下、優れた農林水産物や加工食品を「愛」あるブランド産品として認定し、ブランド化を強力に推進してきました。

また、地産地消・愛あるサポーター制度を創設するほか、えひめ地産地消の日や水産の日を定めるなど、地産地消の推進に取り組むとともに、県内の意欲ある中小・ベンチャー企業等が開発、生産している製品については愛媛プロダクツサポーター制度を創設し、工業製品の地産地消にもつなげてきました。

さらには、トップセールスや各種イベントの実施など、県外や国外における県産品販売の拡大にも積極的に取り組んできました。

しかし、近年、経済のグローバル化が進み、多種多様な商品やサービスが市場にあふれ、差別化が難しくなるとともに、低価格化や地域間競争の激化によって、販路や流通などの面で本県産業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

取組みの方向

農林水産業や地域産業を活性化させるためには、まずは愛媛産品の消費を拡大し、そこから得る所得を向上させる必要があります。

そのため、県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品などの愛媛ならではの魅力を活かした総合的なブランド化や消費者ニーズを踏まえた新たな商品の開発・改良の支援を強力に推進し、その効果を県内に広く波及させます。

また、本県産業は県民や企業が自ら支えるという意識の下、地産地消を推進するとともに、新たな市場を開拓するため、県外・国外への販路拡大に取り組めます。

主な取組み

1 愛媛産品の総合的なブランド化の推進

県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品など、様々な分野が連携した各種イベントの開催などにより、愛媛産品の積極的かつ総合的なPRに取り組めます。

また、本県が所有する育成者権や商標権などを有効活用するとともに、「愛」あるブランド産品の認定や愛媛プロダクツサポーター制度などによる他産地との差別化や消費者の潜在的なニーズの掘り起こし、販売対象を明確にした広報活動など、戦略的な愛媛産品の認知度向上を図り、買い手から指名買いされるようなブランド価値を創造することにより、愛媛産品が継続的に売れる仕組みづくりに取り組めます。

2 新たな商品づくりの促進

真珠やヒジキ、養殖マダイ、和紙など、これまで素材にとどまっていた県内各地域の優れた県産品を発掘し、企業や大学などと連携した加工品開発の支援やイメージアップに向けた戦略の構築、各種コンテスト開催に取り組むなど、素材の魅力を活かした新たな商品開発を促進します。

また、消費者や流通業界のニーズを踏まえた商品やサービスの改良に向けた取組みを支援します。

3 地産地消の推進

県産農林水産物の学校給食等への利用促進や食育活動など、県内における効果的な普及啓発に取り組むことにより、愛媛産品に対する県民の理解促進を図ります。

また、四国屈指の一大消費地である松山市における県内各市町の産品の販売ルートの確立に向け、松山市内でのイベント実施や地元飲食店との連携を図るとともに、地産地消の拠点となる産直市の活性化や民間住宅等への県産材活用に向けた支援を行います。

4 県外・国外への販路拡大

首都圏や近畿圏等における県産農産物のトップセールスの実施や「えひめ食の大使館」の認定とともに、新たな愛媛ファンの獲得に向けた情報発信の充実・強化や住宅メーカー等との木材商談会、伝統工芸品の展示商談会の開催など、インパクトのある新たなPRの展開に取り組めます。

また、香港・台湾等において本県かんきつのPR・商談活動の実施や、輸出促進JV（共同企業体）による水産物の中国向け輸出など、近隣アジア諸国をはじめとする海外に向けた県産農林水産物の輸出を促進します。

さらに、優れたネットワーク力・企画力を有する企業や市町、生産団体等と積極的に連携しながら、量販店向けの集荷・配送トラック便を運行するなど、収益性の高い販売・流通方法へ見直しを図るとともに、大規模見本市への出展支援や県内物産観光拠点の機能強化に向けた検討などにより、愛媛産品の販路拡大・市場開拓に取り組めます。

施策 1.1 愛媛の魅力発信力の強化

目標

愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

成果指標	現状値	目標値
報道機関に対する記者発表件数	92 件 (平成 22 年度)	100 件
首都圏パブリシティ活動により 県の情報がメディア等に取り上げられた件数	90 件 (平成 22 年度)	100 件
県HP (トップページ) へのアクセス件数	244,783 件/月 (平成 22 年度)	260,000 件/月

現状と課題

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多彩なかんきつ類や魚介類などの農林水産物に加え、今治タオルや宇和海の真珠など、優れた特産品が数多くあります。

また、しまなみ海道や道後温泉などの観光資源や、伝統あるものづくり産業から生まれた高度な技術力による多種多様な工業製品など、愛媛が誇る地域資源には、愛媛の魅力を上向きさせる大きな可能性が秘められています。

しかしながら、近年の地域間競争の激化により、ありきたりの情報発信では差別化が困難なため、多くの情報が埋没する傾向にあります。

このため、愛媛という地域ブランドの全国的な地位向上に向けて、受け取る側の印象に残り、好感度や認知度を高める効果的な情報発信を展開する必要があります。

取組みの方向

テレビやラジオ、新聞などの各種マスメディアやインターネットなど、様々な媒体を戦略的かつ効果的に組み合わせたPRを実施し、認知度向上に取り組めます。

また、発信する情報が受け手の印象に残り、結果、多くの方々から愛媛を選択してもらえるような、魅力的な情報発信を展開します。

これにより、県民自らがふるさと愛媛の良さを認識し、誇りを持って県内外にPRすることができる気運の醸成にもつなげ、県民総ぐるみの愛媛セールスを積極的に展開することができるようサポートしながら、愛媛ファンの増加に努めます。

主な取組み

1 認知度向上へ直結する情報発信

愛媛の魅力的な地域資源をつなぎ合わせることで、愛媛ならではのストーリー性のある情報を創出し、最適な広報媒体を活用して効果的に発信します。

また、県ホームページで、愛媛の旬の話題をタイムリーに発信するとともに、民間活力も活用しながら首都圏のメディアに愛媛の話題を取り上げてもらうよう、継続的にパブリシティ活動を行うほか、ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の積極的な展開支援、県のイメージアップキャラクターによる広報活動等により、愛媛の認知度向上を図ります。

2 愛媛ブランド確立に向けた情報発信

激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、観光や農林水産物、学術・文化・スポーツなどの様々な分野について、一体的かつ効果的な愛媛セールスを展開するための連携方策等を検討し、愛媛を選択してもらえるブランド力の確立につながる戦略的な情報発信に努めます。

3 県民総ぐるみの愛媛セールス

積極的なトップセールスや県ホームページを活用した広報などの様々な誘致活動により、本県を訪れた修学旅行生をはじめとする観光客に対して、県民一人ひとりが、愛媛の魅力を余すことなく伝えられる広報パーソンとして接することができるよう、様々な媒体や機会を通じて愛媛の魅力を発信し、県民総ぐるみの愛媛セールスにつなげます。

4 愛媛ファンづくりの推進

東京アンテナショップ「せとうち旬彩館」を通して、県産品をはじめとする愛媛の魅力を首都圏に売り込むとともに、伊予観光大使等を通じて本県観光の魅力を直接伝えるなど、新たな愛媛ファンづくりを積極的に展開します。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 観光立県えひめの推進

目指す方向

東予の優れた産業や中予の史跡・文化、南予のありのままの自然や食など、県内の多彩な地域資源の魅力を、観光客の印象に残る情報に組み立て、様々なメディアを効果的に活用しながら強力に発信します。

また、県内外の観光エリアを組み合わせた魅力ある広域観光ルートや、外国人を含めた多くの観光客が快適に周遊できる観光ルートを形成するとともに、温かな心配りやお接待の心による観光客との交流を進めます。

そして、愛媛ならではの地域資源を活用しながら、観光立県えひめの確立を目指します。

施策12 魅力ある観光地づくり

目標 もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

施策13 国際観光の振興

目標 もっとたくさんの外国人に訪れてもらい、国際観光地としての知名度を高めたい

施策12 魅力ある観光地づくり

目標

もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
観光客数	24,730千人 (平成21年度)	26,620千人
観光消費額	1,035億円 (平成21年度)	1,100億円

現状と課題

高速道路料金の値下げやNHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」の放送により高水準を記録した観光客数をいかに維持・拡大するかが大きな課題です。

また、県内観光地の認知度は道後温泉が突出して高いものの、他の観光地は総じて低調であるほか、リピーターが少ないことが観光客へのアンケート結果から示されています。

今後、県内全体の観光客総数の約4割を占める松山圏域の集客力を活かして、他の圏域の底上げを図るためには、産業観光資源として注目度が高まっている別子銅山産業遺産や多彩な産業群、体験型観光資源として世界に誇れるしまなみ海道、ありのままの自然や古い町並みが残る南予地域など、大きな可能性を持つ本県の魅力をさらに発揮する必要があります。

取組みの方向

観光客の増加を図るため、各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいくことにより、県全体の魅力を高めるとともに、観光客のニーズに合わせた効果的な観光宣伝を行うなど、その魅力を強力に発信し、誘客促進に努めます。

また、温かな心配りやお接待により育まれた「おもてなし」が県民一人ひとりから自然に醸し出されるような、魅力的な観光地づくりと地域のにぎわい創出に向けて、県内市町や四国4県、広島県をはじめとする瀬戸内圏域での連携を強化するほか、地域の特性を活かした各種イベントを開催します。

主な取組み

1 多彩で上質な観光地の形成

観光に携わる人材の育成や観光客にやさしいまちづくりを進めるなど、県民総ぐるみになって「おもてなし」の充実・向上を図るほか、県内各地の観光資源を掘り起こすとともに、宿泊施設などの受入れ態勢の強化や積極的な情報発信に努めます。

また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を活かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図り、リピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。

さらに、修学旅行の商品化の推進やコンベンション誘致制度の創設により、県外からの誘客促進に取り組みます。

2 広域観光の推進

県内市町をはじめとする各主体との連携を強化し、松山圏域への集客効果をできるだけ広域に波及させながら、県全体の活力向上へとつなげます。

また、四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信するほか、県境を越えた観光ルートの形成に努めます。

3 魅力的なイベントの開催

高速道路の宇和島延伸に合わせた「えひめ南予いやし博2012」を開催するとともに、しまなみ海道沿線地域等の振興に向けて、瀬戸内海の豊かな地域資源を活かした「大・島博覧会（仮称）」の開催を目指します。

また、世界の自転車愛好者から注目されている本県の美しい景観を活かして、各地のサイクリストを集めるイベントの実現を目指します。

施策13 国際観光の振興

目標

もっとたくさんの外国人に訪れてもらい、国際観光地としての知名度を高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
外国人延宿泊者数	40,900人 (平成22年度)	53,200人
国際会議開催件数	3回 (平成22年度)	4回

現状と課題

本県には、平成19年に刊行されたミシュラン・ジャパンで三ツ星を獲得した道後温泉本館をはじめ、しまなみ海道や石鎚山系など、世界に誇る観光資源が多数あるものの、外国人宿泊者数は4.1万人にとどまり、依然、伸び悩む傾向にあります。

今後、外国人観光客の誘致を図り、県内経済を活性化させるためには、中国をはじめとした成長著しい近隣アジア諸国の観光客にターゲットを絞り、観光ニーズや趣向を的確に捉えた、効果的な観光振興を展開する必要があります。

取組みの方向

近隣県等とも連携しながら、観光資源を開発し、新たな観光ルートづくりを進めるとともに、松山空港国際線の利便性向上や積極的な情報発信等により、海外からの観光客誘致に努めます。

また、本県の魅力を十分味わっていただけるように、おもてなしの態勢づくりを含め、快適な旅行環境を整備し、選ばれる国際観光地えひめの実現に取り組みます。

主な取組み

1 外国人が求める観光ルートの開発

本県の地域資源である温泉や自然、食、歴史のほか、遍路文化で培われた「おもてなしの心」を広くPRするほか、「愛媛」を「美しい女性」という意味と結び付けて漢字文化圏で売り込むなど、愛媛ならではの魅力を強みとして誘客に取り組みるとともに、近隣県等との連携を図りながら資源をつなぎ合わせ、観光ニーズに合った魅力ある観光ルートの開発を促進します。

2 松山空港国際線の観光振興への活用

松山空港の国際線を活用した旅行ツアーの充実を促進します。

また、松山空港と同じ名前を持つ台湾の“松山(しょうざん)空港”との関係を深め、松山市と連携しながら観光需要の拡大に努めます。

3 外国人への情報発信の強化

インターネットや海外のメディア、旅行会社などをさらに活用するとともに、近隣アジア諸国での県産品トップセールスなどと連動した積極的な情報発信に努めます。

4 選ばれる国際観光地えひめの創造

県内各市町と連携し、県全体で魅力ある国際観光地づくりを進めます。

とりわけ、外国語による案内表記や留学生等を活用した外国語ボランティアガイドの育成などに取り組むとともに、快適に買い物を楽しめる観光地の整備に努めるなど、外国人観光客の受入れ態勢の充実・強化を図ります。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 交流・連携の推進

目指す方向

発達した情報技術や広域化した交通・輸送手段を効果的に活用して、人、モノ、情報の活
発な交流を促進し、県内20市町の連携強化はもとより、多面的な視野に基づく広域連携を
推進することにより相乗効果を創出します。

また、常に海外との接点を意識しながら、愛媛ならではの接客の心で、世界に開かれた
活力ある愛媛づくりに取り組み、他の国や地域との歴史・文化の相互理解の深化に努めます。
そして、愛媛の魅力向上とさらなる発展につながる強固な信頼関係の構築を目指します。

施策14 広域交流・連携の推進

目標 県内外の地域間の交流・連携をもっと進めたい

施策15 国際交流の推進

目標 もっと海外とのつながりを強め、交流を深めたい

施策14 広域交流・連携の推進

目標

県内外の地域間の交流・連携をもっと進めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
四国4県連携施策数	28 施策 (平成23年度)	30 施策
中四国連携施策数	37 施策 (平成23年度)	40 施策

現状と課題

本格的な人口減少社会が到来する中、活力ある地域づくりを推進するためには、発達した情報技術や広域化した交通・輸送手段を効果的に活用して、人、モノ、情報を活発に交流させる必要があります。

このため、それぞれの地域が特性を踏まえ、自立した行政運営を行うとともに、広域的な視点に立ち、より一層連携・協働しながら、地域振興を図っていくことが重要な課題となっています。

取組みの方向

県内20市町が連携しながら、広域に対応すべき課題の解決に向けて、主体的に取り組むことができるよう最適な連携体制の構築支援に努めます。

また、県と近隣県等との連携強化はもとより、多面的な視野に基づく連携を推進することで、広域化による相乗効果の創出を図ります。

そして、これらの取組みによるスケールメリットや地域の特性を活かしながら、人、モノ、情報の交流を活性化させ、地域課題の解決に努めます。

主な取組み

1 四国4県の連携強化

四国4県に共通する様々な行政課題に対して、四国4県連携事業等により、引き続き連携を強化しながら、解決に取り組めます。

また、県際地域における個別の地域課題に対しても、相手方の県や市町村との連携強化を図りながら、効果的な政策展開に努めます。

2 多面的な広域連携の推進

四国各県をはじめ、中国地方などの近隣ブロックとの関係を視野に入れた新しい連携事業について検討するとともに、県政課題の解決や、今後の政策展開等を見据えながら、多面的な広域連携の強化に向けて、積極的な取組みを推進します。

3 県内地域間の連携強化・交流促進

東・中・南予地域がそれぞれに持つ強みを活かしながら、地域間の多様で柔軟な連携体制の構築を進め、相互が連携した情報発信を行うとともに、研修会やシンポジウム等の開催、集落と都市部のニーズのマッチングなどにより、地域間の交流を促進します。

4 県民等が行う交流活動への支援

地域の魅力を向上させるため、商業や福祉・医療、交通ネットワーク、教育など、住民生活の基盤となる機能の相互補完を図るほか、観光や物流、産業、文化、学術など、様々な分野において多様な交流活動に取り組む県民や団体等の活動を支援します。

施策15 国際交流の推進

目標

もっと海外とのつながりを強め、交流を深めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
外国人登録者数(人口千人当たり)	6.3人 (平成22年度)	6.5人
海外渡航者数(人口千人当たり)	59.7人 (平成22年度)	62.3人
県・市町の国際交流協定締結数	12箇所 (平成22年度)	13箇所

現状と課題

高速交通基盤の整備やブロードバンドの普及に伴い、経済、文化などあらゆる分野において、人、モノ、情報が世界的な規模で移動するようになったことにより、地域経済や住民の日常生活も国際社会の動向に大きく影響される時代を迎えています。

本県においても、来県外国人や県内に在住する外国人が増加するなど、国境を越えた地域間の交流が年々活発になってきており、常に海外との接点を意識し、世界に開かれた活力ある愛媛づくりを進める必要があります。

取組みの方向

文化や学術、スポーツなどで海外との友好交流を促進し、県民の国際理解を深めるとともに、地域においても在住外国人と共に支え合いながら、心豊かな生活を営むことができるよう、教育や意識啓発による国際感覚を備えた人材の育成や、専門家の配置などにより、国際交流を支える基盤づくりと外国人にとっても安心して訪問し生活できる地域づくりを進めます。

また、姉妹提携自治体や在外県人会との交流、本県が全国に誇る技術や人材を活用した国際協力を通じて、海外との人的なつながりや相互に支え合う関係の構築に努めます。

主な取組み

1 多文化共生地域づくりの推進

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流センターへの外国人支援・海外連絡推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

また、県国際交流協会と市町国際交流協会との連携強化を図ります。

2 相互に支え合う海外との友好関係の構築

県出身の海外移住者とその子弟等により組織されている在外県人会、米国ハワイ州をはじめとする県や市町の姉妹提携自治体など海外の団体や、本県ゆかりの個人等と、訪問団や次代を担う子どもたちの相互派遣、留学生・研修生・インターン生などの受入れによる人材育成等を通じて、友好・親善の輪を深めます。

また、国際協力機構や県国際交流協会、愛媛大学など関係機関との連携の下、県や市町、団体、企業等が持つ技術やノウハウ、人材(水産養殖やかんきつ類栽培、食品加工、防災など)を活用した国際協力に努めるなど、未来を見据えた交流の枠組みづくりにも取り組みます。

3 国際化を支える人材の育成

国際社会の一員として主体的に行動できる広い視野と判断力を養成するための外国語教育や国際理解を深める教育の充実強化、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大等により、本県の国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりを進めます。

政策 交通ネットワークの整備

目指す方向

災害時の緊急輸送道路ともなる高速道路の南予延伸をはじめ、これからの地域の交流や持続的な発展を支える道路・橋りょう・港湾等の整備を進めるとともに、適切な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

また、いつでも誰でも安心して利用することができる、鉄道やバス路線、航路等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、フリーゲージトレイン導入に向けた関係機関との協議を進めます。

そして、人やモノがスムーズに移動できる機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

施策16 広域・高速交通ネットワークの整備

目標 もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

施策17 地域を結ぶ交通体系の整備

目標 日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

施策16 広域・高速交通ネットワークの整備

目標

もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県都60アクセスプラン達成率	87.5% (平成22年度)	100%
生活圏域から高速ICへの30分アクセス達成率	84.2% (平成22年度)	94.7%
愛媛発着の旅客流動数	1,677百万人 (平成21年度)	1,719百万人
愛媛発着の貨物流動数	138,953千t (平成21年度)	138,953千t以上
松山空港の年間利用者数	2,310千人 (平成22年度)	2,600千人

現状と課題

本県にとって、高速道路は広域的な交流・連携や、地域活性化、緊急輸送などに不可欠ですが、その整備は、特に南予地域で遅れており、安全・安心な生活や救急医療等の不安を解消するまでには至っていません。

また、高速鉄道ネットワークの充実のために、本県がJR予讃線への導入を目指しているフリーゲージトレインは、岡山駅での乗換え解消による利便性向上や、輸送量増加などの効果が期待されており、平成23年度にJR予讃線において走行試験が行われていますが、鉄道輸送の高速化に向けたさらなる基盤整備や県民の理解促進が不可欠です。

さらに、松山空港からの航空路線は、景気低迷等による路線の再編もあり、現在は、国内線が東京線、大阪線、名古屋線、福岡線、鹿児島線、那覇線の6路線、国際線が、上海線、ソウル線の2路線と、合わせて8路線が運航していますが、引き続き、利用者ニーズに沿った航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成が求められています。

取組みの方向

県内産業の発展はもとより、県境を越えた広域的な交流・連携や、救急医療、災害時の緊急輸送にも必要不可欠な高速道路や地域高規格道路等の幹線道路網の着実な整備、港湾機能の強化、さらには、鉄道輸送の高速化や空港機能の拡充等を図ることにより、充実した広域・高速交通ネットワークを整備します。

主な取組み

1 高速道路等の整備・利便性向上

地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、さらには、観光客の利便性向上などにつながる基盤として、高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成や今治小松自動車道の早期全線開通を図るほか、地域高規格道路(松山外環状道路、大洲・八幡浜自動車道等)の事業推進などにより幹線道路網の整備に努めるとともに、港湾機能の強化に取り組みます。

また、本四高速道路をはじめとする高速道路等が利用しやすくなるよう、引き続き利用料金の見直しを要望します。

2 鉄道輸送の高速化

鉄道輸送のさらなる高速化を計るため、将来の整備新幹線導入も視野に入れつつ、当面は、フリーゲージトレインのJR予讃線導入を目指すこととし、導入効果の向上にもつながる新線建設及び大規模な線形改良などについて、四国各県や県内沿線自治体など、関係機関と引き続き一体となって取り組むとともに、県民の理解促進と気運の醸成に努めます。

3 フェリー・旅客船航路の維持

環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。

4 松山空港の機能強化

空の玄関口として、利用者の印象に残るよう県民総ぐるみでおもてなしの仕掛けづくりに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成の実現に努めます。

また、空港と空港周辺地域の調和ある発展を図るために、生活基盤施設の整備をはじめとして、利便性向上に向けたアクセス道路等の整備を推進するとともに、震災に備えた液状化対策を推進するなど、災害に強い交通拠点としての機能確保を図ります。

施策 17 地域を結ぶ交通体系の整備

目標

日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
生活圏域 30 分アクセス達成率	96.8% (平成 22 年度)	98.6%
離合困難解消率	80.1% (平成 22 年度)	81.5%
過疎・離島地域の地域交通の路線数	572 路線 (平成 22 年度)	572 路線
県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	43,077 千人 (平成 21 年度)	43,077 千人
県内輸送量に占める公共交通機関構成比	5.1% (平成 21 年度)	5.6%

現状と課題

高度経済成長期以降、我が国では多くの交通基盤が整備されてきましたが、本県では、生活道路網の整備が依然として遅れており、道路改良率は全国水準を大きく下回る状況にあります。

今後は、費用対効果のみならず、災害時や緊急時の社会基盤としての効果も勘案しながら、地域の実情に合った適切な生活道路網の整備に努める必要があります。

また、県内の公共交通機関は、モータリゼーションの急速な進展や、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少に加え、高速道路料金施策の影響を受け、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持することが急務となっています。

取組みの方向

幅広い分野で地域間の交流・連携を支える県内道路網を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、鉄道・バス・離島航路など、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、長期的な視点を持ちながら、交通体系の構築に取り組みます。

主な取組み

1 道路網の整備・維持

路線の重要度や整備効果に着目し、安心して快適な暮らしに必要な路線を中心に、県内の道路ネットワークの充実を図るとともに、上島架橋（岩城橋）の整備に必要となる調査に取り組みます。

また、道路のバリアフリー化や歩道整備を推進するほか、道路補修を住民や企業に委託するなど、効果的な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

2 鉄道・バス・航路など地域における生活交通の維持

国による支援策を十分に活用しながら、運営経費への支援や税制面での優遇などを行うとともに、地域交通の実情に応じたきめ細かな施策の充実や、関係者と連携した利用促進に努め、県民の生活の足として欠かせない JR 予土線などのローカル鉄道や過疎地域のバス路線、離島航路の存続を図ります。

3 公共交通を補う新たな交通システムの構築

高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通（乗合タクシー）などの新たな交通システムの構築を目指します。

4 県民の暮らしに最適な交通体系の構築

公共交通を維持し、県民の移動手段を確保するとともに、人口減少や地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、将来の本県地域交通のあり方を検討し、日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の構築を目指します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、NPO等や地域住民、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

施策19 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

施策20 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	325 法人 (認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450 法人 (認定NPO法人現状より増加)
愛媛ボランティアネット会員登録数	2,956 会員 (平成22年度)	3,600 会員
地域づくり団体数(人口1万人当たり) (地域づくり団体全国協議会に登録している団体数)	1.73 団体 (平成22年度)	4.0 団体

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、就業形態や生活形態は大きく変化し、県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは、全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、NPO等の地域で活動する公益的な組織が、新しい公共の担い手として注目されています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、地域で活動する多様な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を体験してもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働推進リーダーを養成するなど、職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPO等と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

施策19 男女共同参画社会づくり

目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県審議会等における女性委員の割合	41.4% (平成23年度)	40%以上
「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	66.4% (平成21年度)	100%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	39.5% (平成22年度)	39.5%以上

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「男性は仕事、女性は家庭」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力が社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

また、あらゆる暴力(身体的、性的、心理的暴力等)の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組むとともに、女性の就業・起業を支援します。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

3 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者に対する相談・保護体制を充実するとともに、メディアにおける性・暴力表現について、人権に配慮した自主的取組みを促進します。

4 女性の就業・起業支援

えひめ女性のチャレンジ支援サイトを活用した情報提供等により、退職した女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性が将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を活かせる主体的な進路選択を促進します。

施策20 人権が尊重される社会づくり

目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,182人 (平成22年度)	3,000人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,418人 (平成22年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、女性や子ども、高齢者、障害者への人権侵害や同和問題など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、新たな問題も発生しており、人権課題は複雑多様化しています。

このため、新たな人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組めます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組めます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するなど、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に講演会や広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

2 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障害者を含め、誰もが個性を發揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

施策2 1 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

施策2 2 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

施策2 3 地域福祉を支える環境づくり

目標 もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

施策 2 1 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標

高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
寝たきり高齢者出現率	5.61% (平成 23 年度)	6.15%以下 (平成 26 年 4 月)
要介護認定を受けていない人の割合	80.09% (平成 23 年度)	79.36%以上 (平成 26 年 4 月)
訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	72.51% (平成 23 年度)	73.50%以上 (平成 26 年 4 月)
県内老人クラブ会員数	101,225 人 (平成 23 年度)	102,000 人 (平成 26 年 4 月)

現状と課題

本県でも、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど一層の高齢化が進み、高齢者人口がピークを迎える平成 32 年には、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

このように高齢化が進展する中で社会の活力を維持するためには、安心して利用できる介護サービスの確保、特に、認知症高齢者の増加、要介護度の重度化などへの対応が課題となっています。

また、核家族化の進展や地域コミュニティの弱体化などの様々な要因により、社会から孤立する高齢者は増加するおそれがあり、地域社会の崩壊を象徴する孤独死や高齢者虐待に対する行政的的確な対策が求められています。

取組みの方向

高齢者が能力に応じ自立し、健康で活動的な生活を送ることができるよう、高齢者の知識や経験を活かせるフィールドづくりを推進し、生きがいづくり等にも通じる社会参加を促進します。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進め、地域全体で高齢者を支える社会づくりを推進します。

さらに、地域ごとのニーズに即したサービス提供や公平・公正な要介護認定など、安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 健康で活動的な高齢者による長寿社会づくり

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取組みを推進し、特に、増加が予想される高齢者の認知症の予防と早期発見に努めるほか、地域における支援体制の構築や認知症疾患医療センターの整備など、保健・医療・福祉の連携体制を整備して、質の高い認知症ケアの提供に努めます。

さらに、各種セミナーの開催等にも取り組み、高齢者が住み慣れた地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる長寿社会づくりを支援します。

2 地域で共に生き、支え合う社会づくり

市町と連携しながら、医療、介護、予防や生活支援などの必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に取り組みます。

また、住民参加型のケア体制を確立するため、県在宅介護研修センターにおいて実践的な研修を実施するほか、高齢者の社会的な孤立を防ぐため、近隣住民やボランティア、民間事業者などの地域の多様な主体による重層的な見守りサービス等、災害時の要援護者支援や高齢者の虐待防止にも効果的に機能する地域社会づくりに向けた取組みを支援します。

3 安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供

利用者のニーズに応じた介護サービスの提供や、安全・安心に配慮した施設の計画的な整備はもとより、介護保険制度の信頼感を高めるため、市町と連携しながら介護給付の適正化を強力に推進するほか、医師及び介護従事者等に対する研修や、県在宅介護研修センター等における介護ボランティア等への研修を実施します。

4 高齢者の豊かな経験や知識を活かすことができる社会づくり

積み重ねてきた豊かな経験や知識を活かしたい高齢者が、世代間で助け合い支え合いを進めながら、子育て支援をはじめとする様々な地域活動の重要な担い手として活躍することができる社会づくりを進めます。

施策 2.2 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標

障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	263 人(11.6%) (平成 22 年度)	平成 23 年度中に策定する第 3 期県障害福祉計画に基づき設定
障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	302 人 (平成 22 年度)	530 人
民間企業における障害者雇用率	1.69% (平成 22 年度)	1.80%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神などに障害のある者が増加するとともに、障害の重度化や重複化、障害者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化する傾向にあり、また、発達障害や高次脳機能障害など、複雑多様化する障害に対する総合的な支援も求められています。

加えて、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備をはじめとする制度改革に対応するため、障害福祉サービスのさらなる充実と地域基盤の整備が急務となっており、障害者が、その人らしく暮らしながら社会参加できる環境整備を関係機関と連携して総合的に支援する必要があります。

取組みの方向

障害者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供及び提供体制の充実を図るとともに、障害者の虐待防止をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

主な取組み

1 障害者が自立できる地域社会づくり

地域自立支援協議会を核とする相談・支援機能を強化・拡充するとともに、相談支援事業者を対象とした各種研修の充実や、障害者虐待防止対策を講じるなど、障害者の自立に向け、質の高い障害福祉サービスを提供できる人材育成、環境整備に努めます。

また、障害者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、活動を支援するボランティアを確保するほか、地域住民への理解を深める普及啓発活動の推進に加え、災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障害者の社会参加

障害者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障害に対する幅広い理解促進に努めるほか、障害者の性別や年齢、障害の状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育の実施、また、

障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができる、障害者の生きがいづくりにもつなげる施設や環境の整備を推進します。

特に、スポーツを通じた障害者の社会参加意欲を高めるため、平成 29 年度に本県で開催予定の「全国障害者スポーツ大会」に向け、人材育成や競技力向上などの諸準備を進めます。

3 障害者の就労支援

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障害者への援助者の派遣や障害者の態様に応じた職業訓練の実施など、きめ細かな職業相談・職業訓練・職業紹介及び職場定着支援を推進します。

また、事業主には、障害者雇用への理解を求めるほか、実績のない企業等にとって障害者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障害者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障害者の経済的自立を支援します。

施策 2.3 地域福祉を支える環境づくり

目標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
社会福祉施設等従事者数	6,738 人 (平成 21 年度)	6,800 人
民生児童委員 1 人当たりの平均相談・支援件数	33 件 / 人 (平成 21 年度)	34 件 / 人

現状と課題

急速な少子化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっています。

様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けられるようにするためには、人材の育成・定着化の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

生活保護受給者に対する就労支援やホームレス等貧困・困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築に加え、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 地域で活躍する人材の育成

地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

2 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着化を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

3 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

4 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

施策25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

施策26 救急医療体制の充実

目標 どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	男 110人 女 60人 (平成21年)	男 102人 女 56人
65歳未満で死亡する人の割合	男性:18.1% 女性:8.7% (平成22年素)	男性:16.4%以下 女性:7.7%以下
難病患者(130疾患)のうち 相談等の支援を受けている割合	43.0% (平成22年度)	70.0%

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約3割(平成21年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

加えて、自殺者数は減少傾向にあるものの、年間300人前後で推移し、うつ病などの精神疾患患者数も増加する中、心の健康を維持増進するための取組みが重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化します。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進します。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくり

栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ(喫煙)など、重点テーマを定めて健康づくりキャンペーンを実施するなど、県民参加型の健康づくり運動を展開し、県民一人ひとりの健康に対する意識を高めます。

特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージにあった食育を推進します。

2 生活習慣病に対する自発的取組みの促進

健康的な生活習慣を身に付けるため、積極的な情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

3 歯と口腔の健康づくり

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

4 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活を送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

5 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組みます。

施策25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	234.3人 (平成20年度)	255.6人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	57人 (平成23年度)	115人
県内の医薬分業率	42.2% (平成21年度)	60.0%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面しており、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じて、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

愛媛大学や関係機関等と連携して、医師確保対策を強力に推進するとともに、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

また、限られた医療資源を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能な医療制度の確立に努めるとともに、県民誰もが、一貫した治療方針の下、適切な医療を不安なく受診できる地域医療提供体制の整備を推進します。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築します。

併せて、医療従事者の離職防止と復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営を支援するとともに、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 切れ目のない医療提供体制の整備

初期医療から、入院を主体とする二次医療、高度・特殊・専門的な医療を担う三次医療に至るまで、重層的な医療提供体制の整備を推進するとともに、医療連携の円滑化や診療の継続性の確保、効率化が期待される地域連携クリティカルパスや電子カルテ等の普及を強力に推進し、安心して質の高い医療が受けられる医療連携体制の整備を図ります。

また、県内全ての二次医療圏における地域医療支援病院の整備等を推進するとともに、患者一人ひとりの在宅医療をサポートする体制の強化を図るなど、切れ目のない地域医療の提供に努めます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

建替え中の県立中央病院は、県民医療の基幹病院として、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの機能の充実と集約により県内全域をカバーするとともに、屋上ヘリポートを整備するなど災害基幹拠点病院としての機能充実を図ります。

また、それぞれの県立病院が県内地域医療の核として、一般医療の確保や二次・三次の救急医療の提供はもとより、がん疾患等の高度医療や骨髄移植等の特殊医療などの高度先進医療の提供に努めるとともに、地域に不足する医療の補完や医療レベルの確保を図るなど、県民医療の確保とさらなる質の向上に努めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、薬事法等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

施策 2.6 救急医療体制の充実

目標

どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
救急患者の管外搬送率	14.3% (平成 22 年度)	14.0%
救急隊の救急救命士運用率	77.2% (平成 22 年度)	90.0%
二次救急医療機関の耐震化率	43.3% (平成 21 年度)	80.0% (平成 27 年度)

現状と課題

過疎化の進展に伴う病院数の減少や、近年の医師不足等により、救急医療サービスに地域間格差が生じています。

また、救急出動件数や搬送人員数が増加し、救急搬送において医療機関収容までに要する時間が増加する傾向に加え、安易な時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）の増加により、救急医療現場の疲弊が進むなど、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれが増大しています。

加えて、南海地震や伊方原子力発電所の事故などにより、通常の医療体制が十分に機能しない不測の事態においても、適切かつ迅速に対応できる災害医療体制を整備するとともに、救急医療に関する正しい知識に基づいて適切な行動をとることができる人材の育成を推進する必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が受診できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図ります。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 重層的な救急医療の提供

市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うなど、広域的な救急搬送体制の確立に努めます。

また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑に機能する救急医療体制を構築します。

2 救急搬送体制の充実

救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を促進するなど、救急搬送体制の充実を図ります。

3 災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努めます。

特に、災害時における多数傷病者の受入れを想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努めます。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図ります。

4 災害拠点病院の機能強化

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努めます。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組みます。

5 救命救急時における県民行動力の強化

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したAEDの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努めます。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かな住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

施策27 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

施策28 ICT環境の整備

目標 パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

施策 2.7 快適な暮らし空間の実現

目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
街路整備密度	1.36 km/km ² (平成 21 年度)	1.45 km/km ²
景観計画策定数	5 件 (平成 22 年度)	20 件
県営都市公園の利用者数	2,984 千人 (平成 22 年度)	3,040 千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	71.4% (平成 20 年度)	80.0%

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

全国一律の基準によるまちづくりへの反省から、本県では、全ての市町が景観行政団体となっており、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR 松山駅付近連続立体交差事業を始め、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を活かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

3 良質な住宅の維持・確保

既存の県営住宅を計画的に改善・建替えることにより、高齢者や障害者等に配慮した良質な公的住宅ストックの形成に努めるとともに、民間住宅の耐震化を促進するなど、良質な住宅の維持・確保を図ります。

4 JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅付近において、鉄道と道路との立体交差化により踏切をなくし、交通混雑や踏切事故を解消します。

また、駅周辺が陸の玄関口にふさわしい魅力ある姿になるように松山市が行う土地区画整理事業、関連街路事業と一体的な市街地整備を行い、都市機能の充実した都心の形成を景観にも配慮しながら推進します。

施策28 ICT環境の整備

目標

パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
ブロードバンド契約の世帯普及率	50.7% (平成22年度)	90.0%
法人二税の電子申告率	34.66% (平成22年度)	60.00%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、99.9%の世帯でブロードバンド利用が可能となりましたが、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差の解消が課題になっています。

一方で、実際にブロードバンドを利用している世帯は50.7%にとどまり、整備された高度情報通信基盤の利活用が遅れています。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、利活用を推進する人材育成及び県民生活や地域活性化に役立つ新たなサービスの提供が求められています。

取組みの方向

インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、地域でのICT利活用を支援する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療福祉や防災防犯、産業、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、超高速ブロードバンドサービスやクラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保に不可欠な携帯電話等の不通話地域を解消するため、携帯電話等のエリア整備を促進し、地域の情報化を推進します。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用の普及促進を支援する人材を育成するセミナー等を開催するとともに、受講者の活発な活動につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療や電子カルテ等による効率的な医療サービスなど、ICTの特長を活かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ICTを活用して便利で安全に行えるなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、各行政機関が連携した情報システムの構築や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の高度化を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 安全・安心な暮らしづくり

目指す方向

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、警察活動の基盤や原子力発電所の安全・防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

施策29 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

施策30 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

施策31 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

施策32 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

施策33 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策 2 9 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
県消費生活センターにおける相談解決率 (解決には助言、情報提供を含む)	99.8% (平成 22 年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	41 件 (平成 22 年度)	40 件以下
生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成 状況	100% (平成 22 年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適 正な食品表示の割合	20.0% (平成 22 年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口 10 万人当たりの発生件数、全国平均を 1.0 とする)	1.02 (平成 22 年度)	1.00 以下

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、高齢者や若者を中心に架空請求やキャッチセールスをはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、食品偽装表示や輸入農産物の残留農薬問題、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の全国的な発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

さらに、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、ペット等の迷惑防止のため、飼主への適正飼養に関する普及啓発等の強化が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導等に努め、食に対する県民の不安解消を図ります。

また、生活衛生施設を安心して利用できる状態に保つとともに、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

主な取組み

1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障害者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実に努めるとともに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解を深めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、近年、問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図り、家畜伝染病等の発生防止に取り組むとともに、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施、食品表示ウォッチャーによる食品表示の適正化に努めます。

さらに、事業者の自主衛生管理水準の向上を図るため、愛媛県HACCP制度の導入促進と、消費者への理解促進・認知度向上に取り組めます。

3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携し衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任を周知徹底するとともに、関係機関と連携・協力して動物由来感染症の防止等に取り組めます。

施策30 水資源の確保と節水型社会づくり

目標

水不足の不安を解消したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
上水道・簡易水道の断水の回数	0回 (平成22年度)	0回
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用にも努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、さらなる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

主な取組み

1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。

施策 3.1 交通安全対策の推進

目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
交通事故発生件数	8,188 件 (平成 22 年)	7,041 件 (平成 26 年)
交通事故死者数	64 人 (平成 22 年)	55 人 (平成 26 年)
交通事故死傷者数	9,792 人 (平成 22 年)	8,630 人 (平成 26 年)
市街地における歩道等の整備率	68.8% (平成 21 年度)	73.4%

現状と課題

本県の交通事故発生件数は平成 17 年から、交通事故死者数は平成 18 年から減少傾向となっておりますが、いまだに多くの方々が交通事故の犠牲になったり、後遺症で苦しんだりしています。

本県では、交通事故死者の多くを高齢者が占めており、全国平均に比べて高い割合となっております。

また、子どもから高齢者まで、気軽に利用できる自転車に関わる交通事故が、年間 1 千件以上発生しており、今後も関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみ運動として取り組む各種対策が求められています。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、交通事故多発地点等の道路・施設等を歩行者、運転者双方の視点から改善し、安全・安心な交通環境の整備を図るとともに、関係機関・団体等が協力して広報・啓発活動や交通安全教育を実施することにより、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

特に、高齢者や自転車利用者の交通事故が多いことを踏まえ、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、高齢者に対する交通安全指導や自転車利用者に対する正しい通行ルールの周知徹底に努めます。

また、交通秩序を維持するため、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化するとともに、重大事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導・取締りを推進します。

主な取組み

1 人にやさしい交通環境の整備

高齢者・障害者等の交通弱者に配慮し、地域の特性に応じて、一方通行や指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するとともに、歩道の整備や段差改善、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備、信号灯器の LED 化、道路標識等の高輝度化の推進などにより、安全・安心な交通環境の整備を進めます。

2 高齢者のための交通安全教育の推進

関係団体や交通ボランティア等と連携して、高齢者世帯の訪問活動や高齢者が集まる公民館等での出前型交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する福祉活動、各種の催し等の多様な機

会を通じた意識啓発を図るなど、高齢者自身が交通事故の当事者にならないことを心掛けるよう促します。

また、高齢者対象の安全運転講習を充実させる一方で、免許証の自主返納者に対する公共交通機関の割引制度のさらなる拡充を促進するなど、車を持たなくても快適に生活できる環境整備に努めます。

3 自転車に関する安全意識の向上

自転車事故の多い高齢者や生徒を中心に、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育を実施し、自転車安全利用五則を周知徹底するなど、自転車利用者の安全意識とマナーの向上に努めます。

また、児童・幼児のヘルメット着用促進や、飲酒運転、信号無視及び乗用中の携帯電話使用等の、悪質・危険な違反に対する取締りを強化するとともに、交通量の多い場所でも安全に走行できるように、自転車通行環境の整備を促進します。

4 重大事故に直結する交通違反の取締り

悪質・危険違反（無免許、速度、追越し、歩行者妨害等）や迷惑違反（駐停車、携帯電話、整備不良、過積載等）に重点を置いた指導・取締りを推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化します。

5 交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

施策3 2 犯罪の起きにくい社会づくり

目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)
犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)	11.44件 (平成22年)	10.50件 (平成26年)
凶悪犯罪の検挙率	85.6% (平成22年)	100% (平成26年)
重要窃盗犯罪の検挙率	69.6% (平成22年)	70.0% (平成26年)

現状と課題

本県では、平成20年以降、毎年数値目標を設定して犯罪の抑止に努めてきたこともあり、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、今なお年間16,000件を超えており、その中には殺人・強盗等の凶悪犯罪も含まれています。

また、最近では高齢者が標的にされやすい振り込め詐欺や、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪が増加するなど、犯罪の悪質・複雑・多様化が進んでいます。

地域の絆が薄れて、地域社会が持っていた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも減らすためには、県民や事業所、自治体、警察等が協調体制を構築し、防犯意識を高めて地域を守っていくことが必要です。

取組みの方向

パトロールや検挙活動の強化と支援体制の整備などにより、犯罪の抑止と摘発に努めるとともに、県民自らが危険を回避できるよう、関係機関と連携して安全・安心に関する情報を積極的に発信します。

また、県民からの相談や要望に迅速かつ適切に対応し、犯罪被害の未然防止を図るとともに、暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みや、少年非行や学校における安全確保などを含む、子ども・女性・高齢者の安全・安心に係る諸問題への取組みなどを強化します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。

主な取組み

1 警察活動の強化による犯罪の抑止

研修等を通じて若手警察官のパトロールや職務質問、鑑識の知識・技術の向上を図ります。

また、科学的捜査資機材・IT技術や情報通信システムの整備・活用などにより、迅速で効率的な捜査を行い、犯罪の抑止や事件の早期解決につなげます。

2 多様な手段によるタイムリーで分かりやすい情報発信

ホームページやメール、マスコミを通じて、不審者情報など安全・安心に関する情報をタイムリーに発信します。

また、女性を対象とした護身術教室や子ども向けの安全教室の開催、高齢者世帯の戸別訪問による安全情報の提供など、関係機関等と連携しながら県民のニーズに応じて様々な手段を使い分け、効果的に情報を伝えます。

3 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

地域住民自らの手で安全な生活を守るため、自主防犯ボランティア団体の結成と青色防犯パトロール活動への参加を促進します。

また、罰則付きの条例としては全国で2例目の「愛媛県暴力団排除条例」の周知を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

4 犯罪抑止のための環境整備

自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進、安全・安心条例の制定、スクールサポーターの導入など、犯罪抑止のための環境整備に取り組みます。

5 犯罪被害者支援の推進

犯罪被害者や遺族及び被害関係者に対し、民間被害者支援団体と協働して、その意向に沿ったきめ細かな支援活動に取り組みます。

施策 3.3 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	- (平成 22 年度)	100%
原子力施設見学会等参加者数	509 人 (平成 22 年度)	640 人以上

現状と課題

四国唯一の伊方原子力発電所の安全規制については、国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

また、原子力災害時の拠点となる県オフサイトセンターや、安全確認業務等の集約と現地における迅速かつ的確な対応に努めるための県原子力センターを設置しています。

東日本大震災における原子力発電所の事故において、E P Z が現実とかけ離れていたことが明らかになったことや、オフサイトセンターが活用できない状況になったこと等を踏まえ、これまでの原子力防災対策の根本からの見直しと、国が示す新しい原子力発電所の安全基準に基づく伊方原子力発電所の安全性の再確認が必要です。

取組みの方向

伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期するとともに、四国電力株式会社に対し、伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、確認を行います。

また、原子力防災対策を実施する地域の拡大も含めた県地域防災計画の抜本的改訂を行い、関係市町等と連携・協力しながら、防災体制の一層の充実を図ります。

主な取組み

1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリングポストの増設等に取り組むとともに、異常事象の大小を問わず県が公表する「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力株式会社が実施する津波や揺れに対する安全対策を県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、松山市に移転された原子力本部との緊密な連絡体制の構築に取り組みながら、独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 原子力発電所立地道県との連携強化

原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるようにするため、原子力発電所立地道県と連携・協力しながら、情報共有や原子力防災資機材の提供、職員派遣等の応援体制の強化に

取り組むとともに、国に対して原子力発電所立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針類の見直し等を求めます。

4 避難路や避難港の整備及び避難計画の策定支援

住民の避難等がスムーズに行えるように、伊方原子力発電所からの避難路（大洲・八幡浜自動車道等）や避難港（三崎港）の整備に取り組むほか、関係市町の避難計画の策定を支援するとともに、避難者の広域的な受入れが円滑に進むよう関係市町や隣接県等と連携を図ります。

5 原子力防災施設・資機材の整備・更新

伊方町に設置している県オフサイトセンターの代替施設の整備等について、国と協議しながら取り組むとともに、緊急時連絡網やSPEEDIの適正な管理・運用、原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害発生時に現地災害対策本部等が適切に機能する体制の構築を図ります。

6 現実的かつ効果的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練における避難区域を広域化し、訓練への参加機関の拡大を図るとともに、地震等によって道路が寸断された場合の海路・空路を用いた避難を想定するなど、複合災害の視点を取り入れたより現実的かつ効果的な防災訓練や研修会を実施し、周辺住民の迅速な避難体制を確立するとともに、防災業務関係者の知識、技術の向上を図ります。

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 災害に強い県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、南海地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

施策34 防災・危機管理体制の充実

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

施策35 災害から県民を守る基盤の整備

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

施策34 防災・危機管理体制の充実

目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
防災士の数	2,358人 (平成22年度)	4,000人
自主防災組織の訓練実施率	54.3% (平成22年度)	65.0%
県防災メールの登録者数	3,660人 (平成22年度)	30,000人

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、毎年のように大雨による被害が発生しています。

東日本大震災における大津波では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

今後30年以内に発生する確率が60%程度といわれている南海地震も、本県に甚大な被害をもたらすと予測されており、東日本大震災で明らかになった課題への対応を含め、防災力の一層の強化が急務となっています。

また、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の改訂を行うとともに、自助、共助、公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東海・東南海・南海の3つの地震の連動発生等による超広域災害に備えるため、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との広域応援体制を強化します。

さらに、県業務継続計画(県版BCP)の実効性の確保に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

主な取組み

1 災害対応力と地域消防力の強化

災害対応資機材の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組めます。

さらに、県消防学校における消防職員・団員の教育訓練を充実するなど、地域消防力の強化に努めます。

2 津波災害対策の強化

津波情報伝達体制の強化に取り組むとともに、津波に関する最新の知見等を踏まえ、市町が行う津波避難ビルや避難路等の確保、津波ハザードマップの作成及び津波によって浸水する範囲や水深の「見える化」等について、専門家と連携・協力しながら積極的に支援します。

3 防災情報システム等の充実

県民への災害情報提供や防災関係機関における災害情報の共有化と収集能力の強化を図るため、県防災メール、衛星インターネット、衛星携帯電話などの防災情報システムの整備・充実に努めるとともに、消防防災ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

4 広域連携の推進

今後、東海・東南海・南海の3つの地震が連動して発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組みます。

5 地域における防災力の向上

自主防災組織の核となり、市町が行う災害時要援護者支援においても中心的役割を果たす防災士の養成に取り組むなど、地域防災の要である自主防災組織及び消防団の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

6 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できるように県業務継続計画（県版BCP）に基づく体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

施策35 災害から県民を守る基盤の整備

目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県立学校の耐震化率	51.7% (平成22年度)	77.5%
警察施設の耐震化率	42.9% (平成23年度)	57.1%
洪水から守られる戸数	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸
海岸保全施設整備による防護面積	7,500ha (平成22年度)	8,800ha
耐震強化岸壁整備率	50.0% (平成22年度)	66.7%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	80.6% (平成22年度)	96.1%
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況にあります。

また、東日本大震災における未曾有の津波被害を踏まえ、全国第5位の長さの海岸線を持つ本県では津波対策推進法に沿った津波対策の見直しが求められています。

さらに、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南海地震など、大規模地震の発生に備えた、津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取組み

1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備、橋脚の補強等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

特に、台風等による洪水被害が発生しやすい肱川については、ダム建設や河川改修等により、治水対策を推進します。

2 公共施設等の耐震化の推進

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化を推進します。

また、地震時の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めます。

3 災害復旧への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 地域で取り組む子育て・子育て支援

目指す方向

よきパートナーとの出会いの機会を提供するとともに、身近なサポートセンターや保健所で出産や子育て等に関する様々な不安や心配ごとを解消するなど、保健・福祉・医療等が連携した適切な支援体制の下、安心して産み育てることができる環境整備を進めます。

また、愛媛の宝である子どもたちの健やかな成長と自立を家庭・学校・関係機関など、地域全体で見守り、支援することで、社会の中で果たすべき役割や責任について子どもたちの自覚を促します。

そして、夢を持ち続けながら子どもたちが元気に育つ、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

施策36 安心して産み育てることができる環境づくり

目標 愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

施策37 子ども・若者の健全育成

目標 子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

施策36 安心して産み育てることができる環境づくり

目標

愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
えひめ結婚支援センターにおけるカップル数	2,150組 (平成22年度)	5,150組
周産期死亡率	4.2% (平成18~22年度の平均値)	3.9%以下
一時預かり、延長保育を実施している保育所数	209箇所 (平成22年度)	239箇所
ひとり親家庭の就業率	89.9% (平成22年度)	90.0%以上

現状と課題

本県の出生数は、昭和48年を境に減少傾向が続き、平成20年には約半分になるなど、少子化が急速に進行しています。

また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

このような中、子育て中の親の孤立を防ぎ、負担感や不安感を軽減するため、子育てに対する地域住民の理解と関心を高め、地域における子育て家庭への支援体制を充実・強化することが求められています。

また、近年、痛ましい事件に至るケースもみられる児童虐待に対しては、一人ひとりの虐待の状況に応じて、時機を逸することなく、子どもの権利擁護に配慮した適切な対応が不可欠であり、発生子予防からアフターケアまで、切れ目なく支援することが必要です。

取組みの方向

晩婚化・未婚化対策として、男女の出会いの場を提供するとともに、周産期医療を充実させるなど、子どもを産みやすい環境づくりを推進します。

また、保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談を促進するとともに、ニーズに応えられる幼児教育や保育サービス等の提供に努めます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するほか、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

主な取組み

1 未婚化・晩婚化対策の推進

えひめ結婚支援センターを核とする結婚支援のための各種イベントを県下全域で実施するとともに、各地域に配置した「愛結びコーナー」において独身男女の個別のお引合せを行います。

また、お引合せ後は、ボランティアによるきめ細かな交際フォローを実施し、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消に努めます。

2 子どもを産みやすい環境づくり

総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの連携強化により、周産期医療体制の機能を高め、地域の実情に応じた安全で安心できる周産期医療の提供に取り組みます。

3 みんなで支える子育て社会づくり

子どもの自発的な成長を温かく見守りながら、地域住民みんなで子育てをサポートする運動を推進するとともに、子どもたちが関わり合い、育ち合う場や、親同士や地域住民との交流を深める場として活用できる子育て支援拠点の設置を促進します。

また、NPO等との連携・協働による子育て支援情報の発信力強化や子育て環境のさらなる向上など、きめ細かな子育て家庭への支援充実に努めます。

4 幼保一体化への適切な対応

質の確保された学校教育・保育の一体的提供などを目的として導入が検討されている幼保一体化については、国や県、基礎自治体の役割分担や財源問題などについて検討すべき課題も多いため、全国知事会等を通じて、国との議論を深めながら、愛媛の子育てに安心感が持てる制度として運用できるよう適切に対応し、子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの拡充や、質の高い幼児教育の提供、児童の放課後対策等に努めます。

5 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

保護を必要とする子どもの適切な保護や支援のために、地域が一体となって取り組む活動や、そのためのネットワークの構築を支援するとともに、住民への理解を深め、情報を共有するためのセミナーや研修会を開催します。

また、児童相談所を核として市町との連携・協力体制の強化に努めるとともに、県や市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施し、児童虐待防止対策の充実に努めます。

6 ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援や子育て・生活支援に加え、母子家庭の母等の安定した就業による自立支援や子どもの養育費に関する法律相談等を実施することにより、総合的な自立支援に努めます。

施策37 子ども・若者の健全育成

目標

子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
公立小・中学校(県立中等教育学校を含む)における不登校児童生徒の割合	0.93% (平成22年度)	0.85%
いじめの解消率	96.4% (平成22年度)	98.0%
刑法犯で検挙・補導された青少年の数	1,130人 (平成22年度)	1,000人

現状と課題

本県における少年非行については、総数は減少傾向にあるものの、低年齢化の傾向が見られるなど、依然、憂慮すべき状況にあります。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ニート、虐待など、子ども・若者の抱える問題の複雑化、深刻化が懸念されています。これらの背景には、急激な社会構造の変化に伴う家庭・地域における教育力の低下や、非正規労働者の増大等の不安定な就労環境、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化など、子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増している現状が指摘されています。

一方、近年のインターネットや携帯電話の普及は、青少年が違法・有害な情報に触れる機会を増大させるとともに、個人を攻撃するブログやプロフの開設など、いじめの質を変化させ、より深刻化させる原因ともなっています。

このため、まず、大人自身が社会のあり方を見直すとともに、子ども・若者一人ひとりが置かれた生育環境や発達段階に応じたきめ細かな支援により、社会全体で見守り、育てていくことが求められています。

取組みの方向

本県の子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくため、本人やその家族が抱える様々な困難に対する相談支援体制の整備など、家庭・学校・地域・諸機関等がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、県民総ぐるみで見守り、育てる取組みを推進します。

また、いじめや不登校、非行の防止対策を各機関が連携して推進するとともに、インターネットを中心とした有害環境等の浄化に取り組み、青少年が健全に育つ環境の整備に努めます。

主な取組み

1 子ども・若者の社会的自立と社会参加の促進

子ども・若者に社会での役割や責任を自覚してもらうため、地域行事やボランティア活動などの多様な社会活動への参加を促進するとともに、職業的自立を支援するための就職支援やひきこもり支援等社会的自立に向けた取組みを推進します。

2 県民総ぐるみによる健全育成活動の推進

家庭・学校・地域・諸機関等の連携を強化し、県民総ぐるみによる青少年健全育成、非行・被害防止運動を展開するため、強調月間に合わせた大会を開催するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活動、実践活動を展開します。

3 相談・ケア体制の整備・充実

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、教職員への研修を充実させるとともに、家庭はもとより、学校や地域が連携して、その対策に取り組む体制づくりを進めます。

また、学校へのスクールカウンセラー等の配置を拡大するとともに、24時間体制でいじめや不登校の相談に応じるなど、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。

4 少年補導活動等による非行防止対策の推進

目まぐるしく変化する青少年を取り巻く環境を把握し、広域化する少年非行の実態や特性を理解するため、少年補導職員等の研修などを実施し資質の向上を図ります。

また、学校において警察と連携した非行防止教室を開催することにより、青少年の規範意識や正義感、自己抑制力等を養うとともに、更生保護団体等と連携した立ち直り支援活動を促進します。

5 青少年に有害な環境の浄化

インターネットや携帯電話の適切な利用に向けた青少年への指導や、保護者への啓発を図るとともに、ネットパトロールの強化や学校裏サイトの監視により、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できるような環境づくりに努めます。

また、健全な育成を阻害するおそれのある図書類や有害がん具類に、青少年をみだりに触れさせないよう、事業者をはじめ県民全体に対し愛媛県青少年保護条例の内容を周知・徹底します。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 未来を拓く子どもたちの育成

目指す方向

学校や家庭、地域が連携・協力してつくる安全で充実した教育環境の中、障害のある子どもを含めた幼児児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じた学習の場が提供されるとともに、高い資質を持った教員による知的好奇心をくすぐる学びを通して、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる教育に取り組みます。

また、国際化や情報化など社会の変化に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、豊かな人間性を育てる体験学習等を推進します。

そして、愛媛の未来を拓く原動力となる、子どもたちの育成を目指します。

施策38 魅力ある教育環境の整備

目標 子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

施策39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標 子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

施策40 特別支援教育の充実

目標 支援が必要な子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

施策41 教職員の資質・能力の向上

目標 子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

施策38 魅力ある教育環境の整備

目標

子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	94.1% (平成22年度)	100%
地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	96.3% (平成21年度)	100%
県立高校(県立中等教育学校を含む)の自己評価におけるA、B評価の項目数の割合	83.9% (平成22年度)	88.9%

現状と課題

近年、都市化や核家族化、個人主義の浸透など、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校はもとより家庭、地域社会が一体となって、教育に取り組んでいくことが求められています。

こうした中、県においては、教育に対する県民の意識・関心を高めるため、「えひめ教育の日」推進会議を中心に、県内全域で教育関連事業を実施するなど、県民総ぐるみで取り組む教育の推進に努めていますが、企業や教育関係団体等、多様な主体と連携した教育の推進に向け、一層の取組みが必要です。

一方で、学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる犯罪が発生していることや、地震災害等への対応の必要性などから、安全・安心な教育環境を確保する取組みが求められています。

また、全ての子どもたちがそれぞれ持つ能力を存分に発揮し、夢の実現にチャレンジできるよう、平等な就学機会を確保するとともに、開かれた特色ある学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

取組みの方向

教育に対する県民の意識や関心を高め、社会全体で教育に取り組むとともに、全ての幼児児童生徒が、身体的・経済的な理由等により教育を受ける機会を失うことのないよう配慮します。

また、安心して学習できる教育環境の確保に向けて、幼児児童生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、社会の変化に対応した教育環境の確保に向けて、創意工夫を活かした特色ある学校づくり、地域に開かれた、愛され信頼される学校づくりを推進します。

加えて、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めます。

主な取組み

1 学校や家庭、地域、企業等が一体となって取り組む教育の推進

「えひめ教育の日」や「えひめ教育月間」の普及・定着などを通じて、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域住民の参画により学校教育を支援する「学校支援地域本部」の活性化などにより、学校や家庭、地域、企業等が一体となった魅力的で質の高い教育の推進を図ります。

また、高校生等に対する奨学金制度の充実を図ります。

2 安全・安心な教育環境の整備

学校教育施設の耐震化を積極的に推進するほか、幼児児童生徒が災害に対し適切に対応できる能力を養うとともに、学校敷地内への不法侵入に対する警戒や登下校時の見守り強化、家庭、学校、地域、企業、警察等が連携した危機管理体制の充実など、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保します。

3 開かれた特色ある学校づくり

幼児児童生徒の実態や地域の状況等に応じて、教育課程を工夫するとともに、指導方法や指導体制を改善します。

また、豊かな創造性や企画力、マネジメント能力のある民間人校長の登用についての検討や、学校評価の充実による教育活動や学校運営の改善を進めることにより、学校組織の活性化を図るほか、教育委員会における政策立案能力の強化・充実に努めます。

4 私立学校の振興

建学の精神に基づく特色ある教育を展開する私立学校については、その自主性を尊重しつつ、各々の学校の状況に応じ、運営費補助や授業料助成等の振興方策を講じることにより、教育水準の維持向上と幼児・生徒のいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、健全な学校運営の支援に努めます。

また、各種情報提供等を通じ、公立・私立学校間の相互理解と連携を図ります。

施策39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標

子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校 81.2% 中学校 67.5% (平成22年度)	小学校 85.0% 中学校 71.0%
インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校を含む)の割合	83.9% (平成22年度)	87.9%
道徳の時間の年間指導計画に体験活動を活かす工夫を位置づけている学校の割合	81.0% (平成23年度)	100%
体育の授業以外で週3日以上運動をしている児童の割合	小5男子 60.6% 小5女子 41.9% (平成22年度)	小5男子 65.0% 小5女子 45.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の割合	中2男子 31.4% 中2女子 16.0% 小5男子 27.2% 小5女子 24.2% (平成22年度)	中2男子 27.0% 中2女子 12.0% 小5男子 23.0% 小5女子 20.0%

現状と課題

平成22年度の全国学力・学習状況調査における本県の正答率は、小・中学校とも全国平均とほぼ同程度であったほか、児童生徒へのアンケートにおける授業理解度については、小学校は全国平均を上回ったものの、中学校は全国平均とほぼ同程度の結果となりました。

今後は、これらの調査やアンケートの結果を分析した上で、本県の学力向上のための実効性ある取組みを推進していく必要があります。

一方で、近年の地域社会における人間関係の希薄化や少子化等を背景として、子どもたちの倫理観や社会性、規範意識の低下が問題になるとともに、外で遊んだりスポーツを楽しんだりするのに必要な時間や空間、仲間の減少からくる体力低下が懸念されています。

知、徳、体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、社会の変化に対応した多様な教育も取り入れながら、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいくことが必要です。

取組みの方向

児童生徒が自ら学び、考える力を育めるよう、言語活動の充実など学習指導要領の着実な実施により確かな学力の定着と向上に努めるとともに、望ましいキャリア教育や外国語教育、情報教育などを推進し、社会人として自立するために必要な能力を養います。

また、命を大切に作る心や他人を思いやる豊かでたくましい精神を育みます。さらに、運動を通じて子どもたちの体力を養うとともに、健康的な生活習慣の確立を促進します。

主な取組み

1 確かな学力の定着と向上

県独自の学力診断調査を全ての学校で実施し、学力向上推進主任を中心に調査結果の分析を行うほか、授業評価システムや教科別授業評価マニュアルの活用による授業改善、自主学习プリントの提供などを行うことにより、各学校における学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、確かな学力の定着と向上に努めます。

また、少人数学級の導入促進など、教員がゆとりを持って子どもたちに向き合える環境づくりを進め、幼児児童生徒一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな教育活動を行うとともに、学校図書館の整備・充実や、家庭との連携による効果的な学習・生活習慣の確立に努めます。

2 社会的・職業的自立に向けた多様な教育の推進

社会人として自立するために必要な能力や望ましい勤労観・職業観の育成に向け、小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の推進を図るとともに、コミュニケーション能力やICTを適切に活用できる情報リテラシーの育成に努めます。

3 豊かな心を育む教育の推進

学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、三つの愛（人間愛、自然愛、郷土愛）に基づいた独自教材の活用や、地域人材をゲストティーチャーとして招へいしての授業など、道徳教育の充実や道徳の時間と有機的に連動した体験活動の推進、また、豊かな感性や想像力を育む読書習慣の定着に努めます。

4 体力づくりの推進と健康的な生活習慣の確立

学校の教育活動等の中で子どもたちの体力・運動能力の向上が図られるよう、小学校にも体育を専門に担当する教員を配置し、公開授業等を通じて体育の授業改善を図るとともに、体育の授業以外にも運動する機会を作るため、県内の全小学校が参加して、楽しみながら継続的に運動に取り組むホームページ上で運動の記録を競い合うことができる「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を開催し、子どもたちの体力の向上とスポーツへの参加意識の高揚を図ります。

また、食育の推進による健康的な生活習慣の確立を促進します。

施策40 特別支援教育の充実

目標

支援が必要な子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
進学・就職希望者の希望達成度の割合(県立特別支援学校高等部卒業生)	91.2% (平成22年度)	95.0%
公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の教育支援計画を作成している学校の割合	89.9% (平成22年度)	100%

現状と課題

本県の特別支援学校の在籍者数は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱については横ばい又は減少傾向にありますが、知的障害については大幅に増加する傾向にある上、障害の重度化や重複化、多様化が進む傾向にあります。

加えて、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通うLDやADHDといった発達障害のある児童生徒も増加する傾向にあることから、一人ひとりが抱える障害の状態に応じたきめ細かい支援や、通常の学級を担任する教職員も含めた学校全体で支援する体制を整えることが求められています。

県では、全ての公立学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の充実に取り組んでいますが、こうした障害のある子どもたちが地域で安心して学び、その持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、教職員の専門性の向上や関係機関の連携によるネットワークの構築、本人や保護者、専門家の意見を踏まえて総合的な観点から就学先を決定する仕組みの充実など、なお一層の取組みが必要となっています。

取組みの方向

障害のある子どもたちが快適に学ぶことができる学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教職員の能力向上に取り組めます。

また、学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整え、一人ひとりの障害の状態や発達の段階、教育的ニーズに応じた質の高い指導・支援の充実を図ります。

さらに、障害がある子どもたちの地域の学校への就学希望を尊重できるよう、就学前の早い段階からの教育相談の実施や、適正な就学先決定の体制づくりに取り組むとともに、地域住民の特別支援教育への理解促進に努めます。

主な取組み

1 学校環境の整備・充実

新居浜特別支援学校の校舎や、みなら特別支援学校松山城北分校の実習室をはじめとする特別支援学校の校舎の整備やバリアフリー化など、在籍者数の増加や障害の状態に合わせた施設設備の整備充実を進めることにより、児童生徒が伸び伸びと学べる環境の整備を図るとともに、校舎等の耐震化を進めます。

2 特別支援教育コーディネーターや教職員の能力向上

大学との連携による専門的な研修により、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育に関わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定レベルの基本的な知識を得られる研修の充実を図ります。

3 学校や家庭、地域、関係機関が連携した特別支援教育の充実

学校や家庭に加えて、関係機関等が連携する地域ネットワークや、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。

4 一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

個別の教育支援計画や指導計画を作成・活用し、障害の状態や発達の段階に応じたキャリア教育などに早い段階から取り組むなど、障害のある子ども一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図り、希望する進路の実現につなげます。

5 交流及び共同学習の推進

障害のある子どもたちと、障害のない子どもたちや地域住民との交流及び共同学習を推進し、相互理解の促進を図ります。

6 適正な就学先決定の体制づくりの推進

障害のある子どもたちに対する早期からの教育相談を行い、本人の教育的ニーズ、本人や保護者、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する体制づくりに取り組みます。

施策4-1 教職員の資質・能力の向上

目標

子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校81.2% 中学校67.5% (平成22年度)	小学校85.0% 中学校71.0%
研修を受講した教員による授業への活用度	74.9% (平成22年度)	85.0%

現状と課題

今日の学校現場では、安全・安心な学校づくりに加え、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実など様々な課題が生じており、教職員にはこうした課題に適切に対応できる能力が求められています。

そうした中、本県での教員一人当たりの研修回数は、近年増加傾向にあるほか、授業評価システムを活用した授業改善実施率も上昇傾向にあるなど、専門的知識・技能の着実なレベルアップに努めています。

一方、職務の多忙化や学校を取り巻く環境変化の中で、心身に不調を来して休職する教職員が増えていることも問題となっています。

このため、日々発生する様々な課題に的確に対処しつつ、子どもたちにとって楽しくよく分かる授業を行い、地域社会から信頼される学校づくりを進めるためには、引き続き、社会の変化や学校現場のニーズに対応した研修の機会を設け、多様で優れた資質・能力を有する教職員を養成・確保するとともに、安心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。

取組みの方向

幼児の主体性を育む保育や児童生徒にとって楽しくよく分かる授業を目指し、各種研修の充実や各校種間の交流といった勤務経験の多様化などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上に努めます。

また、教職員としての自覚を高めるとともに、学校ぐるみで不適切な行動の未然防止に努め、健全な社会人としての資質向上を図ります。

さらに、教職員一人ひとりが自信と誇りを持って教壇に立ち、安心して働くことができる職場づくりを進めます。

主な取組み

1 教職員の専門的知識・能力の向上

経験年数に応じた基礎研修や、ライフステージに応じた各種職務別研修、大学との連携による研修の充実を図り、教職員の専門的知識・能力の向上を促進します。

また、教職員の自己研修を奨励するとともに、ICT利活用の知識と技能の向上を図るため、ICT研修など多様な研修機会の確保に努めます。

さらに、授業評価システムを活用した授業評価の実施や学習指導要領に対応した教科等の研究を推進し、学習指導や生徒指導における実践的指導力の向上を図ります。

このほか、幼児教育の振興・充実を図る研修を実施するとともに、子どもたちの発達段階の違いを理解し連続性のある教育ができるよう、校種や学校規模を越えた連携・人事交流など、教職員の勤務経験の多様化を積極的に推進します。

2 教職員としての自覚を高める取組みの推進

教職員の綱紀粛正と服務規律の確保に努めるとともに、指導が不適切と認められた教員に対しては県総合教育センター等で指導改善研修を行うなど、教員としての資質回復に努めます。

また、教員に必要とされる資質能力の保持を図るため、教員免許更新制度の円滑な実施に取り組みます。

3 教職員が安心して働くことができる職場づくり

教員が孤立してしまわない環境づくりや、メンタルヘルス対策に力点を置いた教職員の安全と健康管理対策の充実に努めるとともに、休職者の復職支援システムの円滑な運用と充実に努めます。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 生涯学習と文化の振興

目指す方向

県民一人ひとりが、自らの目標に向かって自己研さんに励み、あらゆる学びの機会を通じてその成果を表現することで、自己の成長と暮らしの充実を実感することができる生涯学習社会づくりを進めます。

また、豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成を促進します。

そして、誰もが地域に誇りと愛着を感じられる、個性豊かな愛媛文化の創造を目指します。

施策4 2 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標 生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

施策4 3 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標 愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

施策4 2 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標

生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	4.6冊 (平成22年度)	5.4冊
生涯学習の講師として登録している者の数	832人 (平成22年度)	900人
学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	543件 (平成22年度)	1,000件
総合科学博物館の入館者数	208,833人 (平成22年度)	218,000人
歴史文化博物館の入館者数	101,411人 (平成21年度)	113,300人

現状と課題

生活水準の向上や平均寿命の伸長、自由時間の増大、高度情報化の進展といった社会状況の変化を背景として、県民の生涯学習への意欲が高まっています。

平成22年に実施した生涯学習に関する県民アンケート調査の結果でも、幼稚園から高校生の子どもを持つ保護者と祖父母等の半数以上の方が、「とくに興味がわくことがあれば定期的な学習活動に参加したい」と回答しており、学習参加へのニーズは高いものの、実際に定期的な学習活動に取り組んでいる人は2割にも満たない状況にあります。

このため、県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる様々な学習の機会を創り出し、学習ニーズの多様化・高度化に対応した学習環境を整備するとともに、社会において学習成果が適切に評価され、活かされるような環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

子どもから高齢者まですべての県民が、それぞれの年齢や状況、個人の目標と学ぶ意欲に応じ自発的に生涯にわたって学び続け、学び直すことができるよう、情報や活動の場の提供に努めます。

また、自己の体験や学習の成果をボランティア活動などによって社会に活かすとともに、一方で、そうした他者の学びの成果を自らの活動に活用することができるような、「知の循環型社会」づくりを進めます。

主な取組み

1 自律的な学びへの支援

生涯学習社会を支える人材育成に努めるとともに、県生涯学習センターを核とした関係機関や団体の連携による「学び舎えひめ」の運営や、県民自らが愛媛らしさを探究する地域学（愛媛学）の普及推進により学習機会や学習情報を提供するなど、自律的な学びへの支援を推進します。

2 社会教育基盤の体制整備と生涯学習の場の提供及び利用促進

学校・家庭・地域の連携支援に努めるほか、公民館や図書館における地域の学習拠点としての機能を拡充するとともに、県生涯学習センターや総合科学博物館、歴史文化博物館、えひめ青少年ふ

れあいセンター等、社会教育施設の一層の充実と利用促進を図り、県民の生涯にわたる学習活動の場の提供に努めます。

3 学習成果が社会に活かされる場の提供

個の学習成果が社会に還元されていく「知の循環型社会」の構築のため、ICTを活用した情報通信ネットワークの構築や家庭教育支援・学校支援等に係るボランティア活動の充実に努めるほか、日頃の自己研さんから得た知識・技能を活かした成果の発表や小・中学生のふるさと学習作品の展示等を行う「生涯学習まつり」の開催などを通じて、生涯学習の輪を広げる活動を支援します。

施策4-3 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標

愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
国・県指定文化財数	525件 (平成22年度)	533件
県立美術館の年間利用者数	300千人 (平成22年度)	350千人
県民総合文化祭等への参加者数(県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む)	875千人 (平成22年度)	882千人

現状と課題

文化は人々に楽しさや感動、安らぎをもたらし、人生を豊かにするほか、情緒あふれる人間性と感受性を養い、創造力を育むとともに、人間社会の基盤としての重要な役割を果たすことから、地域の多様な文化を守り、世代を越えて受け継いでいくことが求められています。

しかしながら、人口減少・過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や厳しい経済情勢により、文化芸術活動を支える基盤のぜい弱化に対する危機感が広がっています。

誇りと愛着を持てる魅力あるふるさとを創るためにも、あらゆる世代の県民が文化・芸術に気軽に親しむことができる環境を整え、貴重な愛媛文化を守り育てていくことが必要です。

取組みの方向

優れた芸術に触れる機会や、様々な文化活動を体験する機会の充実により、県民の文化・芸術活動への意欲を高めるとともに、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりを進めます。

また、文化財の指定等を順次進め、その保存や活用を図るとともに、各地域の民俗芸能の振興と文化の交流に努めます。

さらに、県民文化会館や県立美術館などの文化・教育施設が、文化活動の拠点として県民に親しまれ、利用しやすく、開かれた施設となるように努めます。

主な取組み

1 質の高い文化・芸術に親しむ機会の充実

学校や地域において、童謡・唱歌など世代を越えて伝えられる文化との触れ合いを通じて、子どもたちの豊かな情操をかん養するとともに、県民総合文化祭の県内各地での開催など、幅広い世代が日常の中で文化・芸術に触れることができる機会の充実に努めます。

2 新しい愛媛文化の担い手育成

アマチュア文化の祭典である県民総合文化祭を開催するほか、公益法人、民間企業等との連携による様々な文化交流・活動機会の提供を通じて、文化活動に取り組む団体等を育成・支援します。

3 文化財の保存・活用

歴史的な建造物をはじめとする各種文化財の修理や環境整備、遺跡の発掘調査などを進め、県内の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

4 文化・教育施設の整備と活用

県立美術館等における各種の情報支援サービスや、展示品の解説ボランティアの配置などにより、使い勝手の良い施設環境を整備するほか、民間企業の知恵を活かしたイベントの企画立案や施設利用提案などにより、施設の利活用を促進します。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 スポーツ立県えひめの推進

目指す方向

県民誰もが、いつでも、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができ、自らの能力を地域の大会や全国大会等で発揮することができる環境整備や、愛媛国体の開催も踏まえたトップアスリートの育成に努めます。

また、県民に夢と感動を与えるとともに、地域に根ざした様々な交流を通じて、地域のにぎわいが創出されるようプロスポーツチームのさらなる成長を促進します。

そして、多くの県民が「する、みる、支える」それぞれの立場でスポーツを楽しみ、達成感や充足感を得ることができる明るく活力に満ちた「スポーツ立県えひめ」の実現を目指します。

施策4 4 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標 スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

施策4 5 競技スポーツの振興

目標 愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

施策44 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標

スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
総合型地域スポーツクラブ数	29クラブ (平成23年度)	50クラブ
競技人口の状況	38,161人 (平成22年度)	39,200人
日本体育協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり)	1.7人 (平成23年度)	1.9人

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持・増進、生きがいづくりに役立つとともに、住民同士の交流を通じた地域の一体感や活力を醸成するなど、多くの効用を有しており、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現在、その意義や価値がますます高まっています。

こうしたことから、国では、従来の「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」であることを明記しました。

しかしながら、本県における成人のスポーツ実施率(週1回30分以上スポーツを行う人の割合)は、全国平均を下回るなど活発とはいえない状況にあり、県民それぞれの生活環境に応じた主体的なスポーツ活動を促進していくことが課題となっています。

また、本県では、愛媛FCや愛媛マダリンパイレーツがプロスポーツチームとして活躍し、地域同士の交流やまちの活性化に貢献していますが、近年は観客動員数が伸び悩む傾向にあり、県民の気運を盛り上げていくことが求められています。

取組みの方向

スポーツ・レクリエーション施設の整備や総合型地域スポーツクラブの育成等を通じて、子どもから高齢者・障害者まで、県民誰もが年齢や身体状況に応じ、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境を整え、地域に根ざしたスポーツの振興を図ります。

また、地域密着型のプロスポーツチームを本県の活性化に寄与する貴重な地域資源と位置付け、市町や各種団体等と連携してその活動を支援します。

主な取組み

1 生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境の整備

地域のスポーツ団体等との連携、スポーツ入門教室の開催、指導者派遣等の取組みにより、子どもが外遊びできる環境づくりや、学校における運動部活動の活性化、成人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するなど、県民それぞれのライフステージとレベルに応じたスポーツ環境を整備します。

2 身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

運動広場や体育館など、地域における身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備について、市町と連携した取組みを推進するとともに、既存施設を有効活用する観点から学校体育施設の開放を一層推進します。

3 総合型地域スポーツクラブの育成による地域に根ざしたスポーツの振興

子どもから高齢者・障害者に至るまで誰もが、スポーツを気軽に楽しみ、コミュニケーションを図れる場として、地域住民が主体的・自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

4 地域密着型プロスポーツの育成・支援

野球やサッカーなどの地域密着型プロスポーツを振興し地域活性化につなげていくため、県民総ぐるみで支援する気運の醸成に取り組むとともに、イベント広報等による観客動員や地元スポーツ団体との交流を促進します。

5 「プロ野球球団」四国誘致の可能性調査・検討

プロスポーツの公式戦やキャンプ等を積極的に誘致するとともに、将来的な夢として、プロ野球球団の四国への誘致に向けた、四国他県等と連携しての可能性調査・課題研究等に取り組みます。

施策45 競技スポーツの振興

目標

愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	38位 (平成22年度)	20位台
全国高校総体(インターハイ)入賞件数	31件 (平成22年度)	40件

現状と課題

本県の競技スポーツは、平成22年のインターハイで過去最高の成績を収めるとともに、オリンピック等の国際大会で活躍するナショナルレベルの選手も増加するなど、近年の強化策の効果が現れてきています。

その一方で、人口の減少による競技人口の伸び悩みや、有力選手の県外流出、景気低迷による企業スポーツの停滞といった問題を抱えています。

また、平成29年には64年ぶり、本県初の単独開催となる第72回国民体育大会の開催が予定されており、さらなる競技力の向上や施設整備、県民総参加の取組みとするための大会気運の醸成など、様々な準備を着実に進めていくことが必要です。

取組みの方向

指導者の養成及び選手の育成の考え方を「トップ選手をさらにレベルアップさせる視点」と「将来のトップ選手を育成する視点」の二つに分け、競技力の向上に戦略的に取り組みます。

また、スポーツ医・科学の積極的な活用に加え、各種の全国大会・国際大会等の誘致を進めるほか、愛媛国体の計画的な準備に取り組みます。

主な取組み

1 指導者の養成・確保

中央競技団体主催の研修へ指導者を派遣するとともに、競技専属アドバイザーコーチを招へいし指導者の資質向上を図るほか、学校における運動部活動指導者の確保に努めます。

2 トップアスリートの発掘、育成・強化

全国レベルで活躍できる選手の育成を図るため、県内合宿や県外遠征、招待試合、トップコーチの招へい等の強化学業を実施します。

また、小・中学生から大学生、社会人に至るまで、一貫した指導方針に基づき合理的な強化が図れるよう、競技団体ごとの中・長期的な強化プログラムの作成を促進するとともに、競技ごとに指定する強化拠点指定校の支援や企業と連携した社会人トップアスリートの育成に努めます。

3 スポーツ医・科学の活用

スポーツ医・科学知識の普及啓発や、スポーツドクター、トレーナーなどスポーツ医・科学アドバイザーの競技団体等への派遣、選手へのメディカル・フィジカルチェックの実施など、最新のスポーツ医・科学を活用した選手強化を推進します。

4 全国大会・国際大会等の誘致

県武道館等を有効に活用し、障害者、高齢者の競技大会を含めた全国国際大会や国際大会を誘致・開催するとともに、スポーツ合宿等を積極的に誘致します。

5 第72回国民体育大会開催に向けた準備

市町と連携した競技施設の整備、愛媛国体への理解促進、大会への参加意識の醸成を図るとともに、愛媛の魅力を全国に発信するための広報活動の展開、挨拶運動やボランティアを中心とした環境美化活動等の県民運動の推進など、県民総参加の下に計画的かつ着実に開催準備を進めます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境と調和した暮らしづくり

目指す方向

学校や地域、家庭、職場など多様な場における環境教育・学習を通じて、子どもから高齢者まで誰もが環境問題を正しく理解し、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現など、地球温暖化対策を実践する意識の醸成に努めます。

また、限りある資源を有効に活用するため、家庭や会社など身近なところから取り組める3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の普及を促進するとともに、大気や水質など安全で快適な生活環境の保全に努めます。

そして、誰もが環境に配慮しながら暮らせる愛媛の実現を目指します。

施策4 6 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標 環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

施策4 7 地球温暖化対策の推進

目標 地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

施策4 8 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標 3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

施策4 9 良好な生活環境の保全

目標 安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

施策46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
環境マイスター登録者数	94人 (平成23年度)	100人
小中学校における環境教育年間指導計画策定率	78.2% (平成22年度)	82.0%
環境教育・学習参加者数	24,218人 (平成22年度)	前年度より増加
環境NPO法人数	109団体 (平成22年度)	前年度より増加

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与え、環境問題が引き起こされており、地域の環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりが環境とのつながりについて認識を深め、具体的な環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、学校や地域、家庭、職場など、多様な場において環境教育・学習を進めていく必要があります。

特に、学校における環境教育は、次代を担う子どもたちの環境に対する姿勢を決める大きな要素となることから、充実することが重要です。

取組みの方向

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、環境保全活動に自主的・主体的に取り組めるよう、学校や地域、家庭、職場など、多様な場における環境教育・学習を推進します。

また、県民、環境活動団体、事業者、行政など各主体の環境に配慮した自主的な取組みが促進されるよう、担い手となる環境活動リーダーの育成や環境保全活動に積極的に取り組む団体への支援等を行うとともに、多様な主体の交流を促進し、協働のネットワークづくりを推進します。

さらに、環境情報の収集と積極的な提供に努めるとともに、大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります。

主な取組み

1 学校・地域等における環境教育・学習の充実

学校での総合的な学習の時間等を活用して、発達段階に応じた体系的な環境教育を推進するとともに、地域の環境活動リーダーの活用や教材の研究・開発等に取り組み、次代を担う子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、積極的に環境保全活動に取り組む意識の醸成に努めます。

また、県体験型環境学習センターや公民館等が実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進するなど、地域等における環境学習の活性化を図ります。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

身近なものから地球規模のものまで幅広い分野にわたる環境問題を総合的かつ体系的に理解し、多様な場での環境教育・学習や環境保全活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、教職員や

地域で活動する環境活動リーダー、企業のCSR担当者等のスキルアップを支援するとともに、相互交流の促進やネットワークづくりに取り組みます。

3 多様な主体との協働による環境保全活動の促進

環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境パートナーシップの構築に向け、自主的な環境保全活動等を促進するとともに、環境活動団体相互や行政・学校等との連携を図るなど、本県の特性を踏まえた環境教育・学習や環境保全活動が定着していくよう、協働のネットワークづくりを推進します。

施策47 地球温暖化対策の推進

目標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	261 団体 (平成23年度)	350 団体
県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成20年度)に対する割合	-4.5% (平成22年度)	-7.0%
県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度)に対する割合	+5.5% (平成20年度)	-15.0% (平成32年度)

現状と課題

地球温暖化は、大洪水や干ばつ等の異常気象の増加や感染症の拡大を招くなど、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題であり、その主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが国際社会全体で進んでいます。

本県では、平成22年に策定した「県地球温暖化防止実行計画」において、平成32年度の県内の温室効果ガス排出量を基準年の平成2年度と比べて15%削減する目標を掲げており、国の政策を踏まえながら、目標の達成に向けた取組みを着実に進める必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが、日常生活や事業活動におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量について認識を深め、家庭における身近な省エネを積極的に実践できるよう普及啓発活動等に取り組むとともに、関係団体や企業等と連携・協力しながら、事業所における環境配慮活動の推進に必要な人材育成や省エネ設備・施設の導入等を支援し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

また、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、県が率先して役割を果たすため、県有施設の省エネ化等に取り組めます。

主な取組み

1 エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換促進

家庭での効果的な温暖化対策を推進するため、二酸化炭素排出量を計算する環境家計簿や省エネナビの普及に努めるなど、エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の「見える化」を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境活動団体、事業者等と連携・協力しながら、レジ袋の削減や通勤等における公共交通機関や自転車の利用拡大など、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換を促進します。

また、体験等を通じて県民のエネルギー消費に関する意識の転換を図ったうえで、省エネ型家電製品・LED照明や緑のカーテンの普及促進、家庭の節電に関する知識の普及や節電アイデアの提案等を行います。

2 事業者の省エネ化支援

温室効果ガスの総排出量のうち大きな割合を占めている事業活動からの排出量を削減するため、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、冷暖房温度の適正化を図るクールビズ、ウォームビズ等のキャンペーンやエコドライブの取組みを推進するとともに、事業所の環境配慮活動の核となる人材育成や環境配慮活動計画の策定、省エネ設備・施設の導入等を支援します。

3 県有施設のエネルギー管理の強化

エネルギー消費量の多い県有施設について、エネルギー管理マニュアルを作成し、空調設備等により効率的な運転に取り組むとともに、費用対効果を十分に検証しながら、太陽光パネルの設置やLED照明への更新等の省エネ化を推進します。

施策48 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標

3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
一般廃棄物のリサイクル率	18.1% (平成21年度)	現在策定中の循環型 社会推進計画で設定
優良リサイクル製品等認定数	100件 (平成22年度)	136件
産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善率	76.0% (平成22年度)	80.0%
産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	3件 (平成22年度)	0件

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。

本県では、平成19年度に資源循環促進税を導入し、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進した結果、廃棄物の排出量等は近年減少傾向にあります。循環型社会の構築に向けた取り組みを一層充実させていく必要があります。

取り組みの方向

限りある資源を無駄にせず効率的に利用する取り組みを県全体で推進するため、県循環型社会推進計画を基本に、資源循環促進税を活用した3Rの推進や循環型社会ビジネスの振興等に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

また、リサイクル等ができない廃棄物については、適正処理を確保するとともに、不法投棄の根絶に向けた監視・指導體制の強化に努めます。

主な取り組み

1 3Rの推進

県民、事業者等の各主体が、循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、環境月間や3R推進月間等における普及啓発や企業、各種団体等とのネットワークの構築に努めます。

2 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導體制の強化、優良処理業者の育成等に取り組むとともに、県廃棄物処理センターを活用し、市町で処理が困難な廃棄物を適正に処理します。

また、市町等と連携・協力し、不法投棄事案に対して迅速かつ的確に対応します。

3 循環型社会ビジネスの振興

他の模範となるようなリサイクル製品や3Rに積極的に取り組んでいる事業所等を優良モデルに認定し、環境イベントにおいてPRするなど、循環型社会ビジネスの育成・支援に取り組みます。

また、大学や企業等と連携しながら、製紙スラッジの発生抑制や有効利用技術などの地域の特色を活かした3R技術や新たな再資源化システム等の研究開発、ビジネスモデルの事業化を促進します。

施策49 良好な生活環境の保全

目標

安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
大気環境基準達成率	85.7% (平成21年度)	100%
水質環境基準達成率	82.1% (平成22年度)	100%
法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	ばい煙100% 排水98.9% (平成22年度)	100%
高圧ガス等事故発生件数	9件 (平成18~22年度の平均)	9件以下

現状と課題

我が国では、高度成長期の急速な工業化の進展等に伴い、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害問題が各地で発生し、大きな社会問題となりましたが、発生源に対する規制の実施や公害対策技術の進歩等により、現在では、大気や水質、土壌、騒音等の環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は高水準となるなど、大きく改善が図られ、生活環境は概ね良好な状況にあります。

今後とも、監視・測定体制の整備や事業者への指導の徹底等により、各種環境基準の達成・維持に努め、県民の良好な生活環境を保全する必要があります。

取組みの方向

安全で快適な生活環境を保全するため、監視体制の充実及び適正な排出規制等を実施し、各種環境基準の達成・維持を図るとともに、公害の未然防止に取り組めます。

また、生活排水対策の推進による水質汚濁の防止や、安全な給水体制の確保を図り、安心できる水環境づくりを進めるとともに、高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保に取り組めます。

主な取組み

1 良好な大気、水、土壌環境の保全

新たな環境基準項目等にも対応するため、監視体制の充実・強化を図ります。

また、事業場等の発生源に対しては、法令や条例に基づき、ばい煙や排水等に係る適正な規制の実施及び法令遵守の徹底を指導するとともに、近年問題となっている土壌汚染事例についても適正な措置の実施を指導し、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

2 騒音、振動、悪臭の防止

市町と連携して規制地域や環境基準の類型指定等の見直しを図るとともに、騒音等の発生源に対する指導の徹底に努めます。

3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

生活排水に関する県民の意識を啓発しながら、地域の実情や特性に応じた公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進するとともに、より安全で良質な水を確保するため、水道事業者が実施する水道水源保全対策を支援します。

4 高圧ガス等取扱施設の保安確保

高圧ガス・火薬類等を取り扱う施設に対する検査を適切に実施するとともに、関係団体と連携・協力しながら、保安講習会を開催するなど、保安意識・技術の向上に努めます。

また、ヒューマンエラーによる事故を防止するため、事業者に対して保安教育の充実など、自主保安体制の強化を指導します。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 自然と共生する社会の実現

目指す方向

四季折々に美しい姿を見せ、県民にやすらぎを与える豊かな自然環境が、地域住民やボランティア団体・NPO、行政など多様な主体によって適正に管理・保全されるとともに、希少な野生動植物をはじめとする豊かな生物多様性が見られる地域づくりに努めます。

また、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海の多面的機能に誰もが気付き、愛媛のかけがえない財産として、守り続けることができるよう県民意識の醸成に努めます。

そして、豊かな自然と共生できる、ふるさと愛媛の実現を目指します。

施策50 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標 豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

施策51 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標 豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

施策 50 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標

豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
自然公園、四国のみちの利用者数	5,442 千人 (平成 22 年度)	5,442 千人以上
自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	170 人 (平成 23 年度)	180 人
鳥獣保護の違反件数	11 件 (平成 22 年度)	0 件
生物多様性の認識度	39.0% (平成 21 年度)	45.0%
絶滅のおそれのある野生生物の割合	15.0% (平成 14 年度)	15.0%

現状と課題

本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス式海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

この豊かな自然との触れ合いを求めて、県内の自然公園等には県内外から多くの人々が訪れていますが、ごみの放置など、自然を傷付ける行為も見られるため、適正な利用を促進するための取組みが必要とされています。

また、近年、野生動植物の乱獲や盗掘、生息・生育環境の悪化、外来生物の影響等により、地域固有の種が絶滅の危機に直面しているため、保護活動の強化が求められています。

取組みの方向

市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、自然環境の保全と利用を両立させるためのルールの啓発や違反行為に対する監視・指導に取り組み、自然公園等の適正な保護と利用やエコツーリズムを積極的に推進します。

また、県レッドデータブックで明らかになった希少野生動植物の適切な保護・管理に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

主な取組み

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

自然保護意識の普及啓発や自然公園等における各種行為の規制等を通じて自然環境の保全に努めるとともに、自然公園が安全かつ快適に利用できるように、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の魅力あふれる自然について、ホームページ等を通じて情報発信するとともに、エコツアー実施団体、環境保護団体、観光関連業者、地域等とのネットワークづくりに努めます。

特に石鎚山系を有する地域において、エコツーリズム等を推進するための人材育成やルールづくり、ツアープログラムの開発支援、トイレや標識等の施設のあり方検討、エコイベントの開催等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。

3 生物多様性の保全に向けた取組み強化

生物多様性えひめ戦略に基づき、生物多様性センターを整備し、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報収集、標本管理、人材育成等に取り組むとともに、希少野生動植物の捕獲・採取の規制等を行います。

また、県民一人ひとりが多くの野性動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるように、市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、生物多様性フェアの開催や「えひめの人と生き物学会」の設立、とべ動物園等での県レッドデータブックに掲載された動植物の展示会など、県民に分かりやすい普及啓発に取り組めます。

施策5 1 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標

豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
都市農村交流(グリーン・ツーリズム) 施設における年間宿泊者数	71.8千人 (平成22年度)	78.1千人
農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	427地区 (平成22年度)	640地区
県外からの移住者数	51人 (平成22年度)	70人

現状と課題

里地・里山・里海は、農林水産業の営みによって維持され、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有しています。

しかし、近年、人口減少や高齢化による担い手不足や、耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

また、森林の適正な管理が行き届かない原因の一つとされる不在村森林所有者への効果的な対策も急務となっています。

農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海を守り育てるために、豊かな自然や文化など、特色ある資源を活かした農山漁村の環境整備や集落活動の活性化が求められています。

取組みの方向

里地・里山・里海の持つ多面的な機能が発揮されるためには、持続的に人の手によって適切に維持される必要があります。

このため、農山漁村の活性化を通じ、農林水産業と自然との共生が再現されるよう、景観・自然環境の保全や集落環境の整備を進めるとともに、愛媛ならではの資源を活かした集落活動の支援や移住・定住の促進に取り組めます。

主な取組み

1 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、耕作放棄地の発生防止と解消をはじめ、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組めます。

2 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るため、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承に取り組めます。

また、地域の活性化を図るため、都市や他地域の人々との交流を進めるグリーン・ツーリズムやイベント開催などを支援します。

3 新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやパラグライダー、シーカヤックなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

4 集落環境の整備と移住・定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

また、人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者を積極的に誘致するため、市町や民間団体と連携して受入れ態勢を整備し、空き家情報の提供などの移住者支援を強化するとともに、本県の豊かな自然・風土を活かし、移住促進に向けた効果的なPRに取り組みます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境にやさしい産業の育成

目指す方向

地球の恵みともいえる太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーのさらなる利活用に取り組みます。

また、適正な森林管理の下、間伐材の利用促進に努め、愛媛の豊富な森林資源を守るとともに県内経済活性化への貢献が期待される低炭素ビジネスの成長を促進します。

そして、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、地域経済を牽引していく環境にやさしい産業を育て、環境保全と産業活動が好循環する社会の実現を目指します。

— **施策5 2 再生可能エネルギーの利用促進**

目標 再生可能エネルギーをもっと普及させたい

— **施策5 3 低炭素ビジネスの振興**

目標 県内企業をもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

— **施策5 4 恵み豊かな森林（もり）づくり**

目標 恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

施策5 2 再生可能エネルギーの利用促進

目標

再生可能エネルギーをもっと普及させたい

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
住宅用太陽光発電設備の導入率	1.92% (平成21年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定する。
新エネルギー導入実績率(原油換算)	20.6万kl (平成23年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定する。
バイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	557kl (平成22年度)	5,000kl (平成32年度)
木質ペレット年間生産量	1,255t (平成22年度)	3,000t

現状と課題

我が国は国内のエネルギー供給の大部分を、石油をはじめとする化石燃料や安全性が改めて問われている原子力に依存しています。

一方、環境への負荷が少ない太陽光、風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、災害時の代替エネルギーとしても注目されていますが、出力の安定性やコストの面で課題があります。

本県では、長い日照時間を活用した太陽光発電をはじめ、みかん搾汁残さ、タオル繊維くず、林地残材などのバイオマスのエネルギー利用のほか、小水力発電等の可能性も含め幅広く検討し、できる限り地域特性を活かした新たなエネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの利活用に取り組むことが求められています。

取組みの方向

再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、県地域新エネルギービジョンを見直し、国の補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー利用に対する県民の意識啓発に取り組めます。

また、技術的課題やコスト問題等の解決を図るため、関係自治体や企業、大学等との連携・協力を努めます。

主な取組み

1 県地域新エネルギービジョンの見直し

国の新たなエネルギー基本計画を踏まえながら、県地域新エネルギービジョンを見直し、新エネルギー導入目標の設定や市町、関係団体等とのネットワーク強化を図ります。

2 太陽光発電の導入促進

年間日照時間が全国平均を上回る本県の気候を活かした太陽光発電の導入支援やメガソーラーの誘致等に努めます。

3 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

バイオマス活用推進計画に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、みかん搾汁残さ等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

4 再生可能エネルギー導入促進によるエネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を目指し、関係自治体や企業、大学等と連携・協力しながら、太陽光や小水力をはじめとする再生可能エネルギー導入に関する技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化に努めるとともに、未利用エネルギーの研究開発など、国への政策提言に取り組みます。

さらに、国の新たなエネルギー政策を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入促進について、適宜有効な施策を講じます。

施策 5.3 低炭素ビジネスの振興

目標

県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) 認証件数	5 件 (平成 22 年度)	30 件
E V 関連製品の開発や製造に取り組み始めた企業数	3 件 (平成 22 年度)	15 件

現状と課題

本県の二酸化炭素排出量は、平成 20 年度時点で産業・民生業務部門が県全体の約 7 割を占めるなど、事業活動が環境に与える負荷が大きいことから、事業者は、二酸化炭素の排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。

今後、事業活動を持続的に発展させるためには、低炭素社会への流れを新たな成長要因と捉え、成長が見込める低炭素ビジネス分野への積極的な参入が不可欠となっており、環境保全と経済活性化を両立させることが求められています。

取組みの方向

E V や資源再生に関連する技術の開発・集積を進めるなど、今後成長が見込まれる低炭素ビジネスに積極的に取り組む事業者を支援・育成し、環境分野における成長産業を創出します。

また、環境に配慮した事業活動を普及させるため、CO₂取引制度の導入を促進するなど、環境と経済が好循環する先進環境ビジネスモデルを構築します。

主な取組み

1 E V 関連産業の創出

E V 開発センターを核として、高い技術力を有する本県ものづくり企業の「技」と大学等の研究機関の「知」をつなぎ、E V に関する様々な技術開発を促進するとともに、関係機関や企業等と連携・協力しながら、新たなビジネスモデルの構築や E V 関連産業を支える人材の育成等に取り組み、県内企業による E V 関連産業の創出につなげます。

2 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

えひめ先進環境ビジネス研究会を核として、国内外の環境ビジネスに関する情報提供を行うとともに、カーボンオフセット商品の開発、「愛」あるブランドをはじめとする愛媛産品へのカーボンフットプリント制度の導入を支援することで、環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組みを推進します。

3 中小企業の CO₂ 排出削減と CO₂ 取引支援

関係機関等と連携・協力しながら、中小企業に対する専門家によるエネルギー診断や国の支援事業の紹介等を行い、国内の CO₂ 取引制度である「国内クレジット制度」及び「オフセット・クレジット (J-VER) 制度」の活用を支援することで、県内中小企業の CO₂ 排出削減等の取組みを促進します。

施策54 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標

恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
森との交流人口 (森林環境税対象事業により森林(木材等含む)と交流した人数)	203,631人 (平成22年度)	720,000人
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³

現状と課題

本県では、豊かな森林資源を守るため、平成13年を「森林そ生元年」と位置付け、平成17年度には森林環境税を導入するなど、積極的な取組みを進めてきました。

しかし、近年、林業の採算性の悪化や不在村森林所有者の増加によって、間伐等の手入れが行き届かず、さらには所有山林の場所や境界が分からなくなるなど、適正に管理されない森林が増加する傾向にあります。

また、利用されず放棄された里山林も増加する中、水源かん養や土砂崩壊防止、地球温暖化防止機能といった森林の持つ多様な公益的機能の低下が問題となっています。

一方、県民の健康志向や生活スタイルの変化等により、やすらぎや憩いの場として森林への期待も高まっており、森林が、県民生活に密着した地域共有財産であるとともに、緑の社会資本であるとの共通認識の下、県民一体となった森林保全への取組みが求められています。

取組みの方向

森林が有する水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮させ、健全で多様な森林を育成していくためには、森林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、国の補助制度や森林環境税を有効に活用し、適正な森林の管理を推進します。

また、県民や企業、NPOなどの団体と行政が一体となった森林の整備や、管理体制の構築に取り組むとともに、森林に対する理解の促進や触れ合う機会の創出を図ります。

主な取組み

1 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を進めるとともに、広葉樹等の植栽など、地域に応じた育林に取り組めます。

また、GISやGPSを活用した境界の明確化に取り組むなど、適正な森林管理や計画的な森林整備を促進します。

さらに、森林の乱開発を防止し、美しい森林を保全するため、保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用を図るとともに、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組めます。

2 森林に対する理解の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の気運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組めます。

3 森林づくりへの県民参加の促進

県内小学生を対象にした森林整備体験活動や水産業者等と連携した森林整備など、県民や企業、NPOなどの多様な主体が一体となった森林の整備や管理体制の構築に取り組めます。

また、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組みを支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

4 間伐材等の木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

第5章 地域別計画

1 計画策定の主旨

(1) 計画の位置付け（分野別計画との関係）

各地域で育まれてきた特性や強みを活かしながら、真の実力を兼ね備えた個性豊かな地域を形成し、長期ビジョンで描いた将来像を実現するため、重点的に推進する地域づくりの方向や施策展開の方向性を示すものです。

なお、この計画は、従来、各地方局が策定していた地域振興重点化プログラムとしての性格も兼ね備えるものであり、地方局予算等を活用しながら、より独創性・独自性を発揮した地域振興方策を展開してまいります。

(2) 計画の構成

- ・地域の特性

地域それぞれの特性や強みを掲載

- ・地域の課題

地域それぞれが抱える地域固有の課題を掲載

- ・地域振興の基本方向

地域の特性や課題を踏まえ、今後4年間で重点的に推進する地域づくりの方向や、個性ある地域づくりに直接関連する施策等を中心に記載

2 圏域の考え方

市町村合併の進展や、道路や情報通信網などの社会基盤整備の拡充に伴う生活圈域や経済圏域の広域化に加え、地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まりなど、行政課題の多様化や広域化への適切な対応が求められていることから、広域行政の中核拠点としての役割を担う東予、中予、南予の3地方局が管轄する地域を、一体的な地域づくりを推進する圏域として設定しています。

- ・東予地域（4市1町）

今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

- ・中予地域（3市3町）

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

- ・南予地域（4市5町）

宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

【東予地域：ものづくり産業を核にした地域連携による活力創造圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

東予地域は、四国の中央部に位置して四国の他の3県と接するとともに、四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、しまなみ海道を通じて広島県とも接しています。

また、東予港や三島川之江港などの重要港湾を擁し、陸と海の交通の要衝となっています。

製紙・紙加工業が集積する四国中央市、住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、半導体、造船、ビール、鉄鋼などの工場が立地する西条市、造船、タオル、石油関連の工場が立地する今治市と、地域ごとに特徴のある産業が集積し、製造品出荷額は県全体の8割近くを占め、四国一のものづくり産業の集積地となっています。

また、全国1位の生産量を誇る愛宕柿や裸麦をはじめ、水稻、野菜、果樹、養鶏など自然条件を活かした多様な農林水産業が展開されています。

東西にわたって10万人規模の4市が隣接し、それぞれに一定の都市機能を備えており、通勤通学が市町の域を越えて行われるなど、地域内交流も見受けられます。

燧灘に沿って中央構造線が東西に走り、その南には石鎚・赤石山系の山々が、また、北には多島美を誇るしまなみ地域があり、比較的温暖な気候の下、希少生物も生息する雄大で豊かな自然環境を有しています。

〔地域の課題〕

世界市場を対象に活動する企業が多く、グローバル化が進展する中で、外国企業との競争に打ち勝つために、生産拠点の海外移転も含めた検討が行われており、空洞化が懸念されています。

中核企業を支える高い技術力を有する中小企業が多く集積していますが、優秀な技能を持った職人が定年等で減ってきており、人材の確保と育成が課題となっています。

また、域内企業には、下請け体質から脱却できていない傾向もあり、異業種との交流や独自の研究開発、販路開拓などに、もっと積極的に取り組み、企業体質の強化を図る必要があります。

農業の担い手減少、耕作放棄地の増加等に加え、農産物価格の低迷や自然災害など、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている中、次代を担う人材の育成を急ぐとともに、農地の保全と有効利用、産地の育成など、地域農業を持続的に維持・発展させていく新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。

自転車で歩いても渡れるしまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、豪華絢爛なだんじり、勇壮華麗な太鼓祭り、水引き細工等伝統的な紙文化など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、全国的な知名度は低く、本州から松山・道後温泉に入る動線上にある立地を活かした観光振興を図る必要があります。

人口減少により、周辺部の地域の足となってきた生活バス路線や島しょ部の生活航路の存続が難しい状況になっているほか、医師不足によって救急医療体制の運営維持が厳しく、中心商店街も空洞化するなど、都市機能が低下する中で、高齢者など誰もが快適で安全・安心に暮らせる環境を守る必要があります。

企業や住居が密集する沿岸部に海拔ゼロメートル地帯があり、また、芸予地震や大規模な水害・土砂災害、集落の孤立化などの経験を踏まえ、地震や台風等による災害に備える必要があります。

森林が本来持っている水源かん養や地球温暖化防止等の公益的機能を高めるほか、自然公園等の適正利用の促進や生物多様性の保全を図る必要があるとともに、ものづくりの工場等が集積するこの地域では、産業の振興と調和して自然環境を守ることが必要です。

〔地域振興の基本方向〕

1 ものづくりを基軸とした足腰の強い産業基盤の形成

企業留置による雇用の確保

産業集積の中核となっている企業が生産拠点を海外等に移転することを防止するため、立地存続に必要な港湾、道路等のハード整備に取り組むとともに、企業ニーズを把握し、企業の立場に立ったフォローアップを行うことにより企業留置に努め、雇用の場の確保を図ります。

ものづくり産業を支える人材の確保・育成の支援

小・中学生を対象とした地域産業学習、工場見学や実業系の高校におけるインターンシップ体験などにより、地域産業に対する理解を促進するとともに、大学生の地元企業へのUターンを支援し、ものづくり産業を支える人材を確保します。

また、人材育成施設への支援などにより、技能継承を進め、若手技術者を育成します。

中小企業の体質強化

産業支援機関や金融機関、研究機関等と連携し、異業種交流、研究開発、販路開拓などに積極的にチャレンジできる環境を整備し、意欲ある企業、経営者を支援します。

農林水産業の担い手の育成と新しい農林水産業ビジネスの展開

企業集積地である地域の特性を活かして、企業が有するものづくり技術や販売力、経営ノウハウ等を活用し、高い能力と多様な資質を有する農林水産業の担い手を育成します。

また、一次産業と二・三次産業を結ぶ農商工連携に取り組みやすい地域の優位性を活かして、6次産業化など、農林水産業の高度化・効率化・産品の高付加価値化につなげる新しい農林水産ビジネスの展開を支援します。

2 地域資源を活かした魅力ある観光交流圏の創造

産業観光の振興

別子銅山産業遺産等の保存・活用に取り組むとともに、タオル、造船、紙などの工場、産業観光につながる資源が豊富にあることから、体験学習、修学・研修旅行の誘致や新たな視点でのツアー商品の開発などに取り組みます。

しまなみ地域の活性化

周遊・滞在型のサイクリングの普及に努めるとともに、グリーン・ツーリズムと連携して、地域住民との交流を促進することにより、サイクリストの聖地としての地位を確立します。

広域観光ルートの構築

愛媛の陸の玄関口という立地を活かして、個々の観光資源の魅力を引き出すとともに、「坂の上の雲」のまち松山とを結んだ物語性のある広域観光ルートの構築に努めます。

また、着地型観光をコーディネートする組織や人材の育成を図るとともに、地域資源を活かした土産品、「食」の開発や、滞在時間の延長や宿泊を伴う企画の商品化を促進します。

自然環境の保全とエコツーリズムの推進

加茂川・中山川河口に広がる県下最大の干潟、石鎚・赤石山系の山々、しまなみ海道周辺の島々など、かけがえのない豊かな環境とそこに生息する希少生物を保護するため、自然環境の保全やその魅力を活かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進に努めます。

3 健康と安心を支える元気あふれる地域づくり

住民の安心を支える地域医療の確保

地域の医療を地域の財産として住民が守る気運を醸成するとともに、大学、医師会、医療機関、消防、住民、行政等の関係機関が連携を図り、救急医療、災害医療、小児医療など、住民の安心を支える医療の確保に努めます。

中小企業における健康づくりの支援

住民主体の健康づくりをきめ細かく推進する視点から、特に「ものづくり」を支える中小企業

の従業員等に重点を置いて、事業主の意識改革、従業員等の健康診断・がん検診受診率の向上、生活習慣の改善など、健康づくりを進める上で重要な職域保健の充実に努めます。

社会的弱者を支えるコミュニティ力の充実

子どもや高齢者、障害者などが周囲に支えられ、住み慣れた街で、生涯、安心して暮らすことができる地域社会づくりを支援します。

4 都市機能の充実・再生と災害対応力の強化

地域内連携の推進

共通する地域課題に対応し、都市機能のより一層の強化を図るため、地域内の市町はもとより経済関係団体をはじめ各種団体の地域内連携を推進します。

交通ネットワークの充実

今治小松自動車道の早期全線開通や国道 11 号の渋滞緩和対策などの主要道路整備や、離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路など、公共交通機関の利便性の向上を図るほか、住民ニーズに応じた福祉バスやデマンド交通（乗合タクシー）などを適切に組み合わせることにより、まちづくりの基盤となる交通ネットワークの充実に取り組みます。

都市環境づくりの推進

地元企業及び地域住民との連携・協力による中央分離帯の防草対策など、創意工夫による維持管理手法により、コストの縮減を図り、道路施設等の効率的・効果的な管理に努めながら、快適で安全な都市環境を維持します。

都市機能がコンパクトに集積したまちづくりの推進

子育てや地域情報発信等に関するNPO等を育成するなど、住民と協働したまちづくりを支援するとともに、地域コミュニティの核となる中心市街地・商店街の活性化に取り組み、子どもや高齢者、障害者など、すべての住民にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを推進します。

地域と企業等の連携による防災力の強化

河川等の防災施設の整備を推進するとともに、行政や企業、住民が連携・協力して防災力の向上を図るため、企業と地元自治組織等との災害時応援協定締結などを支援します。

企業に隣接する地域の安全対策の向上

石油コンビナートや化学工場などの製造施設に起因する二次災害への安全対策の周知徹底を図ります。

森林の適正管理の促進

16年災害を教訓として、森林が本来持っている水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を高めるため、森林の適正管理を促進します。

【中予地域：人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する高機能圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

中予地域は、重信川流域に広がる松山平野が、海岸部に穏やかな瀬戸内海を臨み、緩やかな丘陵が緑を彩りながら、山間部の石鎚国定公園へとつながるなど、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。

中予地域は、本県の人口の4割強の人口を擁し、その中核都市である松山市では人口集中が進む一方、久万高原町をはじめとする山間部、島しょ部では過疎化・高齢化が急速に進行しています。

松山市を中心とする都市部は、県内随一の商業機能に加え、医療、教育、文化、スポーツ等の施設が集積し、県内最大の観光地である道後温泉をはじめとして歴史や文学にまつわる観光資源が数多く存在しています。

また、美術館や博物館などの文化拠点施設を中心に幅広い文化活動や交流が行われており、本県の産業や観光、文化など様々な分野のリーディングゾーンとなっています。

産業面では、化学繊維、一般機械、食品加工などの大手製造業が着実に成長する中、近年では太陽光発電関係企業等も立地するなど、個性的な産業が地域に根付きつつあります。

一方、農林水産業を主たる産業とする地域においては、紅まどんな、せとか、キウイフルーツ、栗などの果樹、高冷地特有の気候を活かし環境に配慮したトマト、ピーマンをはじめとする高原野菜や清流米などの多様な農産物、豊かな森林資源を活かした木材、シラスやハモなどの水産物など、地域の特色のある農林水産物も盛んに産出されているほか、豊かな自然と美しい景観は、観光資源として高いポテンシャルを有しています。

〔地域の課題〕

中予地域では、行政機関や企業、大学等の教育機関が松山市を中心とする都市部に集積するという特性を活かし、地域間競争が激化する中、中予地域のみならず、愛媛全体の活性化を牽引する新たな取り組みが求められています。

また、空や海の玄関口を持つ地域特性を一層発揮し、これまでの観光資源に加えて、新たな観光手法の推進などに取り組み、ドラマ「坂の上の雲」効果を一過性に終わらせないよう継続的な観光誘致施策を効果的に展開する必要があります。

松山市を中心とする都市部では、公園や下水道施設の整備、道路の渋滞の解消や歩行者等の安全確保など、都市機能の強化に加え、多様な水源の確保など水資源対策が急務になっているほか、都市近郊の豊かな自然環境の保全と環境に関する理解の促進が課題となっています。

一方、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島しょ部では、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっており、その解決のためには、依然として遅れている社会資本整備、地域福祉の推進、若者の定住促進のほか、集落とNPO法人やボランティアとの交流や協働、都市と農村の交流、都市部が有する高次的都市機能の活用など、新たな仕組みづくりが求められています。

県内人口の4割強を擁する中予地域では、大規模災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療など関係機関の十分な対応が今まで以上に求められています。

また、松山市など都市部には、救急医療機能が集中しており、地域全体での安全・安心な地域医療の推進が求められています。

中予地域には魅力ある産業が数多くあるものの、魅力の周知が不十分であったり、地元消費者へのアピール度が低い農林水産物もあることから、従来の流通システムや消費性向にとらわれない新しい発想により消費者や異業種間の連携を進めるなど、さらなる活力ある産業づくりへの取り組みが課題となっています。

〔地域振興の基本方向〕

1 人・モノ・情報のネットワークづくり

産学官連携による人材の育成

行政機関や企業、大学等の教育機関が中予地域に集積している強みを活かして、これからの愛媛を力強く牽引する人材を育成するとともに、人材育成・活用ネットワークを構築し、新たなイノベーションの創出や産業技術への応用につなげます。

交流による魅力とにぎわいの創出

最近の農山漁村における体験・交流型のグリーン・ツーリズムに対する人気の高まりや、団体旅行から個人旅行への観光形態の変化、外国人観光客の増加、地域内の山間部への新しいアクセス網の整備、さらには身近なスポーツを通じた健康志向の高まりなどを踏まえ、中予地域にある自然、歴史、文化、施設などの資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ルートの設定・PRに努めるほか、産業観光やヘルスツーリズムなど、新たな手法の観光の推進、観光標識・観光案内の充実等に取り組むことで、地域内外の人の交流を活発化させ、新たな魅力とにぎわいの創出につなげます。

2 県民が快適に生活できる環境づくり

都市機能の強化や地域活性化を支える社会資本整備の充実

県都を抱える中予地域の都市機能を高めるため、松山外環状道路やJR松山駅付近連続立体交差事業などに重点的に取り組むとともに、過疎化・高齢化が著しく進展している山間部・島しょ部においては、遅れている社会資本の整備や生活交通の維持確保に努め、その活性化を図ります。

環境に優しい地域づくりの推進

松山市を中心とした都市部における身近な環境問題への理解促進と、快適な都市空間の形成を図るため、中予地域に集中している環境関連機関や教育関係者と連携した環境教育・学習の推進に努めます。

また、都市近郊や中山間地域において、森林や水田の適正な管理・保全を進めるとともに、その水源かん養等多面的機能を活かした環境保全モデルづくりに取り組みます。

支え合う福祉社会づくりの推進

人口が集積する中予地域では、高齢者、障害者、子どもの福祉分野における多種多様な課題が山積しているため、住民やボランティア、NPO、各種団体など、地域の多様な主体が協働して、高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる地域づくりに取り組むとともに、大学や研修施設が集積している強みを活かして専門性のある研修事業を実施するなど、人材の育成を進め、福祉サービスの向上につなげます。

3 県民の生命・財産を守る体制等の整備

地域の防災力強化

本県の4割強の人口を擁する中予地域においては、地震や原子力災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療、自主防災組織等の防災関係機関が連携して防災体制の強化を図るほか、自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成や積極的活用、産業基盤の保全、防災施設の整備等、災害に強い地域づくりに取り組みます。

質の高い医療提供体制の充実

地域としての総合的な医療体制を確保するため、都市部に集中する医療機能の活用により山間部や島しょ部の医療体制の補完を図るほか、救急医療体制の維持・確保や、かかりつけ医と二次医療機関等との医療連携に取り組むとともに、軽症患者の救急利用抑制に向けた県民の意識啓発に努めます。

食の安全・安心の強化と消費者の自立支援

食品流通の広域化・複雑化に伴う食に対するリスクの高まりや、悪質商法などの消費者トラブルの増加に対応して、関係機関と連携しながら、相談・監視体制の強化と消費者の自立支援に取り組めます。

4 活力ある産業づくりの推進

産業を担う人づくりと企業誘致の推進

次代を担う若者と、中予地域に数多く存在する魅力ある地域産業や地域の農林水産業等との触れ合いの機会を提供し、若年期から相互理解を深めることにより、中予地域の産業を担う人材の育成や求人と求職のミスマッチの解消につなげます。

また、市町や関係団体と連携し、新たな企業の誘致にも取り組めます。

魅力ある商店街づくりの推進

大消費地を抱える中予地域では、魅力次第で商店街の集客力を高めることが可能であることから、商店街でのにぎわい創出や地域コミュニティ機能を強化し、商店街に商品販売の場としての役割だけでなく、社会的・文化的な情報発信や地域コミュニティの担い手としての役割を持たせるよう支援し、郊外店に匹敵する魅力ある商店街づくりにつなげます。

魅力ある農林水産物の競争力強化

県内最大の消費地である松山市を抱える地域特性を活かして、中予地域の魅力ある農林水産物について、農林水産業者と商工業者の連携を図りながら、新たな販売ルートの開拓や需要の掘り起こしなどを行い、地産地消の推進と生産者の所得の向上に取り組むほか、農林水産業の経営基盤強化を図るため、経営の自立に向けた取組みを支援します。

中山間地域農林業の活性化の推進

耕作放棄地が増加している中予地域の中山間地域農林業の活性化を図るため、新たな生産技術の速やかな普及や、鳥獣害防止対策、農・林業生産基盤整備、放牧の推進など、総合的な対策に取り組めます。

また、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保のため、高齢農業者が栽培しやすい作目の導入と普及に加え、道の駅等の直売所とのネットワーク化や都市消費者との交流を促進します。

森林資源の活用

豊富な森林資源を有する中予地域の中山間地においては、これまで育ててきた森林資源を活用していく時代を迎えており、木材の安定供給から加工販売までの総合的な取組みを推進し、成長産業への育成を目指します。

【南予地域：豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

南予地域の総面積は約2,523 km²で、県下の44.5%を占めていますが、その大半を山林が占める典型的な中山間地域となっています。

気候は比較的温暖で、四国カルストや日本一細長い佐田岬半島、リアス式海岸の続く宇和海沿岸など、豊かな自然と美しい景観に彩られています。

多くの歴史的な文化遺産や史跡が残るとともに、日々の暮らしにおいて伝統的な習俗・文化などが数多く伝承されており、穏やかで情緒あふれる地域を形成しています。

産業分野では、日照条件に恵まれた傾斜地における全国一の生産量を誇るかんきつ農業をはじめ、豊かな森林資源を活かした林業やしいたけ栽培、酪農や肉用牛・豚などの畜産業、リアス式海岸の波静かな入江を利用したマダイ、ブリ、真珠、真珠母貝などの養殖業など、多彩な農林水産業が展開されています。

〔地域の課題〕

南予地域の人口は約29万人で県全体の19.8%であり、平成22年国勢調査における人口等基本集計結果では、この5年間の人口減少率が7.0%と県全体の2.5%を大きく上回るとともに、平成23年4月の高齢化率においても32.3%と県平均の26.1%を大きく上回り、人口減少に歯止めがかからず高齢化が進展しています。

四国で唯一の原子力発電所の安全対策の強化はもとより、大部分が山地で、まとまった平地が少なく、河口や入江、河川流域に市街地や集落が密集しており、台風や豪雨の自然災害に備えた肱川をはじめとする河川や海岸の治水・高潮対策や、今世紀前半の発生が懸念されている南海地震による津波等への早急な対策が求められています。

深刻な医師不足による地域医療の崩壊を防ぐため、保健・医療・福祉が連携した一体的なサービスの提供など、住民が安心して暮らすことのできる環境づくりをはじめ、生活交通の維持確保など過疎地域の振興対策が求められています。

販売価格の下落や後継者不足等により、基幹産業である農林水産業が低迷していることに加え、企業の撤退などにより地域経済が疲弊し、雇用環境も悪化しており、各産業の底上げと産業間の連携が強く求められています。

地域産業や観光交流の振興、流通の促進などを図るとともに、災害から県民の生活と暮らしを守るためにも、東・中予地域に比べ遅れている高速道路の延伸などの社会基盤の早急な整備が求められています。

〔地域振興の基本方向〕

1 安全・安心な暮らしづくり

伊方原子力発電所に対する安全対策の推進

伊方原子力発電所において緊急事態が発生した場合に、地域住民へ迅速かつ正確な情報が提供されるよう行政と事業者、地域が一体となった情報連絡体制の構築に努め、住民の避難路・避難港の整備や関係市町の避難計画の策定支援を行うとともに、広域における住民の避難・誘導方法の検討や、避難者受入れ体制の整備に努めます。

南海地震等に備えた地域防災力の向上

地域の人命・財産を守るために肱川の河川整備などの治水・土砂災害防止対策の推進に取り組むとともに、南海地震等の大規模災害の発生に備え、緊急輸送道路の整備や孤立集落の発生を抑制するための道路整備、災害に強い港湾の整備、海岸保全施設等の基盤整備を推進します。

また、市町が策定する災害時要援護者避難支援プランにおける個別計画の策定促進、自主防災組織の活動支援により、地域全体の防災力アップに努めます。

地域医療体制の拡充強化

地域医療及び救急医療体制の維持確保を図るため、効率的な医療体制について各種協議会等で、取組方策等の検討を続けるほか、保健・医療・福祉の連携を促進し、切れ目のないケア体制の構築を図るとともに、地域住民に対し適正受診の普及啓発や救急医療の現状及び医療に関する知識の理解促進を図ります。

また、初期救急医療体制の整備や救急医療従事医師の確保に努め、病院等の建替え・新築工事等を支援するなど、医療提供体制の拡充強化を図ります。

高齢者が安心して暮らせ、元気に活躍できる地域社会づくりの推進

3人に1人が高齢者である南予地域において、高齢者が地域でいきいきと生活するための応援体制づくりが重要です。

このため、豊富な経験や知識を有する高齢者が、次世代育成や地域の絆づくりの積極的な支援者として活躍することができる地域づくりに努め、世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域社会づくりを推進します。

また、高齢者が安心して暮らせるよう関係団体との連携・協力を推進し、介護従事者の資質向上を図るなど、高齢者に対する支援体制の充実に努めます。

2 活力ある産業づくり

農家の所得向上と産地の活性化

新規就農者の確保・育成に努め、消費者嗜好や市場ニーズの多様化に適応した有望品種の導入や品種転換を図るとともに、ブランド化や6次産業化による付加価値の高い新たな加工品の創出や販路開拓に取り組み、消費・販売拡大のためのPRを積極的に展開することで、農家の所得向上と産地の活性化を図ります。

鳥獣害防止対策等による地域農業の振興

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等に対応するため、農作業の省力化や鳥獣害防止のための施設整備の取組みを総合的に支援し、産地の生産体制の強化を図ります。

地域材の利用促進による林業の振興

南予地域に豊富なヒノキなどの森林資源を活かし、林業経営の基盤づくりを進めるとともに、地域材の利用を促進することにより、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進します。

もうかる漁業の確立等による水産業の振興

漁業の担い手育成に積極的に取り組むとともに、適正なマグロ養殖やマハタ・クエ等の新しい養殖魚種の開発・実用化、愛媛真珠のブランド確立や真珠母貝の生産体制強化に取り組むほか、新たな流通販売体制づくりや海外輸出の促進等により、もうかる漁業を確立し、地域の水産業の振興に努めます。

産学官連携等による農林水産業の活性化

これまで素材にとどまっていた優れた県産品を発掘し、産学官連携拠点である愛媛大学南予水産研究センターや植物工場南レクアグリパーク等において、効率的な生産技術の実用化を図り、食の安全・安心意識の高まりなど、多様な消費者ニーズに対応した新たな加工商品の開発や高付加価値化、新たな魅力を持った商品のブランド化により、地域の農林水産業の活性化に努めます。

企業の誘致・留置対策の推進

行政・民間関係者が連携して企業に関する情報の共有化に努め、企業立地に係る課題の洗い出しや解決策の検討を行うとともに、立地環境の整備・充実に努めることにより、地域の雇用創出につながる企業誘致を推進します。

また、訪問活動等を通じて既存企業との密接な情報交換を図り、企業の要望・意見へのきめ細かな対応により、地域外への流出を防止する留置対策に努めます。

3 訪れたいまちづくり

「えひめ南予いやし博 2012」開催を契機とした交流人口の増加

高速道路の宇和島延伸を契機として、「えひめ南予いやし博 2012」をはじめとする各種イベントの開催や、南レク公園など余暇施設の充実等により、観光資源の魅力強化に努めるとともに、これまで守り育ててきた美しい町並みや豊かな自然あふれる生活環境など、癒しの空間としての南予の魅力、県・市町・関係団体が連携して、強力に絶え間なく発信し、南予への人の流れをつくり、交流人口の増加と南予地域への移住・定住の促進に努めます。

市町の広域連携など地域連携の強化

スケールメリットを活かし南予の9市町が一体となって取り組む広域連携事業について支援を行うとともに、産直施設等のネットワーク化を図り、地域に点在している特産品等の情報の集約に努めるなど、各施設共同のイベントや産品販売等を通じて、南予地域が一体となって情報発信に取り組みます。

4 地域を支える基盤づくり

高速道路及び生活道路網の整備促進

地域産業や観光交流の振興、地域医療体制整備の基盤となり、災害時の緊急輸送道路及び避難路として重要な役割を持つ高速道路（津島道路（仮称））や地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道）等の幹線道路網、地域住民の暮らしに不可欠な生活道路網など、交通ネットワークの形成に努めます。

生産基盤の整備促進と港湾の機能強化

愛媛の食糧供給基地である南予の農林水産業を支える生産基盤の整備促進と物流基盤の拠点としての港湾の機能強化に努めます。

生活交通の維持確保と利用促進

地域住民の日常生活における足を確保し、すべての人々が安全に安心して過ごせる、快適な地域社会を実現するための生活バス路線や離島航路及びJR予土線など地域の鉄道路線の維持確保と利用促進を図ります。

推進姿勢

「えひめ力を総結集した県政の推進」

～ 挑戦・連携・創造が拓く未来に向かって ～

「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を実現するために当面必要と考える施策の方向性と主要な取組みを分野別計画及び地域別計画として表しましたが、これらの施策を進める際の県の基本的な姿勢を「挑戦」「連携」「創造」という3つの視点でお示します。

県では、この姿勢に基づき、県民の皆さんをはじめ、企業、市町、各種団体など、愛媛のあらゆる主体が持つ様々な力を県政を推進する「えひめ力」として総結集し、果敢に未来を切り拓きながら、着実に愛媛づくりを進めていきます。

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

閉塞感がまん延している現状を打破し、地域の活力を再生するためには、地方が住民とともに独創的で自立した行政運営を行うことができる真の分権型社会に改革することが不可欠と考えますが、国における改革は、内容、スピードともに十分とは言えません。

県では、三位一体改革による地方交付税等の大幅削減などにより窮地に陥った財政状況を打開するため、徹底した事務事業の見直し、職員数の削減や臨時的な給与カット、大規模事業の原則凍結、県有財産の計画的売却など、国を大きく上回る思い切った財政構造改革を断行し、行政サービスの水準を可能な限り維持しつつ、持続可能な財政構造の確立に力を注いできました。

その結果、臨時財政対策債を除く県債残高を年々大幅に減少させたほか、枯渇するおそれのあった財源対策用基金を積み増すことにより、目標としていた残高 200 億円を達成するなど、財政再生団体への転落を回避することができましたが、本格化する人口減少や急速な高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が確実視される一方で、国の財政運営や経済の先行きが不透明な中、今後の国の地方財政措置等の動向によっては、県政運営を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すのではないかと懸念されています。

このような状況の中、県では、引き続き、自らの行財政改革を徹底するとともに、国に対して、真の分権型社会の実現を強力に訴えていきます。

(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦

地方分権改革とは、国と地方の明確な役割分担の下、それぞれが独立した権限と自らの税財源を持つことにより、地方が独創的で自立した行政運営が行えるような新しい国の形をつくることです。

そのため、国に対して、地方のあるべき役割分担の姿を積極的に提示し、それに見合った権限と財源の移譲を確実に行うよう、強く主張していきます。

特に、依存財源が歳入の過半を占める本県の財政構造を踏まえ、国に対して、社会保障関係経費の増加等に見合った地方交付税の確保をはじめ、税制抜本改革や社会保障と税の一体改革における地方消費税の拡充等の地方税財源の充実・強化を強く求めていきます。

一方で、地方分権は、地方にとってバラ色の未来を約束するものではなく、地方の行財政運営の自由度を増すものである以上、自立への覚悟が求められます。県自らも「自主・自立のえひめ」を目指して、一層の行政改革に取り組んでいきます。

(2) 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦

社会経済情勢が急速に変化する中で、県民ニーズに柔軟に対応しながら行政サービスを提供し続けるためには、人材や財源、資産など、県が持つあらゆる行財政資源を総動員して、最大限有効に活用する視点が欠かせません。

このため、県では、厳しい財政状況を踏まえた定員の適正化や適切な給与水準の維持、職員の能力を効果的に引き出すための人員配置や簡素化・効率化を基本とした機動的で足腰の強い組織体制を目指した不断の取組みを進めるほか、事務事業評価の徹底などにより、事務事業の効率的な執行や一層の無駄の排除に努めるとともに、県有の土地や建物などの既存ストックを有効に活用する観点でファシリティマネジメントを進めるなど、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう機能的な組織・業務体制の構築に取り組めます。

(3) 財政の健全化に向けたさらなる挑戦

これまで取り組んできた財政構造改革の成果も踏まえながら、新たに財源対策用基金残高や実質公債費比率等の具体的な数値目標を掲げた「財政健全化基本方針」を策定し、財政健全化と重点化分野への施策展開との両立を図ります。

今後は、この方針に基づき、「あれもこれも」から「あれかこれか」の厳しい選択を徹底した事務事業見直しによるスクラップアンドビルド等を通じて、メリハリの利いた予算編成に取り組むとともに、県税の徴収率向上や滞納額の縮減、広告料収入の確保、遊休県有財産の売却や貸付けによる利活用に取り組むなど、歳入歳出両面からの取組みを進め、将来負担の軽減を図ります。

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

今後の地域づくりにおいて、複雑多様化した行政課題に的確に対応するためには、行政によるサービス等の提供に加え、地域自らが主体的に考え出した地域ならではの解決策に取り組むことが欠かせません。

現在、こうした活動は、住民のみならず、NPOや大学、さらには企業などの多様な主体によって支えられ、徐々に広がりを見せつつありますが、地域の実情や個性に応じた取組みを進める上で、住民に最も身近な存在である基礎自治体としての市町の役割は極めて重要です。

県では、「住民主体、行政参画」を県政運営の基本的な方向として位置付け、県民主役の県政を進めるため、まずは、市町の役割を重視しながら対等な立場で連携を深めつつ、県民やNPOなどの多様な主体の結節点となって連携・協働を進め、地域の自発的な活動を後押ししながら、県民が望む地域づくりにつなげていきます。

また、広域化した政策課題への対応、スケールメリットによる効率化、国内外を視野に入れた発信力や競争力の強化などを図る観点で、近隣県等との連携した取組みも進めていきます。

(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携

県では、対等の関係にある基礎自治体との間で、組織の垣根を越えた行政改革に取り組むとともに、地方分権の下、市町の役割と機能を重視する観点から「県・市町連携政策会議」を設置し、県内市町との政策の連携・一体化を進めます。

これにより、県と市町の二重行政の解消を図るとともに、県と市町が連携して取り組む必要がある課題については、企画段階から協議して施策の具体化を図るなど、総合力の発揮に努めます。

加えて、市町において的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する相談・サポート体制の構築に取り組みます。

また、県職員には住民目線で仕事を行う機会となり、市町職員には広域的な行政に携わることのできる「相互交流」に積極的に取り組み、相乗効果による双方の職員能力の向上や交流職員を絆とした連携の強化に努めるとともに、市町の行政改革に向けた取組みの促進、県からの権限移譲の推進などを通して、市町の行政機能の強化を図ります。

(2) 多様な主体との協働・連携

県民主役の県政を推進するためには、県民との間に信頼関係を築くことが不可欠です。県では、様々な手段を使って県民の意見や要望に真摯に耳を傾け、各種施策への反映に努めるとともに、積極的に県政情報を発信するなど、県民への説明責任を果たすことにより、開かれた県政を実現します。

また、NPOなどとの協働や大学・企業などとの産学官連携、民間のノウハウや経営感覚の活用などにより新たな施策展開につなげるほか、規制緩和の推進などにより、多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かして自由に活動できる環境を整備するとともに、これらの主体同士を結び付ける機会の提供に努めます。

(3) 広域的な視点による他地域との連携

交通網や情報網の発達により、日常生活や産業における活動範囲は拡大しており、1つの県では対応できない課題や隣接県との共通課題など、広域的な視点で効率的、効果的に対応すべき政策課題が増加しています。

県では、四国知事会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、防災や観光、環境保全といった分野や国出先機関の受け皿検討など、県域を越えた広域的課題の解決に努めるとともに、職員の相互派遣等により他自治体との相互連携と協力関係のさらなる強化を図ります。

3 新たな政策と戦略の“創造”

中央集権体制は、住民ニーズが多様化した今日においては、地域の個性・文化・歴史を地域づくりに活かすことができないなど有効に機能しておらず、抜本的に見直すことが不可欠となっています。

また、国・地方を合わせた債務残高は、約900兆円に達している上、さらに拡大する傾向にあり、もはや財政が立ち行かなくなる事態が目前に迫る中で、これまでのように、国が施策メニュ

一を提示して、地方がその中から取り組む施策を選択するという手法を継続することは困難な状況にあります。

このため、地方自治体には、国主導の「メニュー選択型行政」から、自ら政策を立案し、自らの責任で実行する「政策立案型行政」への脱皮が求められており、県では、政策立案機能の強化や職員の意識改革を進めるなど、さらなる分権改革にも対応できる組織づくり、人づくりに取り組めます。

(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造

職員の仕事に対する5つの意識改革を徹底するとともに、能力・業績を重視した人事評価制度や意欲のある職員が力を発揮できる庁内公募制度、さらには、課長級昇任試験制度などを通じて、組織の活性化を図ります。

また、人材育成方針に基づく職員研修の充実・強化を図り、幅広い視野と柔軟な発想を持ち合わせた職員を育成するとともに、職員による政策提案や政策研究を推進し、諸課題に的確に対応できる知恵と工夫を凝らした政策を企画立案する能力を高めます。

さらに、部局横断的な視点で、幅広い業務に機動的に対応できる執行体制を整え、組織全体で情報共有を図りながら県政課題への対応を迅速かつ適切に決定するなど、組織の政策形成機能を高め、「政策立案型行政」への転換を図ります。

(2) 新たな戦略の創造

県民満足度の高い行政サービスを提供するため、「愛媛の未来づくりプラン」を県政運営の中心に据えた上で、県民ニーズの把握や施策効果の検証などに基づき、次年度の施策展開の方向等を検討し、特に重点的に取り組む施策分野等を「重点戦略方針」で毎年度明らかにします。

そして、その方針に沿って、限られた財源を優先的に投入しながら、プランを予算編成に色濃く反映することにより、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一連のサイクルで実施するマネジメントシステム(PDCAサイクル)を構築し、この運用を通して、施策や事業の取捨選択、企画立案等を行うことで戦略的な県政運営を推進します。

アクションプログラム編パブリックコメント（案）に対する委員意見への対応状況一覧

意見概要	対応状況
1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ～次代を担う活力ある産業を“創る”～	
活力ある産業づくり	
施策1 地域に根ざした産業の振興	
指標で、従業員1人当たりの付加価値額は、雇用者を下げると可能となるので、一方で雇用者数の増減も対比で見えていくことも必要。 【園部委員】	原案のとおり 当該指標は、主に当該施策の主たる取組みの1つである経営革新支援の成果を見るため設定しようとしているものであり、より少ない従業員で同一の付加価値を生み出すことは、正にこの施策の目標とするところであるため。 【経済労働部】
「中心市街地・商店街の活性化」において、商店街のにぎわいとコミュニティ機能の回復を図るとともに、・・・商店街の活性化を支援するとありますが、成果指標には、商店街の空き店舗率が、18.4%（H22年度・H26年度）と変わらない数値が掲げられています。目標数値として現状維持を掲げるよりは、少しでも向上することを目指した方がよいのではないのでしょうか。（文書） 【桐木委員】	意見のとおり修正 目標値を「18.0%」に修正する。 【経済労働部】
空き店舗率は減少を目標に。新規指標として、商店街来客数、新規開業数（あるいは率）、経営相談・指導件数、廃業件数（あるいは率）（文書） 【東淵委員】	原案のとおり 商店街来客数、新規開業数（率）は統計データが存在しないこと、経営相談・指導件数はアウトカム（成果）でないこと、廃業件数（率）は5年間隔（予定）の調査であり、毎年度の推移は把握できないことから、成果指標とすることは適当でないと考えます。 【経済労働部】
施策3 戦略的な海外展開の促進	
新規指標として、海外に販売拠点をもつ企業数（文書） 【東淵委員】	意見のとおり修正 指標に「海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数」を追加する。 【経済労働部】
施策4 新産業の創出と産業構造の強化	
成果指標として、県内特許権登録数が挙げられ、H26年度は全国平均値とされていますが、現状の863件が全国平均値と比べてどの程度の数値であるのかわかるようにしてはいかがでしょうか。また、全国平均値とは、どのような計算式において算出されたものかお示しいただければありがたいです。（文書） 【桐木委員】	意見を踏まえ一部修正 県内特許権登録件数の全国平均値を備考欄に記載する。 なお、21年の全国平均値は、県内特許登録件数（863件）を人口1万人当たりの全国平均値（全国特許権登録総数186,885件÷全国人口（22年国勢調査）12,806万人＝14.59件）に愛媛県の人口（143.1万人）を乗じて算出した1,833件となる。 【企画振興部】
産業を担う人づくり	
施策5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化	
求人と求職者のミスマッチについて、本県は、若年者の離職率が全国平均より高いことが問題視されています。成果指標としてこれらを掲げてはいかがでしょうか。（文書） 【桐木委員】	原案のとおり 若年者の離職率については、厚生労働省の調査データ（中学・高校・大学等卒業後3年以内の離職率）が一般に使われているが、事業実施年度と成果指標の確定値が出る

<p>新規指標として、離職率（高校・大学）(文書) 【東澁委員】</p>	<p>時期に大きなタイムラグがあり、成果指標とすることは適当でないと考える。 ・平成23年度卒業生（平成24年3月卒）の結果が確定するのは、平成28年8月頃。 ・現在時点で、直近の確定値は、平成18年度卒業生。 【経済労働部】</p>
<p>施策6 快適な労働環境の整備</p>	
<p>成果指標の「個別労働紛争あっせん件数」は、現状値が12件で目標値も12件。12件というのはどういう意味があるのか。 もし、成果指標とするなら、解決の件数/あっせん件数を指標とすると、納得できる指標になるのではないのか。 【東澁委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 新規指標として提案いただいた育児休業制度普及率を参考に、「育児休業取得率（女性）」に変更する。 【経済労働部】</p>
<p>取組みの方向として、「男女が共に働きながら子育てしやすい職場環境づくりを促進する」ことが挙げられていますが、高齢化が著しい本県においては、介護も視野に入れて施策を構築する方向性を打ち出してはいかがでしょうか。(文書) 【桐木委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 主な取組み1を「<u>…育児や介護のための短時間勤務制度等の導入を促進するための企業への助成などを通じて、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。</u>」に修正する。 【経済労働部】</p>
<p>新規指標として、育児休業制度普及率、介護休暇制度普及率、年次有給休暇取得率(文書) 【東澁委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 新規指標としてより適切な育児休業制度普及率を参考に、「育児休業取得率（女性）」を追加する。 【経済労働部】</p>
<p>農林水産業の振興</p>	
<p>施策7 力強い農林水産業を支える担い手の確保</p>	
<p>主な取組み「5 各種団体の健全化・組織力強化」について、このままだと団体に対して監督行政しかないのかという感じがするので、行政と団体との連携体制、あるいは地域活性化のための場を充実など、積極的、前向きなことを書いた方が良いのではないのか。 【大隈委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 推進姿勢等でも連携を重要と考えていることから、文中に「適切な統廃合を促進するほか、<u>各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の…</u>」と追加する。 【農林水産部】</p>
<p>漁業就業者数の目標値は、現状を下回る7,300人以上とされていますが、減少はやむを得ないということでしょうか。(文書) 【桐木委員】</p>	<p>原案のとおり 本県の漁業就業者は、高齢者の割合が高いため、引退(リタイア)に伴う減少が今後も続くと予想されるが、新規就業者の確保や中核的な漁業者の育成を積極的に推進することにより、平成27年度に7,000人(平成26年度に7,300人以上)を確保することを目指しているため、変更はしない。「水産えひめ振興プラン」の目標値。 【農林水産部】</p>
<p>漁業は、たぶん新規就業者の数を示すことが困難なため、絶対数で示し、それも減少するものという控えめな数字になっています。農業は新規就農の微増ということで、わずかながら就農者増への意欲を示したものとなっています。これらに対し、同じ第1次産業でも、林業は新規就農を2倍とみており、相当意欲的ですが、この意欲の裏打ちとなる取り組みは何か「主な取組み」からだけではよく見えてきません。あまり目標値の差にこだわるつもりは</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 新規林業就業者数の指標は、「累計」で表示していたため、ご指摘のようになっていたものである。農業・水産分野との整合を考え、同様に「単年」の数値を採用する。 【農林水産部】</p>

ありませんが、農と漁に比べて林が目立つ。(文書) 【大隈委員】	
施策 8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備	
新規指標として、間伐実施面積(文書) 【東淵委員】	原案のとおり 施策 8 では、農林水産業の振興のための基盤整備について記載していることから、木材生産を増大させ、林業経営を成り立たせるための取組みとして最も重要な課題である集約化・団地化の面積を指標としているところである。 なお、間伐実施面積については、森林の育成や水源かん養機能の向上につながることから、施策 30 及び 54 の指標として設定している。 【農林水産部】
愛媛ブランドの確立	
施策 11 愛媛の魅力発信力の強化	
県HPへのアクセス件数は、HP全体ではなく、HPの観光などの特定ページへのアクセス件数にした方がよいのではないか?入札等の魅力発信とは関係ないところは除外した方がよいのではないか。(文書) 【池田委員】	原案のとおり 当該指標はホームページ全体のアクセス件数ではなく、トップページへのアクセス数としている。 県の魅力発信は観光分野だけでなく、産業や農林など多様な分野にわたるため、様々な県政情報への入り口となるトップページが、情報発信効果を直接的かつ安定的に把握できる数値であると考えます。 【企画振興部】
観光立県えひめの推進	
施策 12 魅力ある観光地づくり	
新規指標として、観光ホームページアクセス数(文書) 【東淵委員】	原案のとおり この施策を測る指標として、現在設定している「観光客数」と「観光消費額」が最適であり、観光HPによる情報発信は、これらの結果(指標)を導く一部の手法であるため、この施策の指標としては適当でないと考えます。 【経済労働部】
施策 13 国際観光の振興	
新規指標として、観光情報の外国語HP開設市町数、外国語による観光パンフレットを備えている市町数(文書) 【東淵委員】	原案のとおり 観光情報の外国語HP開設市町数、外国語による観光パンフレットを備えている市町数は、市町の自主的な取組みであり、施策 15 の指標として提案いただいた国際会議・コンベンション開催件数がより指標として適当と考えます。 【経済労働部】
交流・連携の推進	
施策 14 広域交流・連携の推進	
4県連携施策数の目標値は現状維持ですが、もう少し高い目標を掲げてはいかがでしょうか。(文書) 【桐木委員】	意見を踏まえ一部修正 時代の要請に合わせた施策のスクラップアンドビルドは不可欠であるが、変容する四国の諸課題に対応するには新たな取組みも求められることから、目標値を現状値以上の30施策に設定する。 【総務部】
4県連携施策数の目標値が現状と同じだが、強化するという方向を出すには、増やしたほうがよい。(文書) 【東淵委員】	
施策 15 国際交流の推進	

<p>新規指標として、国際会議・コンベンション開催数、留学生・研修生等の受入数・派遣数の合計（文書）</p> <p>【東洲委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>国際会議・コンベンション開催件数は、観光客誘致の観点から会議等の誘致を行っていることも勘案し、施策 13 の指標として採用することが適当と考える。</p> <p>留学生数・研修生数は、既に外国人登録者数が指標になっており、その内数であるため、指標として適当でないと考える。なお、研修生は、企業等で労働に従事する技能実習生が大半であるため、国際交流の指標にはなじまない。</p> <p>県民の海外での留学・研修者数については、把握可能な統計がないため指標として適当でないと考える。</p> <p>【経済労働部】</p>
<p>交通ネットワークの整備</p>	
<p>施策 16 広域・高速交通ネットワークの整備</p>	
<p>ＬＣＣの路線誘致について取り組んではどうか。（文書）</p> <p>【池田委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>意見趣旨は施策 16 に盛り込み済み。</p> <p>国内線にもＬＣＣが参入する中、その動向を把握するとともに、既存路線との兼ね合いを考慮しながら、ＬＣＣ就航の可能性を探ってまいりたいと考えており、主な取組み「3 松山空港の機能強化」に「利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成の実現」と記載。</p> <p>【企画振興部】</p>
<p>愛媛発着の貨物流動数の目標値が現状と変わらないが、現状維持でよいか。（文書）</p> <p>【東洲委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>貨物流動数（貨物移動トン数）は、年度による増減はあるものの、総じて減少傾向（16 年度 176,574 千トン 21 年度 138,953 千トン [21.3%]）にあり、現状よりも更に減少することのないよう、広域・高速交通ネットワークの整備を進めことにより、現状維持を図ることを目標にしたいと考えている。</p> <p>【企画振興部】</p>
<p>施策 17 地域を結ぶ交通体系の整備</p>	
<p>現状維持の目標値が多いのですが、やむを得ない数値でしょうか。（文書）</p> <p>【桐木委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正</p> <p>「過疎・離島地域の地域交通の路線数」、「県内の主要公共交通機関の年間輸送人員」については、人口減少やモータリゼーションの進展、高速道路料金施策の影響等により公共交通機関の利用者が減少し、減便や路線廃止が行われるなど、減少傾向にあることから、公共交通の維持・確保に取り組み、現状よりも更に後退することのないよう、現状維持を目標値にしているもの。</p> <p>[参考]</p> <p>(1) 17 年度 580 路線 22 年度 572 路線</p> <p>(2) 16 年度 45,394 千人 21 年度 43,077 千人</p> <p>なお、「県内輸送量に占める公共交通機関構成比」については、過去 6 年間の平均値（H16～21）である 5.53% 以上を目指して、5.6% を目標値に設定する。</p> <p>【企画振興部】</p>
<p>2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～</p>	
<p>参画と協働による地域社会づくり</p>	

施策 19 男女共同参画社会づくり

「県の審議会における女性委員の割合」や「講座の定員に対する受講者の割合」は、既に達成しているため、もう少し具体的な別のものに替えても良い。

「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合は、知っているだけではダメ。例えば、女性の管理職の割合やDVの被害者の減少など、もう少し具体的な県民が進歩を実感できるような指標に入れ替えてはどうか。

【甲斐委員】

意見を踏まえ一部修正

本県の審議会等における女性委員の割合は、全庁を挙げた取組みにより、約110の審議会等の総計としては41.4%を達成し、国の第3次男女共同参画基本計画で掲げられている都道府県の目標値（平成27年：30%）を大きく上回っている。

しかし、個々の審議会等においては、

- ・委員の職を法律で指定されている場合がある（いわゆる充職委員）
- ・極めて専門的な知識等を必要とする分野においては、有識者に女性が少ない場合がある

など、女性委員の登用に限界がある審議会等もあること。

また、行財政改革の観点から審議会等の整理・合理化を図る「審議会等の見直し方針（第2次）」により、

- ・長期間、同一の審議会等への就任回避
- ・複数の審議会等への重複就任回避

が求められるなど、女性委員を登用する環境が厳しさを増していることを踏まえ、県男女共同参画計画で定めた「40%以上」を堅持することを目標とする。

男女共同参画については多様な意見があるが、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取組みの一つとして、国の第3次男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会という用語の周知度を100%（平成27年）にする目標が掲げられている。本県では、男女共同参画という言葉を知っている県民の割合が約3人に2人という状況であるため、国の取組みを踏まえ、周知度100%を目標とする。

「男女共同参画センターが開催する講座の定員に対する受講者の割合」については、「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合」に変更。

豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要であることから、仕事と生活の調和の進展状況を把握する指標として設定。

「女性の管理職の割合」については、5年ごとに実施される「就業構造基本調査」（総務省）の結果を待たねばならず、数値の把握ができない。

DVに関する統計数値として把握可能なものは、「配偶者暴力相談支援センターへの相談件数」や「配偶者暴力に関する保護命令発令件数」があるが、これらの数値の増加は、潜在化していたものが表面化してきたという面もあり、被害者数の増減の実態を表すものではない。

【県民環境部】

<p>県審議会の女性割合で、現状値 41.4%に対する目標値 40%以上はおかしい。もし、この 40%以上というのを使うなら、少なくとも現状よりはアップするという趣旨を注ぎ入れた方がよい。</p> <p style="text-align: right;">【大隈委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>本県の審議会等における女性委員の割合は、全庁を挙げた取組みにより、約 110 の審議会等の総計としては 41.4% を達成し、国の第 3 次男女共同参画基本計画で掲げられている都道府県の目標値（平成 27 年：30%）を大きく上回っている。</p> <p>しかし、個々の審議会等においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の職を法律で指定されている場合がある（いわゆる充職委員） ・極めて専門的な知識等を必要とする分野においては、有識者に女性が少ない場合がある <p>など、女性委員の登用に限界がある審議会等もあること。</p> <p>また、行財政改革の観点から審議会等の整理・合理化を図る「審議会等の見直し方針（第 2 次）」により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間、同一の審議会等への就任回避 ・複数の審議会等への重複就任回避 <p>が求められるなど、女性委員を登用する環境が厳しさを増していることを踏まえ、県男女共同参画計画で定めた「40%以上」を堅持することを目標とする。</p> <p style="text-align: right;">【県民環境部】</p>
---	--

健康づくりと医療体制の充実

施策 24 生涯を通じた心と体の健康づくり

<p>成果指標の「がん検診受診率」の目標値は、全て 50% 以上となっているが、現状値からは、なかなか程遠い数値ではないか。</p> <p>成果指標の「65 歳未満で死亡する人の割合」は、男性、女性とも増える目標値になっていて、悪化するということが目標となっている。現状維持が目標になっていると思うので、目標値の設定のスタンスを明確にしておいた方が、後々評価するときに、評価しやすいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【東淵委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正</p> <p>「がん検診受診率」の目標値 50% は、指摘のとおり目標と大きく剥離している状況であるが、そもそも、県が把握できる数値は「市町が行うがん検診の受診率」のみであり、市町以外で受診している職域検診や任意検診を含めた県全体の正確ながん検診受診率については、現行制度上、把握不可能（各都道府県とも苦慮している状況）であることから、当該指標では、施策の進捗状況を適正に評価することが困難であるため、成果指標から削除することとしたい。</p> <p>なお、がんの予防・早期発見、がん医療の充実など総合的ながん対策の推進に係る新たな指標として、県の取組みの最終目標である「がんによる死亡者の減少」が客観的に評価できる「75 歳未満のがん死亡者数（人口 10 万人当たり）」を追加することとしたい。</p> <p>「65 歳未満で死亡する人の割合」については、現行の県民健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」の計画終期 H24 年の目標値（男 20% 以下、女 10% 以下）を示したものである。今後の目標値については、次期県民健康づくり計画策定（H24 年度中）において改めて検討する必要があるが、現時点（H22: 男 18.1%、女 8.7%）で、当計画の目標を達成していることから、過去の推移を基に長期計画の目標値（H26 年）を新たに算定（男 16.4% 以下、女 7.7% 以下）し、設定することとしたい。</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉部】</p>
---	---

<p>新規指標として、健康寿命、基本健康診査受診率(文書) 【東澗委員】</p>	<p>原案のとおり 「健康寿命」は、健康づくりの指標としては適しているが、国が示している標準的な健康寿命の指標に係る算出方法では、国勢調査等の結果から作成した都道府県別生命表(5年毎に公表)を基礎データとする必要があり、毎年度の算出が困難であるため、今回の指標とするのは適当ではないと考える。 また、「基本健康診査」は平成20年度より特定健診に移行したため、現在、健康増進事業として市町が実施している基本健康診査は対象者が生活保護受給者等の保険者のみであり、対象者が極めて限られているため、指標とするのは適当でないと考える。 【保健福祉部】</p>
<p>施策26 救急医療体制の充実</p>	
<p>新規指標として、救急車の現場到着までの平均時間(文書) 【東澗委員】</p>	<p>原案のとおり 救急医療は救急車の現場到着では完結せず、病院等へいかに早く収容されるかが重要であることから、仮に指標として設定するのであれば、「救急車の現場到着までの時間」ではなく「救急患者の病院等収容までの時間」の方が適当ではないかと考えられる。 しかし、救急医療体制全体を考えた場合、緊急出動体制の充実などの環境整備が肝要と考えており、病院収容までの時間のわずかな短縮に拘泥すると、時間短縮自体が目的化して危険が伴う恐れもあり、適切ではないと考えている。 なお、救急患者の病院等収容までの平均時間は、年々所要時間が長くなってきており、現実的な目標所要時間を設定すると、現状よりも遅くなり、県民に誤解を招く恐れがあり、その観点からも「病院等収容までの時間」を指標として設定するのは適当ではないと考える。 【保健福祉部】</p>
<p>快適で魅力あるまちづくり</p>	
<p>施策27 快適な暮らし空間の実現</p>	
<p>に暮らしづくりと標記されているので、ここでは聞きなれない“暮らし空間”を“景観”又は“空間と景観”などと置換した方がなじみ、景観への配慮を強調できる。(54施策のタイトルに景観の二語は出ていない。) “にぎわいのあるコンパクトで人にやさしいまちづくり”の標記は、“コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくり”、もしくは“人にやさしい、にぎわいのあるコンパクトなまちづくり”ではないのか。 「4 JR松山駅周辺における都市整備」を“都市景観整備”と景観への配慮を強調できないか。(文書) 【千代田委員】</p>	<p><景観への配慮> 原案のとおり ここで言う「暮らし空間」とは、例えば、都市機能、自然環境、コミュニティ、景観など個別の事項を包括したものであり、空間と景観を対比するものではないことから、施策の名称の中に景観を出すことはなじまず、現行のままとする。 <取組みの方向> 意見のとおり修正 「コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、…」に修正する。 <主な取組み> 意見を踏まえ一部修正 主な取組み4の本文を、「…都市機能の充実した都心</p>

	の形成を景観にも配慮しながら推進します。」に修正する。 【土木部】
施策28 ICT環境の整備	
ブロードバンド契約の世帯普及率については、個人の費用負担の面もあり、100%の目標値は妥当ではないと思う。契約ではなく、ブロードバンド環境の利用可能率にしてはどうか。(文書) 【池田委員】	原案のとおり ブロードバンド利用可能世帯率は、平成23年3月末現在で99.9%に達しているが、実際にブロードバンドを利用している世帯は50.7%（世帯普及率：平成23年3月末現在）となっており、整備されたブロードバンド基盤の利活用促進が課題となっている。 国においては、誰もがICTの恩恵を享受できる社会を実現し、国民の暮らしの質を飛躍的に向上させるため、2015年（平成27年）頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想を推進しており、その実現に向けて、料金の低廉化も図ることとしていることから、県においても、国の取り組みにあわせ、世帯普及率を100%とすることを目標値としたい。 【企画振興部】
安全・安心な暮らしづくり	
施策29 消費者の安全確保と生活衛生の向上	
4つめの不適正な食品表示の割合が0%であるが、現状との乖離が大きすぎる。逆に、5つめの食中毒の相対的位置は控えめすぎでは。(文書) 【東淵委員】	原案のとおり 不適正な食品表示については、あくまでも根絶に向け事業を実施しているところであることから、目標値を0%と設定しているもの。 【農林水産部】 食中毒の相対的位置については、過去5年のうち3年で目標値（全国平均）を上回っている状況を踏まえ、計画期間中は、毎年、全国平均を下回ることを目指して、全国水準である1.0以下を目標値に設定しているもの。 【保健福祉部】
3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～	
地域で取り組む子育て・子育て支援	
施策37 子ども・若者健全育成	
目標として「子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい」とあるが、自立は、障害のあるなし、年齢、育ってきた環境にかかわらず、どんな場合でも考えられる点なので、これをどのように考え、目標として立てたかということ、しっかりと持ってないと、次の課題や取り組みの方向性が生まれてこない。 主な取り組み「1 子ども・若者の社会的自立と社会参加の促進」に対する成果指標がない。例えば、公民館行事の中に子供たちを対象にした体験の場が提供される数などと考えれば可能ではないか。 【堺委員】	原案のとおり 委員ご指摘のとおり、公民館では子供たちを対象とした体験の事業は行われているが、公民館以外の組織や団体においても実施されており、地域によって状況が異なっている。 また、公民館の事業は、地域の実情や住民のニーズに応じて実施されていることから、各市町によって取組が異なるため、県として目標値を設定することが困難である。 【教育委員会】
未来を拓く子どもたちの育成	
施策39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進	

<p>大人になって本当に自立できるかどうかは、それまでの育ってきた環境の中でいかに多くの体験をしていることがキーポイントのひとつ。</p> <p>成果指標の「道徳の時間の年間指導計画に体験活動を生かす工夫を位置づけている学校の割合」は、道徳だけでは間に合わない。指標の在り方を考えていただきたい。</p> <p>【堺委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>主な取組みの「豊かな心を育む教育の推進」では、「道徳教育の充実や道徳の時間との有機的に連動した体験活動の推進」が示されており、その成果指標として設定している。</p> <p>新学習指導要領では、学校教育における体験活動の機会を確保し、充実することが求められており、学校行事や各教科等の指導に体験活動を位置付け実施している。体験活動そのものを学習活動としない道徳の時間においても、その関連を指標とすることにより道徳教育と併せて体験活動の充実をねらっている。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p>目標の成果指標の示し方について、確かな学力に対応する成果指標である「児童生徒の授業の理解度」を最初に表記した方が、取り組みの順序とも対応して理解しやすいのではないのでしょうか。(文書)</p> <p>【日野委員】</p>	<p>意見のとおり修正</p> <p>「児童生徒の授業の理解度」を最初に表記する。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p style="text-align: center;">施策 41 教職員の資質・能力の向上</p>	
<p>教職員が安心して働くことができる職場づくりの成果指標を掲げてはいかがでしょうか。(文書)</p> <p>【桐木委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>この施策の目標に合致しておらず、成果指標とすることは適当でないと思われる。</p> <p>また、委員のご指摘に合う、数値による指標の設定は困難である。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p>取組の方向で「各種研究の充実や勤務経験の多様化などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上に努めます」とありますが、「勤務経験の多様化を通じて、…知識・能力の向上に努める」というのが、少し理解しづらいです。「勤務経験の多様化」という言葉についてご検討下さい。</p> <p>主な取組「1 教職員の専門的知識・能力の向上」について、要望ですが、研修の充実の一つとして大学との連携も加えて頂けないでしょうか。(特別支援教育の充実では、「大学との連携による専門的な研修」が述べられており、大学も地域貢献の一つとして免許更新講習をはじめ各種の研修で、教職員の専門的知識・能力の向上に寄与しようとしています。)(文書)</p> <p>【日野委員】</p>	<p><取組みの方向></p> <p>意見を踏まえ一部修正</p> <p>勤務経験の多様化の一例として、「各校種間の交流」を挿入し、「各校種間の交流といった勤務経験の多様化などを通して」と記述とする。</p> <p>【教育委員会】</p> <p><主な取組み></p> <p>意見のとおり修正</p> <p>大学との連携を追加し、「教職経験年数に応じた基礎研修や、ライフステージに応じた各種職務別研修、大学との連携による研修の充実を図るなど、教職員の専門的知識・能力の向上を促進します。」と記述する。</p> <p>【教育委員会】</p>
<p style="text-align: center;">生涯学習と文化の振興</p>	
<p>スポーツに比べて、もう少し文化や生涯学習でも全国的な視野が欲しい。</p> <p>【甲斐委員】</p>	<p>原案のとおり</p> <p>文化の振興に関しては、スポーツのように順位や記録を競うものとなっていない分野が多く、全国的な指標を設定することはなじまないと考える。</p> <p>【企画振興部】</p> <p>生涯学習とは、自己の目標・目的の実現、課題解決、生活や職業充実のため、各人の自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を選んで自ら生涯を通じて行う学習活動であることから、スポーツと違って、全国的なレベルがどのようなものか、基準となるものはない。</p>

	【教育委員会】
施策 42 学び合い高め合う生涯学習社会づくり	
<p>成果指標の「生涯学習の講師として登録している者の数」は、登録者がいかに活用されているかが大事なので、指標を見直してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【堺委員】</p>	<p>原案のとおり えひめマナビィ人材データバンクはインターネット上で誰もがいつでも自由に閲覧できるデータバンクであるため、利用者がどのように講師を活用したかについては調査方法がない。</p> <p>また、講師の活動状況を指標にするとしても、その活動が講師の自主的な活動であるのか、データバンクの利用者からの要請による活動であるのかについては調査方法がない。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p>
<p>県立図書館の県民1人当たりの年間貸出し冊数については、県立図書館だけの指標が妥当なのか。各市の市立図書館なども加えた数で無いと意味が無いと思う。この目標よりも、例えば学び舎えひめ悠々大学など事業として行う事の受講者数にしてはどうか。(文書)</p> <p style="text-align: right;">【池田委員】</p>	<p><指標(県立図書館)> 意見のとおり修正 各市立図書館の貸し出し数も加えることとする。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p> <p><指標(学び舎えひめ悠々大学)> 原案のとおり 生涯学習は、自己の目標・目的の実現、課題解決、生活の充実のため、各人の自発的意思に基づき自己に適した活動を選んで行うものであるため、各事業ごとの受講者数が指標となるものではない。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p>
施策 43 個性豊かな愛媛文化の創造と継承	
<p>県美術館の年間利用者数目標であるが、総合博物館や歴史博物館の利用者は勘案しなくてよいのか。(文書)</p> <p style="text-align: right;">【池田委員】</p>	<p>意見を踏まえ指標を追加 ただし、施策43は愛媛文化の創造と継承となっており、総合科学博物館や歴史博物館は、文化施設ではなく生涯学習施設ととらえているため、施策42に位置づけることとする。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p>
<p>新しい愛媛文化の担い手育成について、公益法人、民間企業等との連携による様々な文化交流・活動機会の提供を通じて、文化活動に取り組む団体を育成・支援するという項目に対する成果指標を掲げてはいかがでしょうか。(文書)</p> <p style="text-align: right;">【桐木委員】</p>	<p>原案のとおり 現下の厳しい経済状況の中、支援団体数を成果指標として設定すれば、公益法人、民間企業に対して、県が連携を強いることになるため、現在、企業独自に取り組んでいるメセナ活動などそれぞれの自主性を尊重しながら連携するというスタンスにとどめたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
スポーツ立県えひめの推進	
施策 44 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり	
<p>成果指標について、目標が「スポーツに親しむ人を増やし、…」とあるので、運動習慣の状況等を指標に入れてはどうかと思います。例えば、「週1日以上スポーツを行う県民の割合」などです。これは、国のスポーツ立国戦略や現在の愛媛県スポーツ振興計画の目標指標にもなっています。</p> <p>成果指標について、「総合型地域スポーツクラブの設置数」と「会員数」が成果指標であげられています。この2つは連動している(設置数が増えれば、会員数も増える)</p>	<p><指標(週1日以上スポーツを行う県民の割合)> 原案のとおり 委員ご指摘のとおり、「週1回以上スポーツを行う県民の割合」を愛媛県スポーツ振興計画の目標指標とし、国のスポーツ立国戦略にも同様に目標とされており、分かりやすい指標である。しかし、この数値は、県民に対するアンケート調査により把握する必要があり、多額の経費と多くの労力を要する。本長期計画の成果指標は毎年数値の把握が必要とされており、このようなアンケー</p>

<p>ので、あえて2つあげる必要があるかどうか。また、目標値が高すぎないか(到達目標なのか、方向目標なのか)が気になります。</p> <p>主な取組み『5 「プロ野球球団」四国誘致の可能性調査・検討』について、今回の会議資料ではじめてプロ野球四国誘致の言葉が明記されました。柔軟性・実効性のある計画でかつ予算編成にも影響するという新長期計画のもとで、具体的にプロ野球球団の四国誘致が明記されることは大きな期待を寄せるとともに、県民に与える影響(メッセージ)も大きいと思われます。既存のプロチームの活性化とも連動しながら、慎重な対応を求めます。(文書)</p> <p style="text-align: right;">【日野委員】</p>	<p>ト調査を、毎年実施することは困難であるため、別の指標で対応いたしたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p> <p><指標(総合型地域スポーツクラブ)> 意見のとおり修正 クラブの設置数と会員数の両方を指標にすることとしていたが、委員ご指摘のとおりこの2つの指標は連動していることから、クラブ数の方を指標とすることとしたい。代わりに、関連する指標として、日本体育協会公認スポーツ指導者数を新たに本計画の成果指標として加えることとしたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p> <p><主な取組み> 原案のとおり 委員のご指摘を踏まえて対応する。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
--	---

施策 45 競技スポーツの振興

<p>前回、「目標が、愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい」とありますが、県が特定の選手のレベルアップを目標にするのが気になります。」と意見を述べ、「愛媛にゆかりのある選手は、競技スポーツに関わる県民を広く指すもの」と対応状況で述べられていました。ありがとうございました。もう一度、くどうようですが、私が気になったのは、県が「レベルを高めたい」と目標にすることは、逆に「レベルが低い」と言っていることとして受け止められないか心配です。個人的には、「世界や全国で活躍する愛媛にゆかりのあるスポーツ選手を育てたい」といった表記がいいかと思います。</p> <p>成果指標について、現状値の値で、国体の総合成績は平成22年度、インターハイの入賞件数は平成23年度のもの示しています。どちらかの年度に揃えた方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>主な取組み「5 第72回国民体育大会開催に向けた準備」について、第72回国民体育大会の準備が明記されていますが、国体後に全国障害者スポーツ大会も開催されます。この大会も県をあげて取り組まなければならず、障害者スポーツ大会の準備も同等に施策(主な取組)として入れた方がいいのではないのでしょうか。(文書)</p> <p style="text-align: right;">【日野委員】</p>	<p><目標> 原案のとおり 本施策については、「将来のトップ選手の育成」だけでなく、「現在いるトップ選手の更なるレベルアップ」も視野に入れて取り組むこととしており、委員ご指摘の目標だけではこうした方向性が伝わりにくいと考えます。</p> <p>また、競技レベルの向上は、競技に取り組む選手の多くが目指すものであることから、委員が御心配されるような「現在のレベルが低い」といった受止め方をされる可能性は極めて低いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p> <p><指標> 意見のとおり修正 両指標の現状値を平成22年度の値に統一する。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p> <p><主な取組み> 原案のとおり 全国障害者スポーツ大会の所管は障害福祉課であるが、同大会の目的が、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障害のある人々の社会参加の推進や障害のある人々に対する理解を深めることであることから、「競技スポーツの振興」の取組にはなじまないものと考えます。</p> <p>なお、同大会の準備は、施策22「障害者が安心して暮らせる共生社会づくり」の取組に記載されている。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
--	--

4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ~調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”~

環境と調和した暮らしづくり

施策 46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

<p>取組みの方向の「大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります」に対する主な取組みが全くないので、少し補足した方が良い。</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 施策46の「取組みの方向」は環境教育・学習等の一環としての「技術開発・試験研究の機能強化」を総論的に記</p>
--	---

<p>県の環境創造センターや衛生環境研究所などの試験研究機関について、どういった理念や目的を持って、この計画を進めていくのか書き込んではどうか。</p> <p style="text-align: right;">【田辺委員】</p>	<p>載したものであり、具体的な取組みは個別施策の中で示している。</p> <p style="text-align: right;">【県民環境部】</p> <p>県の試験研究機関が、どういった理念や目的を持って、この計画を進めていくのかについては、施策4（新産業の創出と産業構造の強化）の主な取組み6を次のとおり加筆修正。</p> <p>6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用 <u>経済活性化や環境問題への対応など県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携を始め、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。</u></p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p style="text-align: center;">環境にやさしい産業の育成</p>	
<p style="text-align: center;">施策52 再生可能エネルギーの利用促進</p>	
<p>現状と課題には、電気しかないようなので、熱と輸送用の燃料などについても検討していただきたい。（要望）</p> <p style="text-align: right;">【林委員長】</p>	<p>原案のとおり 県の再生可能エネルギーの利用促進の考え方は、電気以外の熱や燃料としての利用に加え、バイオマスは素材活用することも織り込み済であるため。</p> <p style="text-align: right;">【経済労働部】</p>
<p style="text-align: center;">施策54 恵み豊かな森林（もり）づくり</p>	
<p>主な取組み「4 間伐材等の木材利用の推進」では、間伐材の公共工事や製紙用原料、燃料への利用について、ぜひ力を入れていただきたい。（要望）</p> <p style="text-align: right;">【林委員長】</p>	<p>公共工事への木材利用については、平成13年度に公共施設等木材利用推進方針を定めるとともに、平成21年度には公共土木事業における県産材活用行動計画を策定し取り組んでいるところである。</p> <p>また、製紙用原料や燃料についても、搬出利用や流通にかかる経費、木材をチップ化する施設の整備等に対して支援しており、今後とも、県内の製紙会社等の企業と連携しながら間伐材等の木材利用に積極的に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【農林水産部】</p>
<p>成果指標「県内の素材（加工前の丸太の状態）生産量」について、単位が不明です。</p> <p>森林づくりへの県民参加の促進について、1人1本植樹運動は指標化が可能ではないでしょうか。（文書）</p> <p style="text-align: right;">【桐木委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 森林づくりへの参加の方法は、植樹活動のみでなく、間伐や下刈りなど多岐に渡ることから、1人1本の植樹運動を「恵み豊かな森林づくり」の指標とすることは適当でないと考えられる。</p> <p>なお、上記を踏まえ、「主な取組み」の記述を植栽だけに特化したものから森林整備全体を表すものに変更する。</p> <p style="text-align: right;">【農林水産部】</p> <p>単位については、PDF変換時に文字化けしたもの。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p style="text-align: center;">指標に係るご意見</p>	
<p>各施策の評価に指標がどれだけ重要視されるのか。評価の外部委員会が、各施策の達成率を評価するときに、成果指標を根拠にするなら、指標を非常に増やさないと客観的</p>	<p>原案のとおり 本計画における成果指標は、施策全体の成果を評価できるアウトカム指標を基本とした。</p>

<p>な判断ができない。</p> <p>各取組みに対応する指標を示すなど、各取組み1個に対し最低1個は必要。</p> <p>パブリックコメントを実施する際には、成果指標に議論が集中しないような工夫が必要なのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【松井委員】</p>	<p>また、県民が見ても分かりやすいものとするため、指標の内容はできるだけ生活感覚に近い平易なものとするとともに、数もあまり多くなならないよう、3～5つを基本に設定することとした。</p> <p>なお、目標値を必達目標とするか努力目標とするかについては、施策が目指す成果や、指標の性質等によって変わるため、部局の判断によってケースバイケースで設定することとしている。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>目標に対して成果指標が決められているというふうにも考えることもでき、主な取組みは、あくまでも目標を達成するための手段であるので、最終成果として成果指標で測定する必要は必ずしも無いと思う。</p> <p>ただし、手段も非常に重要であるので、事前に目標を立て、何をどれだけやったかということもプロセス指標として盛り込んで良いのではないか。</p> <p>目標値は、必達目標なのか、達成できなくてもいいから、高い目標を掲げて、みんなが頑張ろうという気持ちになる目標と立っているのか。</p> <p style="text-align: right;">【東淵委員】</p>	
<p>指標の中に、名目値と実質値が混在。こういう指標をもう少し長い目で見ても、いろんなところで使っていくのであれば、物価の変動の部分をどう調整するか、どう考えていくのかということも大事。</p> <p>今後、長い目で見れば人口も減るので、もっと1人当たりの指標を重視しても良い。</p> <p style="text-align: right;">【白塚委員】</p>	<p>意見を踏まえ修正</p> <p>指標のデータは、物価変動の影響を受けないよう実質値を採用するとともに、人数当たりの数値が適切なものについては修正する。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>指標には説明が必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【田辺委員】</p>	<p>意見のとおり対応</p> <p>計画の巻末に、指標の説明等を記載した一覧表を掲載することとしたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>個別計画について、個別の部署に特段問題がなく、長期計画に合わせて変えていく見込みがあるならば、よく調整すれば、踏み込んで設定できるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【大隈委員】</p>	<p>意見を踏まえ修正</p> <p>個別計画において設定した目標値であっても、その後の環境変化により妥当性を欠いたものや、新たな設定が可能なものについては、修正する。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>成果指標について、現状維持の数値に（現状維持）と説明書きがある項目とそうでない項目があります。統一してはいかがでしょうか。（文書）</p> <p style="text-align: right;">【桐木委員】</p>	<p>意見を踏まえ修正</p> <p>現状維持を目標とする指標については、可能な限り改善の方向で修正する。また、数値の変更が難しい場合においても、できる限り現状値「以上（又は以下）」といった記載に修正する。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>成果の評価については、例えば、景気の動向に大きく影響され、県の施策でどれくらい動かせるか微妙なものもあり、また、施策に対する指標の代表性・網羅性にも限界があるほか、評価にあたって、統計数値の指標のみがクローズアップされるのは適切でないと思料されることから、県民の肌感覚での評価を確認するという点でも、アンケート調査を実施して、これも併用するように考えてはどうか。（文書）</p> <p style="text-align: right;">【東淵委員】</p>	<p>毎年の施策点検にあたっては、事前に県民を対象とした「重要度・満足度アンケート」を実施し、これを成果指標と併用することで、より県民感覚に近い評価ができるよう配慮したい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p style="text-align: center;">その他（計画全体に係るご意見）</p>	

<p>県の試験研究機関が、こういった理念や目的を持って、この計画を進めていくのかということを書き込む必要があるのではないか。計画全般にわたって、県の試験研究機関が、関与できることや、リードしなければならないことを、ある程度明確にした方がよい。</p> <p style="text-align: right;">【田辺委員】</p>	<p>意見を踏まえ修正 施策4（新産業の創出と産業構造の強化）の主な取組み6を次のとおり加筆修正</p> <p>6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用 <u>経済活性化や環境問題への対応など県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携を始め、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。</u></p> <p>また、質の高い知的財産の創造に始まり、…体制整備に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>主な取組みの中で、商工関係や農業関係といった色は出し過ぎずに、縦割り無く、適切に部局間の連携をすることを明確に謳っておいた方がよい。</p> <p style="text-align: right;">【藍場委員】</p>	<p>原案のとおり 推進姿勢において、「部局横断的な視点で、幅広い業務に機動的に対応できる執行体制を整え、組織全体で情報共有を図りながら県政課題への対応を迅速かつ適切に決定するなど…」としており、ご意見の趣旨は織り込み済み。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>語尾について、少なくともアウトプットは約束できるので、「努めます」と、どうしてもとれる逃げが許されるような書き方は極力やめて、断言した書きの方がよい。</p> <p style="text-align: right;">【甲斐委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 全体にわたり検討し、修正。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>【地域別計画に係るご意見】</p>	
<p>東予地域</p>	
<p>東予の広域観光ルートの構築においては、松山だけではなく、県外特にしまなみは広島県、新居浜産業観光は香川、徳島との連携が考えられる。もう少し、県外との連携についてもはっきり書いてもいいのではないか。（文書）</p> <p style="text-align: right;">【池田委員】</p>	<p>原案のとおり 県外の観光客が愛媛県に入る場合、しまなみ海道を通るか、松山自動車道を通るか、いずれにしても東予地域が陸の玄関口となるが、四国最大の観光地・松山に入る前後に、東予地域に立ち寄ってもらうような広域観光ルートの構築を目指すというのが趣旨で、愛媛に入る前の他県観光地との連携も視野にあるが、それを書くとも焦点がぼけるように思われる。</p> <p>なお、県外との連携については、分野別計画「魅力ある観光地づくり（広域観光の推進）」に記述している。</p> <p style="text-align: right;">【東予地方局】</p>
<p>【推進姿勢に係るご意見】</p>	
<p>2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”</p>	
<p>県民に広く周知をするということから、さらに一歩進んで、協力していただけるような体制を整える必要もあると思う。</p> <p>（2）多様な主体との協働・連携で、「NPOとの協働や大学・企業などとの産学官連携、民間のノウハウや経営感覚の活用などにより新たな施策展開につなげる」とあるが、今回の施策や目標、取組みは、企業やNPO、各種団体からすると、ビジネスチャンスだと思うので、県としては、これらの力を上手く引き出して、愛媛の愛顔づくりに結集させられるように、工夫（例えば、提案制度など）をお願いしたい。</p>	<p>地域活性化のアイデアや構想を持つ企業やNPO等からの提案に対して、県の権限に属する規制緩和やその他支援措置を講ずる『えひめ夢提案制度』等を適切に推進するなど、多様な主体との連携・協力を努めます。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>

	【東淵委員】	
<p>県民環境部にある協働提案事業では、原課が必ずしも積極的ではないということがあったので、多様な主体との調整やあっせんが進むようになれば良い。</p> <p style="text-align: right;">【甲斐委員】</p>		<p>研修会の開催等を通じて、多様な主体と行政の協働に対する職員の理解を更に深めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【県民環境部】</p>
<p>県の提案制度はテーマがある程度固定されていて、NPO側がしたい事業が必ずしもそれと合わない。NPO、市民団体にテーマを決めさせていただきたい。</p> <p>中間支援、通訳・ファシリテーター側をする組織が育っていないので、そこを底上げするようなところを盛り込んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【小池委員】</p>		<p>提案型パートナーシップ推進事業については、「県提示テーマ」と、NPO側の自由な発想に基づく「自由テーマ」があるので、自由テーマの企画提案を活用していただきたい。</p> <p>県としても、中間支援組織の底上げは必要であると認識しており、本年度実施している新しい公共支援事業においても中間支援活動基盤強化事業に取り組んでいるところである。</p> <p>なお、施策 18（未来につなぐ協働のきずなづくり）の主な取組み 2 において、中間支援の機能強化を記載している。</p> <p style="text-align: right;">【県民環境部】</p>
<p>10 行目冒頭の「、」の位置を変更。（文書）</p> <p style="text-align: right;">【桐木委員】</p>		<p>意見のとおり修正</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>3 新たな政策と戦略の“創造”</p>		
<p>（2）新たな戦略の創造については、達成度に応じて予算編成が行われるという誤解も生じかねないので、事業の優先順位や事業のセレクトということと、それぞれの事項にPDCAシステムを確立させるということは、分けて文章化した方が良いでしょう。</p> <p style="text-align: right;">【桐木委員】</p>		<p>原案のとおり</p> <p>前段は、重点戦略方針に盛り込む施策分野の決定において、施策の達成度だけでなく、その時々々の県民ニーズ等も勘案しながら、総合的に判断する旨の記載であり、後段は、県民ニーズに応じた新たな政策を企画立案し、展開していくためには、それぞれの事業ごとにPDCAサイクルの構築が不可欠との考えを表したもので、委員指摘の趣旨で文章化したもの。</p> <p>なお、趣旨を踏まえ、達成度だけでなく県民ニーズも十分に反映した県政運営に努めてまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>その他</p>		
<p>推進姿勢に列挙された事項そのものを評価する指標もあってもいいのではないかとおられますが、これらは、それぞれの事業実施過程でチェックされるのでしょうか。庁内の本気度を県民に示す意味においても、良いアピールになるのではないかと思います。また、多くの事業で掲げられている「連携」に対する評価指標もあってもいいかと思えます。連携にも様々なレベルがありますので、それらを明確に評価・点検することが重要ではないでしょうか。（文書）</p> <p style="text-align: right;">【桐木委員】</p>		<p>推進姿勢は、分野別計画及び地域別計画で掲げた施策を進めるにあたっての県の姿勢を示したものであり、推進姿勢に列挙した事項の実施状況は各施策の成果指標により評価されるため、推進姿勢そのものの指標は不要であると考える。</p> <p>なお、連携の評価指標については、関係者が連携し事業を実施した結果が施策効果として現れることから、個々の施策を評価することにより連携に関する評価につながると考える。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>【その他のご意見】</p>		
<p>広報について</p>		
<p>そろそろ県民を巻き込んでいくということをやっているかなければいけない。</p> <p>県民への長期計画の認知度調査は、モニター調査程度でもいいので、あると良い。</p>		<p>ご意見を踏まえ、様々な形で効果的に周知できるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>

<p style="text-align: center;">【大内委員】</p>	
<p>ホームページにこういう案があるということはバナーでも貼って出すことはできるのか。</p> <p style="text-align: center;">【林委員長】</p>	<p>県のホームページには、策定状況を掲載しているところ。策定後はなるべくわかりやすい形で掲載することを検討したい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>より多くのいろんな手法で周知を図る必要がある。そういった中でソーシャルネットワークサービスなどの利用も考えてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【池田委員】</p>	<p>ご意見を踏まえ、様々な形で効果的に周知できるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>県が出しているものは言葉が難しい、分かりにくい。予算に反映させて、飾りじゃないんだということを強く打ち出していきたい。</p> <p style="text-align: center;">【堺委員】</p>	<p>意見を踏まえ一部修正 巻末に用語解説を設ける。 重点戦略方針を策定するなど、計画を予算に色濃く反映することとしている。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>各部署が関係する団体等を活用してはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【藍場委員】</p>	<p>ご意見を踏まえ、様々な形で効果的に周知できるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>県民側にメリットがあると思えると自然と押し付けなくても広がっていくので、県民の生活に密着しているところを、全部でなくても3つか4つかピックアップしていけたら良い。</p> <p style="text-align: center;">【小池委員】</p>	<p>ご意見を踏まえ、様々な形で効果的に周知できるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>本計画の広報について、各部署で開催される委員会等のメンバーへのアピールも重要ではないかと思われます。先日の会議では、各部署に関連する諸団体へのアピールが提案されていましたが、それとあわせて実施いただければ、それぞれ専門知識等を有しておられる方々を通じて広報ができるのではないかと思われます。(文書)</p> <p style="text-align: center;">【桐木委員】</p>	<p>ご意見を踏まえ、様々な形で効果的に周知できるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>
<p>その他</p>	
<p>プランの概要(資料)の【人づくり分野】の説明文に「スポーツの振興に努め、…」とあります。国の動向では、スポーツ基本法が制定され、その条文等では「スポーツの推進」という言葉が使われています。「スポーツの推進に努め、…」と国の動向にあわせた言葉にした方がいいのではないのでしょうか。(文書)</p> <p style="text-align: center;">【日野委員】</p>	<p>意見のとおり修正 平成23年3月に改定した「愛媛県スポーツ振興計画(後期)」に基づきスポーツ施策に取り組むこととしていることから、本計画においては「推進」が適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【企画振興部】</p>

愛媛の未来づくりプラン～アクションプログラム編～（案）に寄せられた意見と県の考え方

	意見概要	県の考え方
基本政策 1 ^{えがお} 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ～次代を担う活力ある産業を“創る”～		
政策 活力ある産業づくり		
1	「経済センサスなどの調査協力を通じて企業 の経営課題の把握に努め、ニーズに基づき施策化 する」にしてはどうか。	施策1の主な取組み1には、御提言の趣旨も含め て、「企業や業界団体の定期的な訪問を通じて企業 の経営課題の把握に努め、ニーズに基づき施策化を 検討する」と記載しています。
2	中心市街地・商店街周辺を利用する関係者を集 めて、どういった空間にしていくかをワークショ ップなどの手法を用いて具体化していくという視 点が必要ではないか。	施策1の主な取組み4に記載している「商店街内 外の人材の育成・活用等による商店街のにぎわいと コミュニティ機能の回復」の具体化に当たり、御提 言いただいた手法も参考にしながら検討を進めて まいりたいと考えています。
3	「誘致企業の要望に可能な限り、誘致して立地 する場所周辺の環境に配慮しながら応えるととも に、誘致企業とは地域貢献を求める協定書を結ん でいくようにする」としてはどうか。	御提言にある「誘致企業との地域貢献に係る協定 締結」については、誘致企業との協議の中で、可能 な限り検討を進めてまいりたいと考えています。
4	国内産業の衰退と労働環境の更なる破壊を招く 「TPP」には、自治体からも断固反対すべきで ある。	TPPへの参加如何に関わらず、日本の農林水産 業の体質強化は待ったなしの課題であることから、 国の動向も踏まえながら、本県農林水産業の競争力 強化に向けた取組みをさらに進めてまいりたいと 考えています。
5	地域に合った企業の誘致を推進し、新規起業に 対する育成を図り、各地域で若者が働ける場を設 ける施策を推進してほしい。	施策2の取組みの方向で、「愛媛の風土や地域特 性を活かして定着し、県内企業とともに発展してい くことが見込まれる元気な企業を積極的に誘致す る」と記載しているように、御提言の趣旨は、重要 であると認識しており、今後、さらなる施策展開に 努めてまいりたいと考えています。
政策 産業を担う人づくり		
6	急速な少子・高齢化の進展に伴い、今後、労働 力人口の減少が見込まれる中、育児・介護休業法 に基づき、男女とも働きながら子育てだけでなく 介護もできる職場環境を整備することが求められ ているのではないか。	施策6の主な取組み1で、「育児や介護のための 短時間勤務制度等の導入を促進するための企業へ の助成などを通じて、仕事と家庭生活の両立が図ら れる職場環境づくりを促進します」と記載し、今後、 さらなる施策展開に努めてまいりたいと考えてい ます。
7	育児・介護休業法に基づき、仕事と介護が両立 できる職場環境づくりにも取り組んでいかないと いけないが、子育てとの両立との観点からは、次 世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を 策定・実施する企業を増やすことが大事ではない か。	施策6の主な取組み1に記載している「えひめ子 育て応援企業」は、御提言にある「一般事業主行動 計画を策定・実施する企業」のことであり、県ホ ムページで紹介するなど、引き続き普及啓発に努め てまいりたいと考えています。

	意見概要	県の考え方
8	父親の子育てどころか、お父さんとお母さんが働いてようやく食べていける家庭が急増している。今一度雇用改革の欠陥を見直すべきではないか。	国の動向も踏まえながら、今後の施策展開に努めてまいりたいと考えています。
政策 農林水産業の振興		
9	米の減反政策の見直しや農地転用の状況把握の強化により、水田の大区画化を推進してはどうか。	国の動向も踏まえながら、今後の施策展開に努めてまいりたいと考えています。
10	資材・燃料等の高騰や気候の変動などの課題解決に向け、低コスト・省力化だけでなく石油を極力使わない栽培方法を検討していく必要があるのではないかと。 また、フード・マイレージの尺度を用いてみてはどうか。	施策9の主な取組み2に御提言の趣旨は盛り込んでおり、今後、さらなる施策展開に努めてまいりたいと考えています。 なお、成果指標については、施策全体の目標を表すものとして、モニタリングの容易さなどを複合的に勘案して設定しております。
11	環境保全型農業や有機自然農業の取組みをバックアップするという視点も必要ではないか。	御提言の視点は、重要であると認識しており、技術習得のサポートや生産技術の普及、有機農業も含めた各生産者のニーズに対応した、きめ細かなサポートに努めながら、農林水産業の振興を図ってまいりたいと考えています。
12	食の安全を確保し、若者に魅力のある農林水産業を育成すべきである。	施策9の取組みの方向で、「環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組む」と記載しているように、御提言の趣旨は、重要であると認識しており、今後、さらなる施策展開に努めてまいりたいと考えています。
政策 観光立県えひめの推進		
13	高速道路やJRは一定の景色しか見られず、船旅なら海からいろんな景色が見られる。船のことをニュースや新聞などでもっとクローズアップして宣伝してほしい。	施策12の主な取組み2で、「四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信」と記載しているほか、施策11の取組みの方向で、「各種マスメディアやインターネットなどを戦略的・効果的に組み合わせたPRを行う」旨記載しており、今後、具体化に当たっては、御提言も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えています。
14	衰退していく港町を活性化すべく、「道の駅」に類似した港町起こしを提案する。 最近においては、今治市がB級グルメ、ゆるキャラ等にて全国的に知名度が上がっている。県内を探せば、まだタイアップ可能な業種があると思う。	施策12の取組みの方向で、「各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいく」と記載しており、食をはじめとする資源を組み合わせた地域の魅力発信に取り組んでまいりたいと考えています。

	意見概要	県の考え方
政策 交通ネットワークの整備		
15	<p>架橋、高速道路の割引によりトラック、鉄道等の陸上輸送が増え、フェリー等の海上輸送が減ったため、航路の廃止、減便などにより港町愛媛が衰退している。</p> <p>船舶による輸送はトラック・バス・鉄道等の陸上輸送に比べCO2排出量が少なく、事故も少ないため、自然環境の保護や安全・安心の暮らしにも適している交通手段ではないか。</p> <p>また、先の東日本大震災において、緊急支援輸送等におけるフェリーの活躍、必要性は再認識されていると思う。</p> <p>愛媛の未来づくりにおいては、非常時にも対応できるフェリーを存続させる計画作りを考慮してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、施策16の主な取組みに、次のとおり項目を追加しています。</p> <p>3 フェリー・旅客船航路の維持 <u>「環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。」</u></p>
16	<p>愛媛県は昔から農業・水産業が盛んな県でもあり、港の活性化が図られれば若年者の県外への就職等が減り、次代を担う活力ある産業が実現できるのではないか。</p> <p>船やフェリーが活性化するような政策を入れることで他県からも注目され、愛媛県がにぎわい発展すると思う。</p>	<p>公共交通活性化に係る個別の政策については、県が策定を予定している「愛媛県地域交通活性化指針」(仮称)において、盛り込むことを検討しています。</p>
17	<p>高速道路料金等の値下げにより瀬戸内海を航行する船会社は航路閉鎖や減便を余儀なくされ、存続の危機にある。航路を残せないのであれば、お年寄りなど交通弱者に優しい代替輸送を検討するべきではないか。</p> <p>陸上においても、高速道路料金の割引により公共交通機関に影響が出ており、その影響を受けるのは決まって交通弱者である。</p> <p>交通弱者にも明るい未来の愛媛県政にしてほしい。</p>	<p>施策17の主な取組み3で、「高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、コミュニティバスやデマンド交通などの新たな交通システムの構築を目指します」と記載しているように、御意見の趣旨は、重要であると認識しており、今後、具体化に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
18	<p>公共の交通機関の恩恵を十分に受けることができるよう、道路整備等の対策を望む。</p>	<p>施策17の主な取組み1で、「安心で快適な暮らしに必要な路線を中心に、県内の道路ネットワークの充実を図る」と記載しているように、御提言の趣旨は、重要であると認識しており、今後、さらなる施策展開に努めてまいりたいと考えています。</p>
19	<p>「現状と課題」において、モータリゼーションの急速な進展が利用者減少の原因の1つとして挙げられていることから、モータリゼーションの見直しも含めて将来の地域交通のあり方を検討してはどうか。</p>	<p>施策17の主な取組み4で、「日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の整備を目指します」と記載しているように、御提言の趣旨も踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えています。</p>

	意見概要	県の考え方
20	交通ネットワークの整備を図ってほしい。高速道路網の整備を図り広域での交通をスムーズにすることで、地域の活性化が図られ、他県を含めた広域観光が可能になると思う。	施策 16 において、広域・高速交通ネットワークの整備を図る旨を記載しており、広域観光はもとより、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化につながる基盤として、高速道路など幹線道路網の整備に努めることとしています。
21	公共交通機関(バス)を使わない理由として「運賃が高い」ことがある。原因の一つは、郊外同士や住宅街同士を直接結ぶ路線が殆どないため一度鉄道駅や都心に遠回りしなければならない上、他社線やバスを乗り換えるたびに初乗り運賃がかかるからである。これを解決するため、次のことを提案する。 大胆な割引率の乗継割引の導入 路線バスの行き先表示板の改善 郊外連絡線の拡充 公共交通機関の「日祝運休」等を無くす	施策 17 において、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、公共交通を補うコミュニティバスやデマンド交通などの新たな交通システムの構築を目指すこととしています。 施策の具体化に当たっては、御提言も参考にしながら取組みを進めてまいりたいと考えています。
基本政策 2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ~快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”~		
政策 参画と協働による地域社会づくり		
22	2012 年 4 月に改正 N P O 法が施行されるのに伴い、認定 N P O 法人取得や組織力・財務力等の活動基盤を強化できる健全な運営に向けた事業報告書や会計の書き方を学べる機会をどんどん作る必要があるのではないだろうか。	施策 18 の取組みの方向で、「N P O 等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します」と記載しているように、御提言の趣旨は、重要であると認識しており、今後、施策の具体化に当たっては、御提言も参考にしながら取組みを進めてまいりたいと考えています。
23	男女共同参画社会づくりが、女性の問題に偏っていないか。 DV は男女双方への配偶者間暴力である。 年間三万人超の自殺者は殆どが男性であり、路上生活者も同様。内閣府の「平成 22 年版男女共同参画白書」によると、父子世帯や高齢単身男性は地域で孤立しがちである傾向や、「男性が主に稼ぐべき」、「男性は弱音を吐いてはならない」といったプレッシャーが、男性を困難な状況に追い込んでおり、「経済・生活問題」を原因・動機に自殺する男性が多いことなども、男性への過度の期待の影響であるとの指摘がある。	男女共同参画社会づくりにおいては、施策 19 にあるように、性別に関係なく個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会を目指すこととしています。 施策の具体化に当たっては、御提言も参考にしながら取組みを進めてまいりたいと考えています。

	意見概要	県の考え方
24	<p>既に日本では、法律で全ての個人があらゆる暴力から守られている。</p> <p>性別や年齢を基準として作られた集団では統一した見解を作ることは不可能であるため、「集団」に人権を持たせるのは不可能。「集団的人権」を持ち出すのはやめてほしい。</p>	<p>今後、施策を進めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
政策 支え合う福祉社会づくり		
25	<p>高齢者及び身体障害者が安心して利用できるよう、各交通機関、公共の施設のバリアフリー対策をお願いしたい。</p>	<p>公共施設のバリアフリー化については、施策 23 で、「地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進する」とこととしています。</p> <p>また、施策 17 においても、「道路のバリアフリー化や歩道整備を推進する」と記載するなど、御提言の趣旨は、重要であると認識しており、県民誰もが安心して暮らせるよう、交通機関や施設のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、公共交通活性化に係る個別の政策については、県が策定を予定している「愛媛県地域交通活性化指針」(仮称)において、盛り込むことを検討しています。</p>
26	<p>地域社会で支える仕組みの構築や、大規模災害発生時へのさらなる備えなどが必要だと思う。</p>	<p>施策 23 において、福祉コミュニティの形成の取り組みのこととしているほか、施策 34 で、防災・危機管理体制の充実を図ることしており、御提言の趣旨を踏まえ、市町とも連携しながら、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えています。</p>
27	<p>免許証の自主返納者に対して公共交通機関だけでなく、コミュニティバスや乗合タクシーなどでの割引制度のさらなる拡充を促進させることで、車を持たなくても快適に生活できる環境整備をもっとやってみてはどうか。</p> <p>尺度として免許証の自主返納者の数というのも考えても良いのではないか。</p>	<p>公共交通機関の割引制度拡充は一例を示したものであり、その他の取り組みも含め、車を持たなくても快適に生活できる環境整備に努めてまいります。</p> <p>また、コミュニティバスや乗合タクシーなど新たな交通システムの構築については、施策 17 の主な取り組み 3 に記載しており、施策の具体化に当たっては、御提言も参考にしながら取り組みを進めてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、成果指標は、個々の取り組みではなく、施策全体の成果を評価できる指標を用いることとしています。</p>

	意見概要	県の考え方
	政策 安全・安心な暮らしづくり	
	政策 災害に強い県土づくり	
28	南海・東南海地震に対する備えの強化と、伊方原子力発電所の安全対策の強化、万一の事故の場合の避難道路の整備、主要フェリー航路の岸壁耐震化を図ってほしい。	南海・東南海地震を含めた災害に対する備えについては、施策 34 において、災害対策本部機能の強化、周辺地域との広域応援体制の強化などを図ることとしているほか、施策 35 において、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めることとしています。 また、特に伊方原子力発電所の安全対策については、施策 33 において、四国電力株式会社との緊密な連絡体制の強化、関係市町や原発立地道県との連携強化、避難路や避難港の整備、防災施設や資機材の整備・更新など、各種の取組みを進めることとしており、これまで以上に万全を期してまいります。
29	津波等の災害時の具体的な対策をお願いします。	施策 34 において、災害の拡大を防止するための体制強化や防災情報システムの整備・充実、県版 B C P に基づく災害時の業務継続体制の強化などに取り組むこととしているほか、施策 35 において、災害発生後は、企業や建設業者との連携により、迅速な地域の復旧・復興を進めることとしています。
基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～		
	政策 地域で取り組む子育て・子育て支援	
30	子育て家庭を支え、子どもの生きる力を育む取り組みや、自ら学ぶことができる仕組みづくりなどが必要だと思ふ。	愛媛の子育てにもっと安心感が持てるよう、みんなを支える子育て社会づくりを進めるとともに、子どもが社会の中でもっと自立できるよう、地域で取り組む子育て・子育て支援に取り組んでまいりたいと考えています。
31	就職困難な社会情勢にも関わらず、問題を若者に求める論調が、特に中高年層を中心に目立つ。特に、低賃金で劣悪な環境下で重労働を課せられながら納税を行っている非正規労働者を「フリーター」と蔑む風潮が酷い。中高年への早急な啓発が必要ではないか。	今後、施策を進めるに当たって参考とさせていただきます。

	意見概要	県の考え方
32	<p>日本国の治安レベルは未だ世界トップの高水準であり、特に少年犯罪の増加も凶悪化もしておらず、営利に走るマスコミが、中高年層への受けを狙ったセンセーショナルな報道を繰り返した結果もたらされた体感悪化に過ぎない。問題を起こした青少年を基準にした誤った先入観で若者を見ていては、信頼関係が築けないのではないかと感じる。</p> <p>各分野で優秀な功績を納めた青少年を積極的に褒め称える社会風潮を造成すべきであり、そうした「英雄」を見て育った子ども達は、逆境にあっても安易に非行になど走らないのではと感じる。</p>	<p>今後、施策を進めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
33	<p>人類共通の基本的な人権である思想・言論・表現の自由といった内心の人権を侵害するような内容となってしまう件が他の自治体で多く見受けられる。他者の思考を支配し、言論を統制することこそが暴力となってしまう。</p> <p>言論・表現の自由と共にあるのは見たくない人を見せたくない人への見ない見せない権利であり、情報を取捨選択し、事実と創作を区別するメディア・リテラシーの普及と支援が行政の役割ではないかと感じる。</p> <p>行政は言論活動や創作表現について不介入を貫くべきであり、すべきはメディア・リテラシー教育の普及と共に、ゾーニングの充実支援と知る権利の保護と考える。</p>	<p>今後、施策を進めるに当たって参考とさせていただきます。</p>
34	<p>インターネット上の有害情報を遮断する「フィルタリングソフト」が発明されているが、フィルタリングは事実上、検閲であり、知る権利を侵害する言論統制行為であるため、導入運用は極めて慎重に行うべきである。導入の前には、複数の通信サービス提供者による提供と選択が行えること、そしてフィルタリング状況も県民が確認できるような情報公開制度の整備が必須である。</p> <p>また、子ども達にインターネットの危険な側面だけでなく、優れたコミュニケーションの場という面も教え、そこで起きたトラブル等への対処法を教え、なにより保護者から子ども達のインターネット利用へ積極的に関わっていくことが必要と感じる。一部では子どもに携帯電話を持たせない運動などを見受けるが、所持率の向上と問題の減少こそが目指すべきところである。</p> <p>学校裏サイトに関して、「インターネットは完全匿名で発言できる場所」という誤解を改めるべき。「記録が残る陰口」という事実を正しく認識してもらえれば、自ずと消えていくのではないかと感じる。</p>	<p>今後、施策を進めるにあたって参考とさせていただきます。</p>

	意見概要	県の考え方
政策 未来を拓く子どもたちの育成		
35	子ども手当、学費無料を検討し、県内で就学や就職ができ一生愛媛で生活できるような県にしてほしい。	子ども手当や学費無料については、国の動向も踏まえながら、今後の施策展開に努めてまいりたいと考えています。 なお、教育環境の充実や県内雇用の創出については、御提言の趣旨を踏まえ、関係部局において具体的な取組みを進めてまいりたいと考えています。
36	未来を拓く子どもたちの育成と、子どもを増やす施策を強化してほしい。	御提言の趣旨を踏まえ、子どもたちが、学校や地域でもっと安心して学び、たくましく生きる力を備えた人間へと成長できる教育を推進するとともに、愛媛の子育てにもっと安心感が持てる施策の推進に努めてまいりたいと考えています。
基本政策4 やさしい^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり ~調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”~		
政策 自然と共生する社会の実現		
37	自然豊かな愛媛の環境が守れるようにしてほしい。 原発なども不要では。	施策50の中で、自然公園等の適正な保護と利用やエコツーリズムを積極的に推進し、生物多様性の保全に努めることとしているほか、施策51においては、農山漁村の活性化を通じ、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組むこととしており、御提言の趣旨を踏まえ、関係部局において具体的な取組みを進めてまいります。 なお、原発を含めたエネルギー利用につきましては、国の政策を見極めながら進めてまいりたいと考えています。

新しい愛媛県長期計画のアクションプログラム（案）に寄せられた市町意見と県の考え方

	意見概要	県の考え方
第3章 重点的な取組み方針		
西条市	限られた財源の優先的な投入は当然だが、財源の捻出に関する記述がほしい。	毎年度の予算編成過程の中で、財源状況を見極めながら、重点戦略方針を適切に反映させたいと考えています。
第4章 分野別計画		
1 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ～次代を担う活力ある産業を“創る”～		
活力ある産業づくり		
西条市	販路開拓は、国内にも目を向けるべきではないか。	9月に策定した長期ビジョン編において、海外を含め、域外の活力を取り込むだけでなく、足元である域内を固める方向性を示しており、アクションプログラムでは、地産地消の推進にも取り組む旨記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
施策1 地域に根ざした産業の振興		
今治市	県内企業や商店街に対して支援するとしているが、同じく意欲的に取り組む市町にもご支援いただけたらお願いしたい。	企業や商店街と同様な対応はできませんが、推進姿勢の2(1)の中で、市町に対する相談・サポート体制の構築に取り組むとともに、市町の行政機能の強化を図る旨記載しており、御意見の趣旨に応えられるよう努めてまいります。
松野町	「現状と課題」8行目「期待されている地域コミュニティの場としての」は、「地域コミュニティの場として期待されている」の方がいいのでは。	商店街には、地域コミュニティの場としての機能が期待されていることを明示する意味で、記載しています。
施策2 企業誘致・留置の推進		
今治市	今治市は世界的にも有数の海事関連産業・機関の集積地であるので、愛媛県においても更なる海事関連産業・機関の集積を推進していただきたい。	主な取組み1の中で、「地域特性に応じた業種をターゲットにした誘致活動への取組み」を記載しており、御意見の趣旨に応えられるよう推進していきたいと考えています。
施策4 新産業の創出と産業構造の強化		
今治市	新たなビジネスモデルとして、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの展開支援を盛り込んでいただきたい。	施策18 未来につなぐ協働のきずなづくりの主な取組み3の中で、「ビジネスの手法も取り入れた地域課題の解決方法や地域雇用の創出への取組み」を記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
西条市	新産業の創出では、企業間のマッチングも必要と思う。	「異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進する」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。

産業を担う人づくり		
今治市	最低賃金の引き上げを盛り込むことはできないか。	最低賃金の引き上げについて対応はできませんが、施策6「快適な労働環境の整備」の中で、「労働関係全般に係る相談に応じることや勤労者への資金貸付といった取組み」を記載しており、これらを通じて労働環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。
農林水産業の振興		
施策7 力強い農林水産業を支える担い手の確保		
今治市	有機農業の振興・推進を盛り込んでいただきたい。(施策9「選ばれる産地を目指した技術開発の推進」にも)	技術習得のサポートや生産技術の普及を盛り込み、有機農業も含めた各生産者のニーズに対応しながら、きめ細かなサポートを行っていくこととしています。 また、施策29においても、「食の安全・安心に向けたエコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組む」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
施策8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備		
今治市	地域の自然環境を守りつつとあるが、魚道の設置などの環境対応型、深水管理のできる畦畔整備など、環境配慮型の整備を進めていただきたい。	取組みの方向において、「地域の自然環境を守りつつ」と記載(施策51の取組みの方向でも「農林水産業と自然の共生を再現するため、景観・自然環境の保全や集落環境の整備に取り組むとともに」と記載)しており、環境への配慮は十分に留意した上で、各地域に応じた整備を進めることとしていることから、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
西条市	鳥獣害対策は、「地域の捕獲隊の組織化や狩猟者の育成」という表現があるが、鳥獣被害の防止には、狩猟者による駆除がもっとも有効であるため、「狩猟制度の見直し、関係法令の整備及び狩猟免許取得・更新に対する負担軽減のための支援」等一步踏み込んだ表現にしていきたい。 また、県下の鳥獣の生息数の実態把握がされていないため、生息調査を四国レベルで実施し、対策を立案すべきである。	鳥獣害防止対策は、侵入防止、捕獲の両面からの総合的な対策が必要であると考えています。 なお、四国レベルの対策については、「隣接県との連携捕獲に取り組む」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
愛媛ブランドの確立		
施策10 愛媛産品のブランド力向上と販路拡大		
松野町	主な取組み「3 地産地消の推進」の1行目「学校給食等への利用促進」を、「学校給食等への利用促進、食育活動」としては。	地産地消を進めるためには、食育活動の推進が効果的であることから、御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。 「学校給食等への利用促進など」 「学校給食等への利用促進や食育活動など、」

施策11 愛媛の魅力発信力の強化		
西条市	大阪にもアンテナショップがあればよいと思う。	県大阪事務所において、県産品の展示・販売を行っているほか、随時、物産展などのイベントも開催しています。
観光立県えひめの推進		
施策12 魅力ある観光地づくり		
西条市	観光面において、愛媛の資源を活用し映画のロケーションの誘致ができないか。	施策11 愛媛の魅力発信力の強化の中で、「ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の展開を積極的に支援する」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
四国中央市	<p>主な取組み（1 多彩で上質な観光地の形成... また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を活かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図り、リピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。...）について</p> <p>この点では、施策を具体的に推進する手法を明確に述べて頂きたいと考えます。例えば、「商品化に向けて旅行業者と連携し、現地調査や懇談会を開催します。」など。</p> <p>また、重点戦略方針の立案の際には旅行業者の開発委託費用や地元協議など、誘客促進事業のメニューを検討していただきたい。</p>	<p>今回の計画は、社会経済情勢の急速な変化等に的確に対応できる柔軟性を持たせるため、原則として、個別具体の取組み内容までは記載せず、施策の方向性などを示すまでにとどめています。</p> <p>御意見の部分は、「プログラム策定やルート開発といった手法を用いる」旨を記載しています。</p> <p>なお、平成24年度重点戦略方針については、全庁的な政策論議を通じて策定し、先般、発表したところですが、次年度以降の策定に当たっても、引き続き、県政を取り巻く環境変化や、当計画の進捗状況、県民ニーズなどを踏まえながら策定していくこととしています。</p>
交流・連携の推進		
松野町	「県内基礎自治体」は「県下20市町」、「近隣自治体」は「近隣県」、「基礎自治体」は「市町」と記載した方が柔らかい感じがするのでは。	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>「<u>県内基礎自治体</u>」 「<u>県内20市町</u>」 「<u>近隣自治体</u>」 「<u>近隣県等</u>」 「<u>相手方の県や基礎自治体</u>」 「<u>相手方の県や市町村</u>」</p>
施策14 広域交流・連携の推進		
四国中央市	<p>取組みの方向（県内基礎自治体等が連携しながら、広域的に対応すべき課題に対して、県がリーダーシップを発揮し、解決に向けた最適な連携体制の構築支援に努めます。）について</p> <p>市町が連携して自主的に取り組むものは、県は後方支援に徹し、市町の求めに応じて県がリーダーシップを発揮する、というのが補完性の原理だと考えるので、そうした表現に改めるべきだと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>「<u>広域的に対応すべき課題に対して、県がリーダーシップを発揮し、解決に向けた最適な連携体制の構築支援に努めます。</u>」</p> <p>「<u>広域的に対応すべき課題の解決に向けて、主体的に取り組むことができるよう最適な連携体制の構築支援に努めます。</u>」</p>

<p>四 国 中 央 市</p>	<p>主な取り組み（４ 県民などが行なう交流活動支援） <u>「商業や福祉・医療、交通ネットワーク、教育など住民生活の基盤となる機能の相互補完を図るとともに、多様な交流を通じて地域の魅力を向上させるため、観光や物流、産業、文化、学術など様々な分野において交流活動に取り組む県民や団体等の活動を支援します。」</u>について 主語がなく、抽象的でわかりにくい表現となっています。例示を挙げている機能の相互補完がイメージしづらいため、この質疑応答の回答の中で構いませんので、「商業」「福祉・医療」「交通ネットワーク」「教育」それぞれについて、「住民生活の基盤となる機能の相互補完を図る」例を具体的に示していただきたいと思ひます。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり全文を修正しています。 （修正後） <u>「地域の魅力を向上させるため、商業や福祉・医療、交通ネットワーク、教育など、住民生活の基盤となる機能の相互補完を図るほか、観光や物流、産業、文化、学術など、様々な分野において多様な交流活動に取り組む県民や団体等の活動を支援します。」</u> なお、具体的には、「小売業の宅配サービス時における子どもやお年寄りの見守り・声掛けサービス」や、「通勤・通学バスのコミュニティバスの活用」などを考えています。</p>
<p>交通ネットワーク光立県えひめの推進</p>		
<p>施策 16 広域・高速交通ネットワークの整備</p>		
<p>今 治 市</p>	<p>しまなみ海道の原付・自転車歩行者道の料金無料化についても盛り込んでいただきたい。</p>	<p>主な取り組み 1 の中で、「本四高速道路をはじめとする高速道路等が利用しやすくなるような利用料金の見直し」について記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p>
<p>松 山 市</p>	<p>離島航路のみならず広域航路（愛媛 - 阪神・中国・九州間）の維持確保についても、どちらかの施策の「主な取り組み」の中に、しっかりと明記していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり追加しています。 3 フェリー・旅客船航路の維持 <u>「環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。」</u></p>
<p>施策 17 地域を結ぶ交通体系の整備</p>		
<p>今 治 市</p>	<p>主な取り組みの項目に「自転車通行空間の整備」を追加してはどうか。 （理由） 東北大地震の影響や近年のエコ・健康志向により自転車都市交通の移動手段として注目を集めているが、自転車専用レーン等のハード面での整備が追い付いていないのが現状である。県下においても自転車をまちづくりに活用している地域もあり、今後も自転車有効活用する方向で社会情勢も推移するものと想定されるため。</p>	<p>主な取り組み 1 に記載している「道路のバリアフリー化や歩道整備の推進」は、地域間の交流・連携を支える自転車道の整備も含めており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p>
<p>今 治 市</p>	<p>島嶼部住民の生活道路である、しまなみ海道の通行料金の引き下げについて盛り込んでいただきたい。</p>	<p>施策 16 の主な取り組み 1 の中で、「本四高速道路をはじめとする高速道路等が利用しやすくなるような利用料金の見直し」について記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p>

西条市	目標数値の欄で、現状値と目標値の数値に差がない。整備の推進の必要性がないように受け取れる。	過去の推移や現在の社会経済情勢から、今後、さらなる悪化が見込まれている指標については、4年間の施策効果によって、少しでも悪化スピードを緩和させることを目指して、目標値を設定しています。
松野町	主な取組み「3 公共交通を補う新たな交通システムの構築」の1行目「地域における住民の足を」を「高齢化が進み、交通弱者が増える中で、地域…」としては、	御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。 「地域における住民の足を…」 「 高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を… 」
2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～		
支え合う福祉社会づくり		
松野町	表題を除いて、「障害者」を「障害のある人」に統一してはどうか。 (一般的に文章の中では、障害者より障害のある人といった表現が最近では使われていると思います。例として、115ページでは「障害者」ではなく「障害のある子ども」という表現となっており、全体的に統一すればどうでしょうか。)	「障害」や障害者の「者」にあたる部分の表記の在り方は、国の「障がい者制度改革推進会議」で引き続き審議を行うとされており、現在のところは、改正障害者基本法や国の総合福祉法の骨格提言等においても「障害者」が使われていることから、本計画においては「障害者」を使用することとしています。
健康づくりと医療体制の充実		
施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり		
今治市	健康づくりの取組の一つとして、農林水産業と連動した食育の推進を掲げていただきたい。	主な取組み1に記載している「特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージにあった食育の推進」は、農林水産事業者や食品関連事業者等と連携した食育の推進も含めており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
安全・安心な暮らしづくり		
施策30 水資源の確保と節水型社会づくり		
松山市	「水資源の確保」とは広義の意味を除き、一般的に「新たな水資源を開発すること」を指すと思慮します。そこで、「水資源の有効活用や保全」と「確保」との関連の記述を追加されるか、「取組みの方向」にある「総合的な水資源管理」とされる方が適切ではないでしょうか。	施策名における水資源の確保とは、新たな水資源の開発のみを意味したのではなく、広い意味で、水資源の適切な管理により水不足の不安がない状態を確保する必要性を表現したものです。 なお、施策名は分かりやすい簡明な表現に努めるため、「水資源の確保」としています。
松山市	「現状と課題」において、6行目「…水需要は、人口の減少や湧水対策への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にありますか、…」のうち、「湧水対策」と「低下傾向」の因果関係がわかりにくいと思慮します。そこで、「湧水対策への県民意識の高まり」よりは、「節水への県民意識の高まり」とされる方が適切ではないでしょうか。	御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。 「湧水対策への県民意識の高まり」 「 <u>節水</u> への県民意識の高まり」

<p>施策31 交通安全対策の推進</p>		
今治市	<p>しまなみ海道がサイクリストの聖地として認知されてきているものの、市街地等の自転車通行環境は、自歩道や自転車通行不可の歩道等が入り乱れて設置されており、良いとは言えない。10月の警察庁通達に則した自転車通行環境の整備（車道の左側通行サインや自転車専用信号の整備、自歩道・自転車横断帯の撤去等）について盛り込んでいただきたい。</p>	<p>自転車に関わる交通事故への対策の必要性については認識しており、主な取組み3の中で、「利用者に対する安全意識の啓発、違反行為に対する取締りの強化とともに、交通量の多い場所でも安全に走行できる自転車通行環境の整備」について記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p> <p>なお、歩道の整備についても、施策17の主な取組み1の中で、「道路のバリアフリー化や歩道整備推進」といった取組みを記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p>
西条市	<p>交通安全では、高齢者のための教育の推進のみならず、全県民を巻き込んだ教育の推進が必要である。</p>	<p>高齢者については、自転車事故が多いことを踏まえて、主な取組みで具体的に記載しています。</p> <p>なお、全県民を巻き込んだ交通安全教育の推進については、取組みの方向に「関係機関・団体等が協力して広報・啓発活動や交通安全教育を実施することにより、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図る」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p>
<p>災害に強い県土づくり</p>		
<p>施策34 防災・危機管理体制の充実</p>		
松山市	<p>防災対策の基本は、「自助7割」、「共助2割」、「公助1割」といわれ、行政として対応できる施策にも限界があるものの、「公助」を最大限に生かすためには、県・市町間の連携は必須であります。東日本大震災の現状について、災害と障がい者の関係について話し合われた、内閣府設置の障がい者制度改革推進会議（第32回、平成23年5月23日開催分）でも、市町村と県との連携がとれていない状況が詳細に報告されております。災害時要援護者対策において、県・市町間の日常からの連携が密になされているかという現状を省みると、このような縦割りの行政のマイナス面が、災害時の対応に遅れをもたらす要因の一つになると考えられます。そこで、「主な取組み」において、災害時要援護者対策に係る市町との連携について加えていただきたい。</p>	<p>災害時要援護者対策の避難支援については市町が取り組む事項であるが、県としても市町を支援する必要があることから、施策34の主な取組み5の中で「災害時要援護者支援において中心的役割を果たす防災士の養成」について記載していますが、例示にもありますように「障害者」については、その種別ごとのニーズが多様であり、地域において特段の配慮、方策の検討が必要であることから、御意見を踏まえて、施策22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくりにおいて、次のとおり追記しています。</p> <p>（取組みの方向） 「…市町等関係機関と連携しながら、…さらには、<u>地域における災害時の支援体制の整備促進に努める…</u>」</p> <p>（主な取組み 1） 「…災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。」</p>
<p>施策35 災害から県民を守る基盤の整備</p>		
今治市	<p>県と今治市はそれぞれ建設業協会と災害時における応援協定を結んでいるが、大規模災害発生時には建設業協会に対して県と市の応援要請が重なる場合があるので、災害復旧への迅速な対応についてご検討いただきたい。</p>	<p>主な取組み3に記載している「災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制の強化」は、建設業協会との連携強化も含めており、御意見の趣旨も踏まえ、建設業協会との連絡等を密に取りながら、スムーズな災害復旧が行われるよう努めていきたいと考えています。</p>

3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ~未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”~		
未来を拓く子どもたちの育成		
西条市	教育面では、学校間の連携も重要と考える。	「学校間の連携」も含めて、「学校や家庭、地域が連携・協力してつくる安全で充実した教育環境」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
施策 41 教職員の資質・能力の向上		
西条市	成果指標に「研修を受講した教員による授業への活用度」があるが、研修は、全て児童生徒へ還元することを踏まえると、目標値がもう少し高くてもよいと思う。	成果指標の目標値については、過去の実績や、既に比較的高い水準に達している点などを踏まえ、4年間で10ポイント程度の上昇を目指すことを目標に設定しており、適正であると考えています。
生涯学習と文化の振興		
西条市	愛媛の偉人について学ぶことによって、愛媛県、郷土への愛情が育まれる。これは、各地域での先人について学ぶことと共通しているため、「(3)生涯学習と文化の振興」のどこかにその表現が必要だと思う。	施策 42 学び合い高め合う生涯学習社会づくりの主な取組み1 自立的な学びへの支援の中に、「...県民自らが愛媛らしさを探究する地域学(愛媛学)の普及推進...」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ~調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”~		
環境と調和した暮らしづくり		
施策 46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進		
西条市	成果指標の「小中学校における環境教育年間指導計画策定率」はやや低いように思う。(もう数パーセント高くてもよいのではないか。) また、高校生に関する記述もはっきりすべきではないかと思う。高校でも環境教育について触れており、高校生は地域のリーダーになる存在と思う。	成果指標の目標値については、過去の実績を踏まえ、教育課程研究集会等を通じて指導を強化することにより、毎年1ポイント程度の上昇を目指すことを目標に設定しており、適正であると考えています。 なお、主な取組み1 学校・地域等における環境教育・学習の充実に記載している「学校での総合的な学習」には、高校生に対する環境教育も含めており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。
西条市	環境保全活動では、企業の社会貢献活動の推進をテーマに掲げることも重要である。	主な取組み3 多様な主体との協働による環境保全活動の促進の中に「環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境パートナーシップの構築に向け、自主的な環境保全活動等を促進する」と記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。

第5章 地域別計画		
圏域の考え方		
四国中央市	<p>市町村合併の進展や、道路や情報通信網などの社会基盤整備の拡充に伴う生活圏域や経済圏域の広域化に加え、地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まりなど、行政課題の多様化や広域化への適切な対応が求められていることから、<u>広域行政の中核拠点としての役割を担う東予、中予、南予の3地方局が管轄する地域を、一体的な地域づくりを推進する圏域として設定</u>しています。</p> <p>この点については、東予、中予、南予ともにそれぞれ一つの地域を形成してきた歴史があり、地方局の管轄する地域で圏域設定したという表現は少し乱暴な印象を受けます。3つの地方局を各エリアに設置した考え方の観点から記述すべきと考えます。</p>	<p>前段に記載している「市町村合併の進展や、…地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まり…」の部分は、平成20年4月の地方局再編の考え方も踏まえ、今後10年後の地域の姿を見据えながら、圏域の考え方を記載しています。</p>
東予地域		
西条市	<p>地域資源を活かした観光交流として「食」を切り口にした記述を加えてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>広域観光ルートの構築において 「…人材の育成を図るとともに、新たな土産品の開発や滞在時間の延長…」</p> <p>「…人材の育成を図るとともに、<u>地域資源を活かした土産品、「食」の開発や滞在時間の延長…</u>」</p> <p>なお、地元食材等を活かした「食」については、観光資源の一つとして重要であると認識しており、県の観光振興基本計画において、「食」を切り口とした観光振興施策に取り組むこととしています。</p>
四国中央市	<p>地域の課題（中核企業を支える高い技術力を有する中小企業が多く集積していますが、…また、<u>域内企業の多くが下請けに甘んじてきた傾向があり、異業種との交流や独自の研究開発、販路開拓などに、もっと積極的に取り組み、企業体質の強化を図る必要があります。</u>）について</p> <p>「多くが下請けに甘んじてきた傾向があり、」とありますが、下請けがマイナスイメージと誤解を招くような記述は適切でないと思われるため削除すべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>「…<u>域内企業の多くが下請けに甘んじてきた傾向があり、…</u>」</p> <p>「…<u>域内企業には、下請け体質から脱却できていない傾向もあり、…</u>」</p>
西条市	<p>「勇壮な祭り」の表現について。かつて愛媛県と西条市、新居浜市が一致協力して、西条祭りと新居浜祭りを「日本一の祭り」としてPR事業等に取り組んだ実績がある。単に「勇壮な祭り」という表現で済ませるのではなく、もっとアピールしてはどうかと思う。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>「勇壮な祭り」</p> <p>「<u>豪華絢爛なだんじり、勇壮華麗な太鼓祭り</u>」</p> <p>なお、西条祭りと新居浜太鼓祭りは重要な観光資源として認識しており、今後、観光振興施策として、これら祭りも含めPR方法等を検討すべきものと考えています。</p>

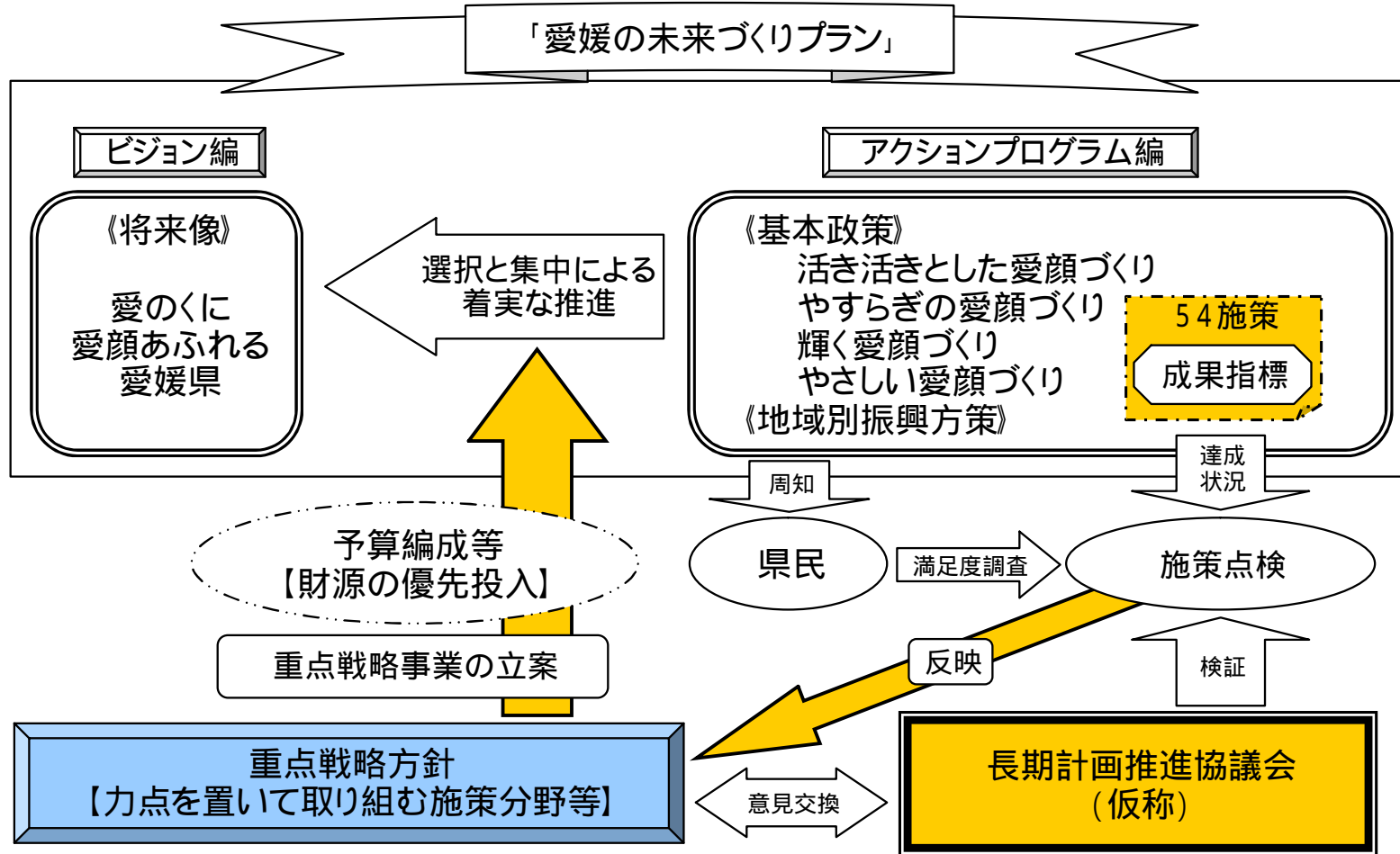
<p>四 国 中 央 市</p>	<p>地域の課題（自転車でも歩いても渡れるしまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、勇壮な祭り、紙文化など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、全国的な知名度は低く、本州から松山・道後温泉に入る動線上にある立地を活かした観光振興を図る必要があります。）について</p> <p>基本構想（案）の意見提出において「地域づくりの方策」に係る東予地域の記述に対し、「紙文化」という文言の加筆修正をお願いした経緯があります。県の回答では、「紙文化」という記述だけでは、正確に理解されない可能性もあると考えられることから、今後、アクションプログラムの中で、記載を検討してまいりたい」との回答でありました。歴史につなげた言葉として「紙文化」としていたところですが、本文の文章表現が変わっているにもかかわらず表記は「紙文化」のみとなっています。</p> <p>例えば、「自転車でも歩いても渡れるしまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、勇壮な祭り、紙文化に関わるイベント・施設など」等の記述に修正をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>「紙文化」</p> <p>「<u>水引き細工等伝統的な紙文化</u>」</p>
<p>四 国 中 央 市</p>	<p>四国中央市では、国道11号が製紙関連車両の通行により渋滞が緩和されておらず、R11BP、臨港道路建設が急がれます。産業発展・防災の面からも喫緊の課題となっていることから、「産業の集積地では、住工分離を計画的に進めてきましたが、依然、生活路線の慢性的な渋滞が緩和されておらず、産業道路の整備が必要となっています。」を追記すべきと考えます。</p>	<p>国道11号の渋滞緩和は、東予地域全体を貫く幹線道路として重要な課題であることから、御意見を踏まえ、次のとおり修正しています。</p> <p>交通ネットワークの充実において</p> <p>「今治小松自動車道の早期全線開通など主要道路の整備や…」</p> <p>「<u>今治小松自動車道の早期全線開通や国道11号の渋滞緩和対策などの主要道路整備や…</u>」</p> <p>なお、産業発展、防災対策の視点からの主要道路の整備については、県として重要な課題と認識しており、分野別計画「施策16 広域・高速交通ネットワーク」、「施策35 災害から県民を守る基盤の整備」において取り組むこととしています。</p>
<p>四 国 中 央 市</p>	<p>企業留置による雇用の確保（産業集積の中核となっている企業が生産拠点を海外等に移転することを防止するため、立地存続に必要な港湾、道路等のハード整備に取り組むとともに、企業ニーズを把握し、企業の立場に立ったフォローアップを行うことにより企業留置に努め、雇用の場の確保を図ります。）について</p> <p>中予では「新たな企業誘致にも取り組みます。」南予では「企業誘致を推進します。」との記述があるが、東予は「企業留置」とその取り組みに大きな開きを感じます。産業振興を図るためには、地場産業の振興、企業誘致、創業支援が必要であり、企業留置だけでなく企業誘致・創業支援についても記述すべきと考えます。</p>	<p>円高の急激な進展やデフレの長期化などを背景に、中核となっている企業が生産拠点を海外等に移転する動きがある中で、産業集積地という地域の特性を考えると、企業誘致ももちろん重要ですが、まずは、企業の留置対策に取り組む必要があると考えています。</p> <p>なお、企業誘致、創業支援については、県全体の重要な課題と認識しており、分野別計画「施策2 企業誘致・留置の推進」、「施策4 新産業の創出と産業構造の強化」において取り組むこととしています。</p>

今治市	<p>しまなみ地域の活性化において、スローサイクリング サイクリングに修正いただきたい。</p>	<p>地域との交流人口の拡大や地域経済への波及を目的として、潮流体験や漁家民宿など、グリーンツーリズムを体験しながら周遊する、滞在型のサイクリングの普及に焦点を当てて「スローサイクリング」と表記していましたが、この趣旨をより分りやすくするため、「周遊・滞在型のサイクリング」に修正しています。</p>
四国中央市	<p>社会的弱者を支えるコミュニティ力の充実（子どもや高齢者、障害者などが周囲に支えられ、住み慣れた街で、生涯、安心して暮らすことができる地域社会づくりを支援します。）について</p> <p>文章的に漠然とした感があり、アクションプログラムであるなら、もう少し具体的な方針が読み取れる内容にすべきと考えます。</p>	<p>福祉を取り巻く環境は、地域ニーズや地域特性に応じ千差万別であるため、包括的な表現にならざるを得ませんが、社会的弱者を支えるコミュニティ力の育成は、福祉行政の重要な課題であると考えており、住民の意向や基礎自治体である市町の工夫を活かした福祉社会づくりを支援していきたいと考えています。</p> <p>このことは、特に、東日本大震災の教訓を今後活かした取組みの一つであると考えています。</p>
四国中央市	<p>地域内連携の推進（共通する地域課題に対応し、都市機能のより一層の強化を図るため、管内の市町はもとより経済関係団体を始め各種団体の地域内連携を推進します。）について</p> <p>基本構想P10における「医療・福祉などの生活基盤を始めとする様々な都市機能を互いの連携により更に高める」ための方策の一つが、「地域内連携の推進」だと思われませんが、どのような取組みを行うことを予定しているのかご教示願います。</p> <p>現在実施している「東予地方局政策懇談会」との関係をご教示願います。</p> <p>また、地域内連携の推進により、どのように「都市機能のより一層の強化を図る」のか、その道筋を具体的にご教示願います。</p>	<p>連携のあり方については、様々な分野における施策の具体化を図る上で、今後、個別に検討すべきものと考えています。</p> <p>地域政策懇談会は、地方局予算の編成等、県の施策を有効に推進するため、各界各層の地域代表者から地域課題に対する意見要望等を聴取する場として開催することとしています。</p> <p>一般論として、例えば、地域内の医療・福祉機関では、それぞれ特性のある専門機能を有しており、それら機能を相互に連携・補完することで、地域内の医療・福祉サービスの向上に繋げていくことができると考えています。</p>
今治市	<p>交通ネットワークの充実において、しまなみ海道通行料金の引き下げについて記載いただきたい。</p>	<p>しまなみ海道の料金引き下げについては、分野別計画「施策16 広域・高速交通ネットワークの整備」の主な取組み1の中で、「本四高速道路をはじめとする高速道路等が利用しやすくなるような利用料金の見直し」について記載しており、御意見の趣旨は反映できていると考えています。</p> <p>なお、地域別計画では、四国最大の産業拠点として、東予地域のさらなる産業の発展、或いは、防災対策などの視点に立ち、必要な取組みを記載していますので、御理解願います。</p>

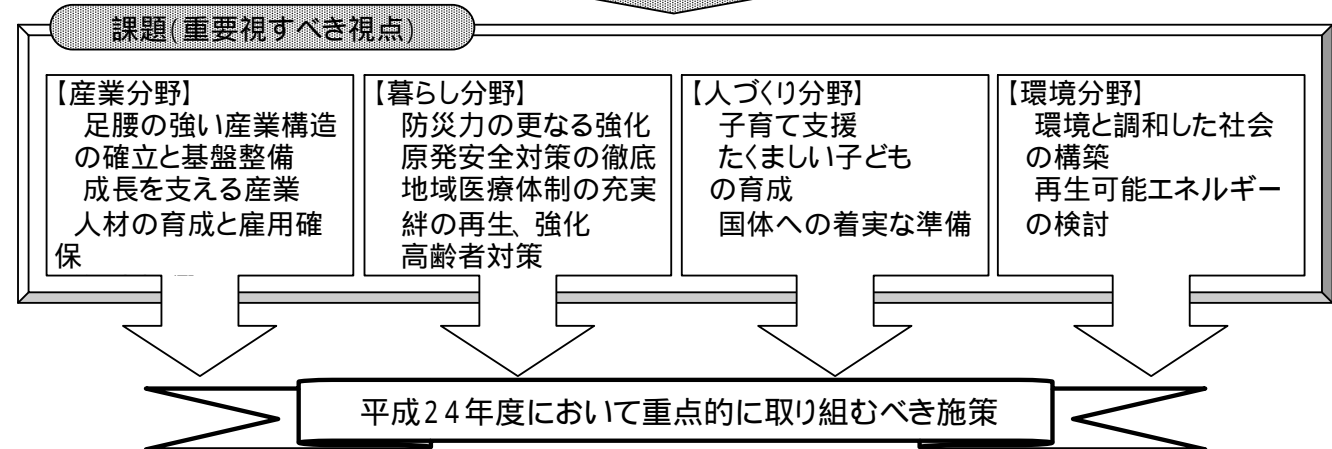
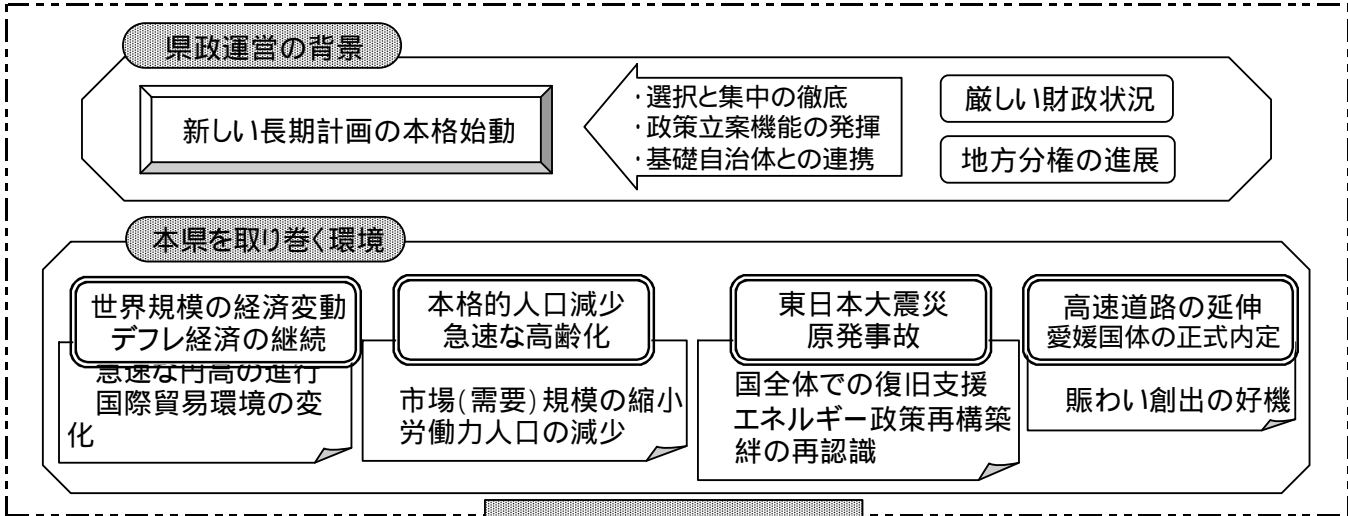
西条市	<p>国道11号の道路改築は事業化から30年を超えるものもあり、現道交通環境も悪くものづくり産業に支障をきたしているため、事業明記をして道路事業を推進すべきである。また、地震時の復旧支援のための海上輸送の重要性から重要港湾整備を明記すべきであるとの認識の下、次の点の追加を考慮していただきたい。</p> <p>【具体的に】 (原案)今治小松自動車道の早期全線開通など主要道路の整備や離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路など、 (以下、下線部分を追加要望)今治小松自動車道の早期全線開通、<u>国道11号の渋滞緩和・環境保全のため川之江・三島バイパス、新居浜バイパス、小松バイパスなどの主要幹線道路の早期整備や離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、</u>鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路および重要港湾の早期整備など</p>	<p>国道11号の渋滞緩和は、東予地域全体を貫く幹線道路として重要な課題であることから、御意見を踏まえ、次のとおり修正しています。</p> <p>交通ネットワークの充実において 「今治小松自動車道の早期全線開通など主要道路の整備や…」</p> <p>「今治小松自動車道の早期全線開通や国道11号の渋滞緩和対策などの主要道路整備や…」</p> <p>なお、防災対策の視点からの港湾整備については、県として重要な課題と認識しており、分野別計画「施策35 災害から県民を守る基盤の整備」において取り組むこととしています。</p>
四国中央市	<p>交通ネットワークの充実(今治小松自動車道の早期全線開通など主要道路の整備や離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、...)について、次のとおり修正してはどうか。</p> <p>今治小松自動車道の早期全線開通や産業道路などの主要道路の整備拡充や離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、...</p> <p>(理由) 四国中央市では産業の発展、防災対策、まちづくりのためにはR11BP、臨港道路の整備が必要な時期にきています。</p>	<p>国道11号の渋滞緩和は、東予地域全体を貫く幹線道路として重要な課題であることから、御意見を踏まえ、次のとおり修正しています。</p> <p>交通ネットワークの充実において 「今治小松自動車道の早期全線開通など主要道路の整備や…」</p> <p>「今治小松自動車道の早期全線開通や国道11号の渋滞緩和対策などの主要道路整備や…」</p> <p>なお、産業発展、防災対策の視点からの主要道路の整備については、県として重要な課題と認識しており、分野別計画「施策16 広域・高速交通ネットワーク」、「施策35 災害から県民を守る基盤の整備」において取り組むこととしています。</p>
四国中央市	<p>交通ネットワークの充実(...住民ニーズに応じた福祉バスやデマンド交通(乗合タクシー)などを適切に組み合わせることにより、まちづくりの基盤となる交通ネットワークの充実に取り組みます。)について</p> <p>「住民ニーズに応じた福祉バスやデマンド交通(乗合タクシー)などを適切に組み合わせることにより、」は、主語がありません。市町が取り組むことを想定しているのであれば、その旨明示するとともに、なぜこのような取組みを進めると考えたのか市町に説明をしていただきたいと考えます。</p>	<p>高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通(乗合タクシー)などの新たな交通システムの構築を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、今回の計画は、社会経済情勢の急速な変化等に的確に対応できる柔軟性を持たせるため、原則として、個別具体的取組み内容までは記載せず、施策の方向性などを示すまでにとどめていますが、具体の事業化を進めるに当たっては、必要に応じて、適切な手続きを進めることとしています。</p>

四国中央市	<p>都市環境づくりの推進（地元企業及び地域住民との連携・協力による中央分離帯の防草対策など、創意工夫による維持管理手法により、コストの縮減を図り、道路施設等の効率的・効果的な管理に努めながら、快適で安全な都市環境を維持します。）について</p> <p>都市環境づくりの重点的に推進する施策として防草対策など管理手法について、企業や地域住民との協働についての記述がありますが、ここでは「都市機能の充実」について記載されるべきであり、アクションプログラムとするには少し取組が弱いのではないかと考えます。</p>	<p>都市環境は、一般的に都市に関する交通、防災、環境、福祉分野など、幅広く捉えられていますが、地域別計画における都市環境づくりの推進は、地域と協働したまちづくりや地域住民にとって身近な生活環境の整備を趣旨としており、現在、取組みを始めた中央分離帯の防草対策を例示的に記述したものです。</p>
第6章 推進姿勢		
1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”		
(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦		
四国中央市	<p>文中「...県自らも「自主・自立のえひめ」を目指して、一層の行政改革に取り組んでいきます。」について</p> <p>県の規制については隣の香川県に比べると5倍の格差がある基準（ ）もあり、やはり県自らがその見直しを図ることが、県民、企業等の活動の支援にもつながると考えます。えひめ夢提案の推進や、県の規制見直し・緩和を推進していく記述をお願いしたい。</p> <p>例 県環境影響評価条例において環境アセスメントの対象となる廃棄物処理施設（焼却施設）の基準</p> <p>愛媛 処理能力50t/日以上 香川 処理能力250t/日以上</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正しています。</p> <p>2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”</p> <p>(2) 多様な主体との協働・連携</p> <p>「新たな施策展開につなげるほか、様々な主体がそれぞれの特性や強みを活かして...」</p> <p>「新たな施策展開につなげるほか、さらなる規制緩和の推進などにより、多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かして...」</p>
その他		
西条市	<p>「障害者」の表記は「障がい者」という表記が望ましいと思う。</p>	<p>障害者への差別、偏見を助長しかねないとして、複数の案が出されている「障害」の表記については、現在、国の「障がい者制度改革推進会議」で引き続き審議を行うとされており、現在のところは、改正障害者基本法や国の総合福祉法の骨格提言等においても「障害者」が使われていることから、本計画においては「障害者」を使用することとしています。</p>
西条市	<p>見える化（視覚に訴えるものとしての写真、イラスト、グラフ等）の配慮がほしい。</p>	<p>御意見のとおり、冊子においては、写真やイラスト、グラフを掲載することとしています。</p>
西条市	<p>政策を具現化するためには「人づくり」「人材(人財)マッチング」が重要であるので積極的な記述をお願いしたい。</p>	<p>御意見のとおり、これからの愛媛を支える人づくりは大変重要であると考えており、4つの愛顔づくりの1つに「未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む” 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり」に取り組むこととし、分野別計画のそれぞれの施策の中で、地域や団体、企業等との連携・協力を推進する取組みを記載しています。</p>

<p>四国中央市</p>	<p>目標値が現状値と同じ数値、また下回るもの、前年度対比值等、現状と課題にその根拠となる記述が無いため非常に理解し難いと思われます。</p> <p>施策によっては将来現状より悪化するものは現状維持を目標にすることもあり、また場合により現状値を下回る目標値を設定するものもあると想定されますが、「現状と課題」、「取組みの方向」と、「目標」との関連が読み取れるような記述、もしくは目標値の備考欄に考え方を示すことにより県民にわかりやすい表記にすべきだと考えます。</p>	<p>御意見のとおり、冊子においては、巻末に指標の説明一覧を掲載することとしています。</p>
<p>四国中央市</p>	<p>主語が無い文章は、誰が何をやるのかわかりにくくなっていますので、主語を記載するよう全般的に見直しをお願いします。中には市町が主語になるようなものも見受けられ、取組主体を明確にするためにも主語を記載すべきだと考えます。</p> <p>そして特に「主な取組み」のうち、市町が主語になるものがあれば、県において一方的に記載するのではなく市町の担当部局へ県から事前に説明を行っていただきたいと考えます。</p>	<p>愛媛の未来づくりプランは県の計画であり、原則、県が取り組む内容について記載しています。</p> <p>ただし、事業実施に当たっては、市町はもとより、県民や企業、団体などを含め、オールえひめで取り組む必要がありますので、愛媛の力を結集して推進していきたいと考えています。</p>



平成24年度重点戦略方針



【基本政策】 生き活きとした 愛顔あふれる 「えひめ」づくり	【基本政策】 やすらぎの 愛顔あふれる 「えひめ」づくり	【基本政策】 輝く 愛顔あふれる 「えひめ」づくり	【基本政策】 やさしい 愛顔あふれる 「えひめ」づくり
新産業の創出と産業構造の強化 若年者等の就職支援と産業人材力の強化 力強い農林水産業を支える担い手の確保 広域・高速交通ネットワークの整備 愛媛製品のブランド力向上と販路拡大 魅力ある観光地づくり	防災・危機管理体制の充実 災害から県民を守る基盤の整備 原子力発電所の安全・防災対策の強化 未来につなぐ協働のきずなづくり 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現	安心して産み育てることができる環境づくり 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進 競技スポーツの振興	豊かな自然環境と生物多様性の保全 再生可能エネルギーの利用促進
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 《重点的推進姿勢》 「チーム愛媛」の推進による 基礎自治体との連携 </div>			

24年度当初予算での取り扱い

重点戦略方針に基づく事業の取り扱いについては、地方財政対策等を見極めたうえで、予算編成過程において調整、決定する。

平成24年度当初予算編成のポイント

1 対応方針

我が国経済は、世界的な金融経済危機に直面し、国や地方公共団体は東日本大震災への対応とあわせて経済対策の実施が求められているが、国では復旧・復興対策に要する財源の捻出方法も未だ決まっておらず、地方税収や地方交付税の動向が不透明であるため、今後の地方財政収支等を見通すことは極めて困難な状況。

このような中、本県では、これまで全庁一丸となって財政構造改革に取り組んできたが、今後も防災対策や新長期計画と連動した施策展開が求められており、引き続き厳しい財政状況が続くと予想されることから、これまでの取組みを継続しつつ、新たな数値目標を掲げた「財政健全化基本方針（案）」を策定したところであり、今まで以上にメリハリを徹底して予算編成に努めていく必要がある。

2 24年度当初予算編成に向けた具体的取組み

- (1) 「財政健全化基本方針（案）」及び「新しい行政改革大綱（案）」を踏まえ、引き続き歳入歳出全般にわたる見直しに努めること。
- (2) 知事公約の実現を図るため、特別枠を設定するので新長期計画の「重点戦略方針」等を踏まえて要求すること。
- (3) 東南海・南海地震等の大規模災害に備えるため、「防災・減災強化枠」を設定するので、対応を要する課題について要求すること。
- (4) 地方局からの予算要求システムを継続し、「地方局直接予算要求枠」を設定するので、適切に対応すること。
- (5) 現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、その対策には万全を期すこと。
- (6) 南予地域の活性化対策については、引き続き配慮すること。
- (7) 要求に当たっては、県民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、以下の視点で各事業を見直すこと。
 - ① どうしても続けるもの
 - ② 続けるけれども効率化するもの
 - ③ 期限付きで続けるもの
 - ④ すぐに止めるもの

3 財源の配分

- (1) 各部局の枠配分額は、23年度9月現計予算額を基に、外部評価などの行政評価や予算施策優先度を考慮した額とする。

[枠配分算定基礎]

性質分類	一般財源削減率	(参考) 前年度平均
維持管理費	△5%	—
維持管理費(指定管理)	—	—
公共事業費	△10%	—
定型的県単独事業費	△10%	—
一般県単独事業費	△10%	—
直轄事業負担金	△10%	—
一般行政指導経費	△10%	—

- (2) 今後、国の24年度予算編成の動向や景気の変動等により、一般財源の見通しに大幅な変動が生じた場合には、減額を含めた再配分を行うことがある。

愛媛県新長期計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 本県の新しい長期計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、専門的及び総合的な立場からの意見を聴くため、愛媛県新長期計画策定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、計画の基本的な在り方、主要な課題及び施策並びにその他計画の策定に必要な事項に関し、専門的な知見に基づき総合的な立場から意見を述べる。

(組織)

第3条 会議は、知事が委嘱する委員25人以内をもって組織する。
2 会議に委員長及び副委員長それぞれ1人ずつ置く。
3 委員長は、委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
4 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(解散)

第5条 会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画振興部管理局総合政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月13日から施行する。

愛媛県新長期計画策定会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
藍場 建志郎	(株)日本政策投資銀行松山事務所長
井口 梓	愛媛大学法文学部特命准教授
池田 隆	(株)いよぎん地域経済研究センター主席研究員
伊東 道子	愛媛県保育協議会会長
井部 健太郎	久万造林(株)代表取締役
大内 由美	愛媛県若年者就職支援センター長
大隈 満	愛媛大学農学部教授
甲斐 朋香	松山大学法学部准教授
桐木 陽子	松山東雲短期大学教授
窪田 理	社団法人愛媛県医師会常任理事
小池 あゆみ	衣サイクル研究会会長
堺 雅子	えひめ障害者就業・生活支援センター所長
白塚 重典	日本銀行松山支店長
園部 修也	(株)愛媛銀行 ひめぎん情報センター上席主任研究員
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
千代田 憲子	愛媛大学教育学部教授
東淵 則之	松山大学経営学部教授
中尾 辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
林 和男	愛媛大学副学長・社会連携推進機構長
日野 克博	愛媛大学教育学部准教授
松井 宏光	松山東雲短期大学教授
松本 美紀	愛媛大学防災情報研究センター准教授
水野 裕太郎	(株)アドバンテック経営企画室長
安河内 賢弘	J A M 四国執行委員長

傍聴要領

愛媛県新長期計画策定会議

〔平成23年4月13日設置〕

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議の開催時刻までに、会場前の受付で氏名、住所及び連絡先の電話番号又はFAX番号を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- ・ 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしてしめないこと。
- ・ プラカード、はちまき、腕章等を携帯し、又は着用しないこと。
- ・ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ ビラ、資料等の配布はしないこと。
- ・ 会議場内では、ポケベル、携帯電話等の電源を切り、使用しないこと。
- ・ 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- ・ やむを得ず会議開催後入退室を行う場合は、静かに行うこと。
- ・ その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- ・ 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- ・ 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。